# 福島県地域防災計画

一般災害対策編

福島県防災会議

# <<一般災害対策編目次>>

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的及び方針・位置づけ	1
第2節	基本方針と活動目標	
第3節	福島県の概況と災害要因の変化	6
第4節	調査研究推進体制の充実	
第5節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	14
第2章	災害予防計画	21
第1節	防災組織の整備・充実	21
第2節	防災情報通信網の整備	31
第3節	気象等観測体制	35
第4節	災害別予防対策	38
第5節	雪害予防対策	46
第6節	火災予防対策	53
第7節	建造物及び文化財災害予防対策	56
第8節	電力、ガス施設災害予防対策	58
第9節	緊急輸送路等の指定	64
第10節	避難対策	77
第11節	医療(助産)救護・防疫体制の整備	81
第12節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	85
第13節	航空消防防災体制の整備	88
第14節	防災教育	90
第15節	防災訓練	93
第16節	自主防災組織の整備	96
第17節	災害時要援護者予防対策	99
第18節	ボランティアとの連携	102
第19節	危険物施設等災害予防対策	105
第20節	災害救助基金の積立及び運用	109
第21節	災害時相互応援協定の締結	110
第3章	災害応急対策計画	112
第1節	応急活動体制	112
第2節	職員の動員配備	145
第3節	災害情報の収集伝達	149
第4節	通信の確保	178
第5節	相互応援協力	182
第6節	災害広報	186
第7節	水防計画	189
第8節	救助・救急	192

第9節	自衛隊災害派遣	195
第10節	避難	201
第11節	避難所の設置・運営	207
第12節	医療(助産)救護	211
第13節	緊急輸送対策	215
第14節	警備活動及び交通規制措置	218
第15節	防疫及び保健衛生	223
第16節	廃棄物処理対策	227
第17節	救援対策	229
第18節	被災地の応急対策	232
第19節	応急仮設住宅の供与	236
第20節	死者の捜索、遺体の処理等	239
第21節	生活関連施設の応急対策	242
第22節	文教対策	253
第23節	災害時要援護者対策	257
第24節	ボランティアとの連携	260
第25節	危険物施設等災害応急対策	262
第26節	災害救助法の適用等	
第27節	雪害応急対策	272
第4章	災害復旧計画	<b> 278</b>
第1節	施設の復旧対策	278
第2節	被災地の生活安定	282
第5章	火山対策計画	289

# 第1章 総則

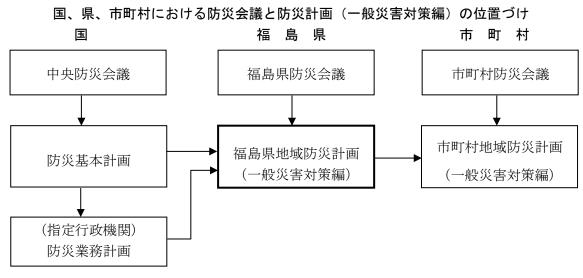
### 第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

#### 第1 計画の目的

この計画は、県内の風水害、雪害、火山災害等に対処するため、平成10年8月末豪雨災害など 過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対 策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防 災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災 害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害等に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。



#### 第3 計画の構成

福島県地域防災計画は、次の各編で構成する。

#### 1 一般災害対策編

風水害、雪害等及び火山災害の対策について定める。

#### 2 震災対策編

地震及び津波災害対策について定める。

#### 3 事故対策編

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対

策について定める。

#### 4 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

#### 5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

#### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

#### 第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、県の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。 したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基 本として、抵触しないように作成されなければならない。

#### 第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

#### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

#### 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

#### 第7 市町村地域防災計画の作成又は修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画(一般災害対策編)の作成又は修正に当たっては、この計画を参考として作成又は修正するものとする。

### 第2節 基本方針と活動目標

#### 第1 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

#### 1 地域自立型防災対策の推進

#### (1) 自立的防災空間の形成

本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道軸、北部軸、南部軸からなる横軸を 県土の骨格とし、その結節点を7つの生活圏と捉えた「多極ネットワークの形成」を地域整備の目標として掲げている。

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントである ことから、これら7つの生活圏それぞれが自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い県土づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、7つの生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

#### (2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の熊様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

#### 2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ 的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしくみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

#### 3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に 十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくこと が重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成するこ とが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を 図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必 要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余 裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、 効率的な対応を取るためには、県、市町村、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動の マニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の 組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活 動マニュアルを作成しておくことが必要である。

#### 4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、 各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきって しまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳 しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を 続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務 を担当する意義を認識する必要がある。

#### 5 平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。県のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

#### 6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

#### 7 県民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切である。

このため、県では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める県民運動を展開するとともに、県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、市町村、県民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、県民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」においてもうたわれているとおり、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力

を高めていくとともに、ハザードマップなどにより事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に 関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅 速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

#### 第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。

活動区分	活動目標
直 前 対 応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急 対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保(非常参集) ・対策活動要員の確保(非常参集) ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応 急 対 応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復 旧 対 応	<ul><li>■地域・生活の回復</li><li>・被災者のケア</li><li>・ガレキ等の撤去</li><li>・都市環境の回復</li><li>・生活の再建</li></ul>
復 興 対 応	<ul><li>■地域・生活の再建・強化</li><li>・教訓の整理</li><li>・都市復興計画の推進</li><li>・都市機能の回復・強化</li></ul>

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、 実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

### 第3節 福島県の概況と災害要因の変化

#### 第1 県土の自然的条件

#### 1 位置及び面積

本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県と境し、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。本県の総面積は、13,782.75Km²で、北海道、岩手県に次いで全国の第3位の面積を有し、東西約166Km、南北約133kmで、広大な県土を有している。各県境等における経度、緯度等は、次のようになっている。

方 位	地名	経緯度
最東端 (E)	双葉郡浪江町請戸	東経 141度 2分49秒
最西端 (W)	南会津郡只見町毛猛山 南2,950m	〃 139度10分 5秒
最南端(S)	東白川郡矢祭町明神 西1,000m	北緯 36度47分18秒
最北端(N)	福島市飯坂町竜ケ岳	〃 37度58分25秒

#### 2 地勢

本県は、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈が南北に走り、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

浜通りでは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈山地を水源として東流し、直接太平洋に流入する単独河川が多く、これら河川の流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。

阿武隈山地と奥羽山脈にはさまれた地域を中通りといい、阿武隈川が南から北へ流れ、郡山(安積)盆地、福島(信達)盆地などを形成し、大部分が肥沃な平坦地である。南端に位置する東白川郡の一部は、茨城県へ南下する久慈川の流域に属している。

奥羽山脈とその周縁部には、標高2千m級の成層火山と数多くの温泉及び大小の湖沼群が発達しており、美しい景観をつくっている。これと新潟県境に連なる越後山脈に抱かれた広大な地域が会津地方である。

この会津地域には、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見川、猪苗代湖から流出して西流する日橋川、さらに栃木県境に源を発する阿賀川が流れ、これらの河川は合流して、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注いでいる。日橋川と阿賀川の合流点付近を中心に、広大な平地が南北に拡がっており会津盆地を形成している。

#### 3 地質

本県は、奥羽山脈以西の新第三系が広く発達する"グリーンタフ地域"から、先第三系の基盤岩類からなる阿武隈山地、さらにはその東側の第三系・第四系が発達する太平洋沿岸の丘陵地域にまたがっている。そのため、古生代から第四紀にわたる様々な地質時代の、多種多様な地層・岩石が分布するという特徴がある。

#### (1) 会津地方

本県の西半分をしめる広大な地域のため、その地質も多岐にわたっている。

北部の県境付近の飯豊山一帯、南会津郡西部の伊南川流域及び会津盆地南方の大戸岳周辺には、中生代の堆積岩類と花崗岩類が分布しており新第三系の基盤となっている。

会津盆地周辺山地及び阿賀川・只見川流域の広い地域には、緑色凝灰岩を主とする堆積岩類・火山岩類からなる海成の新第三系が厚く発達している。また、会津盆地西縁の丘陵には陸水成の堆積

物からなる鮮新・更新系が広く分布している。さらに、南会津町中央部から昭和村にかけての地域 と沼沢湖周辺の地域及び会津盆地東南縁の背炙山一帯には、鮮新世以降の新しい時代に噴出したデ イサイト質溶結凝灰岩が広く分布している。

一方、会津・田島・野沢などの内陸盆地には未固結の第四紀層が発達するほか、猪苗代湖付近の 奥羽山脈には、新第三系をおおって磐梯山や猫魔ヶ岳などの火山噴出物が分布する。

地質構造としては、様々な方向性の褶曲や断層が各所にみられるが、比較的新しい時期のものと しては、棚倉破砕帯の北方延長部に位置する川桁山断層や会津盆地西縁に発達する褶曲構造などが ある。

#### (2) 中通り地方

阿武隈川及び久慈川に沿った低地と、奥羽山脈や八溝山地などの山地部でそれぞれ特徴ある地質が発達している。

南部の県境付近に位置する八溝山地には、一部花崗岩により熱変成を受けた中生代の堆積岩類が分布しており、会津地方の先第三系基盤岩類とともに一連の地質区(足尾帯)を構成している。

福島盆地周辺、本宮市及び郡山盆地の西側一帯、さらには棚倉町周辺の久慈川流域には新第三系中新統が広く分布している。また、白河市北方から須賀川市の西部にかけては、新第三系を不整合におおって、デイサイト質の溶結凝灰岩が広く分布している。

阿武隈川流域の福島・郡山・白河などの内陸盆地には第四系が広く発達しているほか、奥羽山脈には、脊粱火山列に属する吾妻・安達太良・那須などの火山があり、安山岩質の火山噴出物が新第三系をおおって分布している。

地質構造としては、島孤の地質区を画する棚倉破砕帯が久慈川に沿って発達するほか、新しい構造としては福島盆地西縁断層などがある。

#### (3) 阿武隈山地

この地域は、大部分が中生代白亜紀の花崗岩類からなっている。このうち北部阿武隈山地には主として古期花崗閃緑岩が分布し、新期の各種花崗岩類は山地西縁部や東縁部に分布している。

南部の東白川郡からいわき市西部にかけては、高温低圧型の御斎所変成岩及び竹貫変成岩が発達している。また、各所に小規模なはんれい岩体が、花崗岩に貫入された形で分布している。

一方、山地内部の谷底部には、最終氷期以降の第四紀層が小規模に分布している。

#### (4) 浜通り地方

この地域北部の阿武隈山地北東縁には、畑川破砕帯の東側に相馬古生層が、さらに双葉断層に沿って中生代の相馬中村層群が分布している。また、南部のいわき地域にも古生層と中生代後期の双葉層群が分布している。これらはいずれも、砂岩、泥岩(粘板岩)、石灰岩などの堆積岩からなっている。

いわき地域には、石灰層を挟む古第三系(白水層群)が白亜系を不整合におおって発達するほか、 双葉郡以南には新第三系が南北に分布している。また、太平洋沿岸の丘陵及び低地には、鮮新系や 第四系が広く分布している。

地質構造としては、阿武隈山地東縁部の畑川破砕帯のほか、双葉断層が阿武隈山地の縁に沿って ほぼ南北に発達している。

#### 4 気象

本県の地勢は、阿武隈・奥羽の二つの山系により三分され、気候区も、日本海側気候の会津、太 平洋側気候の浜通り、両気候の特徴を持つ中通りの三つに区分される。

#### (1) 春

シベリア高気圧が弱まり、冬型の気圧配置が緩み始め、低気圧と高気圧が交互に通過するように

なる。周期的に天気が変化し、寒暖の差が激しい時期である。また、移動性高気圧圏内では晴れて空気が乾燥し、夜間は放射冷却により気温が下がり農作物に霜害が起こりやすい。さらに、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪が降り大雪となることもある。

また、この時期は、低気圧が日本海で急速に発達するため、強風を伴うことが多い。本県では春が10m/s以上の風が吹く日数が最も多い時期である。

#### (2) 夏

本州に前線が停滞し、6月中旬から7月下旬にかけ梅雨となる。中通りと浜通りでは降水量が最も多い時期である。また、梅雨の始め頃にはオホーツク海高気圧から吹き出す冷たく湿った北東の風が入り、気温の上昇が抑えられ、ぐずついた天気となる。太平洋高気圧の強まりと共に梅雨前線は北上して梅雨が明けるが、その過程で前線の活動が活発化し、大雨をもたらすことがある。

夏の太平洋高気圧が日本に張り出し、本県は弱い南よりの風が卓越して高温多湿の日が持続し、 中通りや会津の盆地では猛暑日となる日がある。また、中通りや会津では大気の状態が不安定となり、 雷雨となりやすい。なお、太平洋高気圧の勢力が強い時には、無降水の日が続き干ばつとなる こともある。

#### (3) 秋

9月になると太平洋高気圧の勢力が弱まり、本州付近に秋雨前線が停滞して雨の日が続く。また、この時期に台風の来襲が多い。台風からの暖かく湿った空気が秋雨前線の活動を活発化して大雨となり、台風本体の雨が加わり、更に雨量が増す。

10月になると移動性高気圧や低気圧が次々と日本付近を東進するようになり、天気は周期的に変わる。

10月後半から11月は移動性高気圧に広く覆われ、晴天の日が多い。夜間は放射冷却により気温が下がり、農作物に早霜の被害が発生する時期でもある。また、会津では明け方に盆地特有の放射霧が発生して、交通機関等に大きな影響を与える。11月下旬になると日本付近を低気圧が通過した後、一時的に冬型の気圧配置となり、平地で初雪が降るようになる。

#### (4) 冬

12月中旬以降はシベリア高気圧が強まって、西高東低の冬型の気圧配置となり、北西の季節風が卓越するようになる。

会津は雲に覆われ、雪の降る日が多い。浜通りは乾燥した晴天の日が続き、降水量が最も少ない時期となり、空気の乾燥が著しく火災が起きやすい。中通りは、会津と浜通りの中間の天気となる。 冬型の気圧配置が強まると北西の風が強くなり、会津や中通りの山沿いに大雪をもたらす。会津の年間降水量の半分がこの時期に降り、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

#### 第2 本県の社会的条件

#### 1 県土構造

本県は、地形的に浜通り、中通り、会津と大きく分けられる地域区分となっており、それぞれの地域に人口集積からみると、2~3の核が存在している状況である。

また、本県の長期総合計画では、浜通り、中通り、会津それぞれの地域を南北に通る縦軸(浜通り軸、中通り軸、会津軸)と、構想レベルのものも含めてそれぞれの地域間を東西に通る横軸(北部軸、横断道軸、南部軸)の、計6つの軸が設定されている。

これらの核および軸により、本県は7つの生活圏が構成される県土構造となっている。

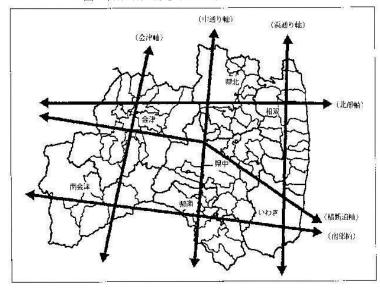


図 本県の県土構造(6つの軸と7つの生活圏)

#### 2 人口

人口の推移を長期的にみると、戦前の160万人台から戦時中の疎開による人口流入や、戦後の海外からの引き揚げ、第1次ベビーブームなどから人口が急増し、昭和23年には200万人台にのり、昭和32年3月の209万9千7百人をピークとして、その後、新規学卒者の就職や進学のため、若年層を中心とした首都圏への人口流出が相次ぎ、年々減少の傾向をたどり、昭和47年4月には192万7千9百人となり、この間で約17万2千人の減少となっている。

しかし、これを底に首都圏からのUターンや第2次ベビーブームなどから増加に転じ、昭和50年の国勢調査では197万1千人と増加し、昭和53年には再び200万人台にのり、平成2年国勢調査では210万4千人と少しずつ回復した。平成7年国勢調査では、213万4千人と過去最高となっているが、その後の平成22年国勢調査では、202万9千人と減少している。

自然増減のすう勢をみると、出生率は昭和25、26年頃から低下を続け、最近では当時の1/3程度のところで横ばいの状態であり、減少傾向にある。また、死亡率においてもは、出生率とほぼ時期を同じくして低下の兆しをみせ始め、年々、わずかずつではあるが減少傾向を示してきたが、昭和63年以降は増加傾向にある。

一方、社会増減に目を転じると、昭和35、36年頃を中心に転出者の数は転入者の2倍前後に達していたが、その後、転出者の減少傾向が続いていたが、平成4年より僅少ながら社会増加に転じ、 国勢調査間でみても、平成7年までの5年間は、戦後初めて社会増加を記録した。

#### 3 土地利用

平成22年における本県の土地利用については、森林が9,705km²と県土面積の70.4%を占め、次いで農用地1,522km²(11.0%)、道路517km²(3.7%)、宅地479km²(3.5%)の順となっており、森林、農用地が土地利用上高い比率を占めている。農用地、森林、農道などの農林業的土地利用については82.9%、一般道路及び宅地による都市的利用については6.2%となっており、平成13年と比較すると、農林業的土地利用は0.6%低下し、都市的土地利用は0.4%増加している。

#### 4 交通

#### (1) 道路

本県の道路網は、県の面積が広大であることから主要幹線道路も多く、東北縦貫自動車道、常磐 自動車道及び磐越自動車道の三つの高速道路と広域的な一般幹線道路である国道4号、6号、49号、 121号を主軸として基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加えて、前記以外の国道、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市町村道を加えて、全体として一つの道路網を構成している。

#### (2) 鉄道

本県中央部を東北新幹線が縦貫し、新白河、郡山、福島の三つの駅が設置されている。また、山 形新幹線が、平成4年7月、ミニ新幹線として開通した。在来線については、東北本線、常磐線、 磐越東・西線など7路線が県民の足として活用されており、このほか第3セクターによる会津線、 会津鬼怒川線、阿武隈急行線の3路線、民間運営による福島交通飯坂線が、地域住民の重要な交通 機関となっている。

また、貨物用路線として福島臨海鉄道が利用されている。

#### (3) 空港

福島空港は、平成5年3月に滑走路長2,000mの空港として開港し、平成12年には滑走路長2,500mへ拡張され、全面供用を開始した。

現在、県内はもとより隣接県まで利用圏域が広がっており、高速交通の拠点として重要な役割を 果たしている。

#### (4) 港湾

本県は、小名浜港、相馬港の二つの重要港湾を有し、小名浜港は国際貿易港として、南東北の物流拠点及び背後企業を支援する港湾としての役割を果たし、相馬港は相馬地域開発の拠点及び相双・県北地域の流通拠点としての役割を担っている。

また、地方港湾として江名港、中之作港のほか、猪苗代湖で観光の役割を果している翁島港、湖南港、さらに避難港の久之浜港の7つの港湾が指定されている。

#### 第3 本県における社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1には、地域間の人口分布の変化である。都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、本県では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率(65歳以上人口が全人口に占める割合)が15%程度であるのに対して、農村部では20~30%となっている。

このために、災害時には都市部に被災者が集中して、かつ増大する可能性が非常に高い。さらに、 農山村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる災害時要援護者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。

本県では大都市圏ほどは昼夜間人口格差が大きくないものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在する。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に人口が集中しているために、市街地中心部に被害が集中する可能性が非常に高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、2次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も 考えられる。

第4は、コミュニティー意識の低下である。本県においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限にくい止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という県民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本県における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、概ね過去5年間の社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

本県における過去5年間の社会構造変化の比較

	区	分	平成17年	平成22年	備考
人	П		2,091,319人	2,029,064人	国勢調査10月1日現在
世	带数		709,644世帯	720,794世帯	国勢調査10月1日現在
宅地	也面積		470平方km	431平方km	1月1日現在
危險	食物施設数		12,650施設	12,650施設	3月31日現在
石油	特定事業所数	女	18事業所	18事業所	4月1日現在
コン	貯蔵取扱	石油	2,468千k1	2,462千k l	
ビナート	数量	高圧ガス	10,057千N m²/D	9,826千N m²/D	
自重	助車保有台数	Ź	1,555,252台	1,565,213台	3月31日現在
水道	直給水人口と	普及率	1,920,009人	1,877,463人	3月31日現在
			(91.8%)	(92.4%)	
都市ガス供給世帯数と供給			240,663世帯	244,006世帯	平成16年12月31日現在
地区内普及率			(60.8%)	(59.3%)	平成21年12月31日現在
電話	舌加入権数		745, 757	509, 509	3月31日現在

#### 一般災害対策編 第1章 総則

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率	市町村コード	市町村名	高齢者比率	市町村コード	市町村名	高齢者比率
		(%)			(%)			(%)
07201	福島市	23. 7	07364	檜枝岐村	33.5	07484	塙町	31. 2
07202	会津若松市	25. 6	07367	只見町	41.3	07485	鮫川村	31. 4
07203	郡山市	20. 3	07368	南会津町	35. 7	07501	石川町	27. 7
07204	いわき市	25. 1	07402	北塩原村	28.0	07502	玉川村	23. 4
07205	白河市	22. 7	07405	西会津町	41.4	07503	平田村	25. 4
07207	須賀川市	21. 9	07407	磐梯町	32.1	07504	浅川町	25. 9
07208	喜多方市	31. 5	07408	猪苗代町	31.0	07505	古殿町	31. 1
07209	相馬市	25. 5	07421	会津坂下町	29.6	07521	三春町	26. 2
07210	二本松市	26. 5	07422	湯川村	28.7	07522	小野町	28.6
07211	田村市	28. 9	07423	柳津町	37.6	07541	広野町	23.8
07212	南相馬市	26. 6	07444	三島町	47.4	07542	楢葉町	25. 9
07213	伊達市	28. 1	07445	金山町	55.1	07543	富岡町	21. 1
07214	本宮市	23. 0	07446	昭和村	53.2	07544	川内村	35. 2
07301	桑折町	30. 5	07447	会津美里町	31.9	07545	大熊町	21.0
07303	国見町	30. 3	07461	西郷村	18.4	07546	双葉町	27. 1
07308	川俣町	31. 7	07464	泉崎村	24.0	07547	浪江町	26. 7
07322	大玉村	23. 1	07465	中島村	21.9	07548	葛尾村	32. 2
07342	鏡石町	21. 1	07466	矢吹町	24. 2	07561	新地町	26. 9
07344	天栄村	26. 7	07481	棚倉町	24.8	07564	飯舘村	30.0
07362	下郷町	37. 1	07482	矢祭町	33.2			

出所) 平成22年国勢調査

#### 表 将来の本県の高齢者比率

		平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
高齢者比率	65歳以上	22. 7	24. 7	27.8	30.9	32. 9	34. 3	35. 5
生産年齢人口比率	15~64歳	62. 6	61. 7	59. 7	57. 5	56. 1	54. 9	54. 1
年少人口比率	14歳以下	14. 7	13. 6	12. 5	11.6	11. 1	10.7	10. 5

出所)国立社会保障・人口問題研究所推計値(2007年3月推計)

### 第4節 調査研究推進体制の充実

#### 第1 県による調査研究体制

#### 1 危険地域の把握

土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等災害危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する 観測・監視体制の強化などを促進する。

#### 2 防災情報システムの研究・整備

平成9年6月に改正された国の防災基本計画においては、災害の予防、応急対策、復旧・復興の3つの段階における「情報の重要性」を指摘しており、「国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。」と記述されている。

本県では、この点を踏まえ、地形・地質特性、人口、建築物、防災施設などの情報をコンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム(GIS)を利用することにより、災害に対する「事前の備え」、「応急対策」、「復旧・復興対策」の各段階における対応を支援する防災情報システムの研究・整備に努める。

#### 第2 市町村による調査研究体制

#### 1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための 防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防 災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

#### 2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

市町村により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

#### 第3 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限 界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの 災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

### 第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

#### 第1 防災関係機関の実施責任

#### 1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び 財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方 公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10)保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14)被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

#### 2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10)保健衛生
- (11) 文教対策
- (12)被災施設の復旧
- (13)その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関名のあとに記した()書きの機関名は、県防災会議又は同幹事会の構成機関を 示している。

- (1) 東北管区警察局
  - ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
  - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
  - ウ 管区内防災関係機関との連携
  - エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
  - オ 警察通信の確保及び統制
- (2) 東北総合通信局
  - ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整 及び電波の統制整理に関すること
  - イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずる こと
  - ウ 各種非常通信訓練に関すること
  - エ 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (3) 東北財務局(福島財務事務所)
  - ア 地方公共団体に対する災害融資
  - イ 金融機関等に対する緊急措置の指導
  - ウ 地方公共団体からの応急措置の用に供するため申請のあった普通財産の無償貸付
- (4) 東北厚生局

災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整

(5) 福島労働局

工場事業場における労働災害の防止

(6) 東北農政局

ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成

イ 農業関係被害情報の収集報告

- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 東北農政局福島地域センター 災害時における主要食糧の供給
- (8) 関東森林管理局(福島森林管理署)
  - ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
  - イ 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (9) 東北経済産業局
  - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
  - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
  - ウ 被災中小企業の振興
  - エ 工業用水道施設等の災害応急・復旧対策
- (10) 関東東北産業保安監督部東北支部
  - ア 鉱山に関する災害の防止
  - イ 鉱山における災害時の応急対策
  - ウ 火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全
- (11) 東北地方整備局(小名浜港湾事務所)
  - ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備
  - イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力
  - ウ 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策
  - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (12) 東北地方整備局(福島河川国道事務所)、北陸地方整備局(阿賀川河川事務所)
  - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
  - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
  - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
  - エ 水防活動の支援
  - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
  - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
  - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (13) 東北運輸局(福島運輸支局)
  - ア 災害時における応急海上輸送の調達・あっせん
  - イ 鉄道等の安全確保及び道路輸送対策
  - ウ 災害時における輸送用車輌のあっせん・確保
- (14)東京航空局(福島空港出張所)
  - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
  - イ 遭難航空機の捜索及び救助
  - ウ 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底
- (15)仙台管区気象台(福島地方気象台)
  - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
  - イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備

- ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知
- エ 気象庁が発表する緊急地震速報 (警報) について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・ 広報
- オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術 的な支援・協力
- カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況 の推移やその予想の解説等の実施
- キ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の 普及啓発活動
- (16) 第二管区海上保安本部(福島海上保安部)
  - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - イ 災害時における管内防災関係機関との連携
  - ウ 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
  - エ 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
  - オ 防災に関する啓発活動、訓練

#### 4 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

#### 5 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株) (福島中央郵便局)
  - ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 日本銀行(福島支店)
  - ア 災害時における通貨の円滑な供給確保
  - イ 災害時における金融機関等に対する緊急措置の指導及びあっせん
- (3) 日本赤十字社(福島県支部)
  - ア 医療、助産等救護の実施
  - イ 義援金の募集
  - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (4) 日本放送協会(福島放送局)
  - ア 気象・災害情報等の放送
  - イ 県民に対する防災知識の普及
- (5) 東日本高速道路(株) (東北支社福島管理事務所)
  - ア 道路の耐災整備
  - イ 災害時の応急復旧
  - ウ 道路の災害復旧
- (6) 東日本旅客鉄道(株)(仙台支社福島支店)
  - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力

- ウ 災害時における応急輸送対策
- エ 被災鉄道施設の復旧
- (7) 東日本電信電話(株)(福島支店)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)
  - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
  - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
  - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (8) 日本通運(株) (福島支店)

災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

- (9) 東北電力(株)(福島支店)
  - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災電力施設の復旧
- (10) 東京電力(株)(福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所)
  - ア 原子力施設の防災管理
  - イ 放射能災害対策の実施

#### 6 指定地方公共機関

- (1) バス機関((社)福島県バス協会、福島交通(株)、新常磐交通(株)、会津乗合自動車(株))
  - ア 被災地の人員輸送の確保
  - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関(福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株) ラジオ福島、(株)エフエム福島)
  - ア 気象(津波)予報、警報等の放送
  - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - ウ 放送施設の保安
  - エ 県民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社 ((株)福島民報社、福島民友新聞(株)) 災害状況及び災害対策に関する報道
- (4) 運輸業者 ((社)福島県トラック協会)
  - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) (社)福島県医師会、(社)福島県歯科医師会、(社)福島県薬剤師会、(社)福島県看護協会、(社)福島県放射線技師会
  - ア 医療助産等救護活動の実施
  - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (6) (社)福島県エルピーガス協会 災害時におけるLPガスの安全対策の実施
- (7) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
  - ア 災害時のボランティアの受入れ
  - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) (社)福島県警備業協会
  - 災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

#### 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 農作物災害応急対策の指導
  - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
  - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) 森林組合
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 漁業協同組合
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
  - ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
  - エ 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせん
- (4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体
  - ア 県、市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 災害時における物価安定についての協力
  - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
  - イ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (6) 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

- (7) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (8) 社会福祉施設等の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) 学校法人
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練
  - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ 防護施設の整備
  - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (11) LPガス関係((社)福島県エルピーガス協会、福島県卸売協議会、LPガス販売業者)
  - ア 安全管理の徹底
  - イ ス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

- (12)都市ガス・簡易ガス事業者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (13)火薬類事業者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ 火薬類施設の災害応急対策の実施

# 第2章 災害予防計画

# 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備 し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上 に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

#### 第1 県の防災組織

#### 1 福島県防災会議

県は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図る とともに、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

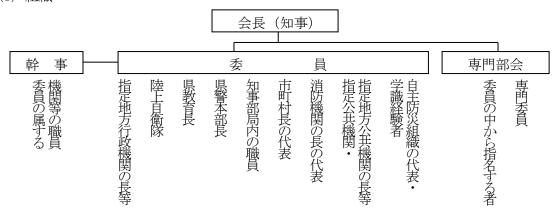
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第14条

#### (2) 所掌事務

- ア 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 県の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県 並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互 間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関する こと。

#### (3) 組織



#### 2 福島県災害対策本部

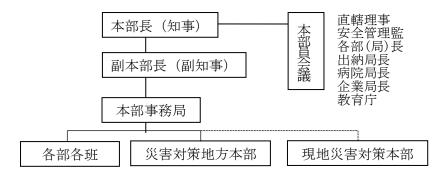
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

#### (2) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、県地域防災計画の定めるところにより県内の災害予防及び応急 対策を実施する。

#### (3) 組織



#### 3 福島県水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第7条

(2) 所掌事務

洪水又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画(第3章災害応急対策計画第7節)のとおり

(4) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

#### 4 福島県石油コンビナート等防災本部

(1) 設置の根拠

石油コンビナート等災害防止法第27条

(2) 所掌事務

ア 県石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施を推進すること。

- イ 防災に関する調査研究を推進すること。
- ウ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- エ 関係機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

オ その他防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(3) 組織

県石油コンビナート等防災計画(計画編)のとおり

#### 第2 市町村の防災組織

市町村は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

#### 1 市町村防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準じる。

#### 2 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に 準じる。

#### 3 水防管理団体(市町村)

水防法第3条に基づき設置し、市町村における河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、 防御する。

#### 第3 防災関係機関の防災組織

県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、福島県地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

#### 第4 自主防災組織

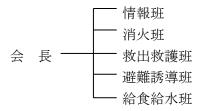
#### 1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自 治会等を単位として設置するものであり、市町村は、その組織の充実を図ることが、義務付けられ ている。

#### 2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第16節自主防災組織の整備」のとおりである。



#### 第5 応援協力体制の整備

#### 1 他都道府県との相互応援

県は、大規模災害時において他道県の相互応援が必要となる場合に備えて、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」及び「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結している。

さらに、県は、上記以外の都道府県からの災害対策基本法第74条の規定による相互応援について も、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検 討を行っておくものとする。

なお、上記の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合のために、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結されており、全国知事会の調整の下に広域応援が行われることになっている。

他の都道府県に職員派遣を要請する場合に備え、派遣される職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受入体制の整備に努めるものとする。

#### 2 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

市町村は、当該市町村の地域に係る災害について適切な災害応急対策(広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。)を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な 対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検討を行って おくものとする。

#### 3 国への応援の要求

県は、都道府県並びに市町村間による相互応援のみでは災害応急対策が円滑に実施できないと認めるときは、災害対策基本法第72条の2の規定により国に対して応援を求めるものとする。

#### 4 県内防災関係機関の相互応援

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

#### 5 消防の相互応援

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び他都道府県市町村の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

6 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備 県は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は他都道府県知事から職員の派遣要請 を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくも のとする。

#### 7 経費の負担

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その 都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

#### 8 民間協力計画

県、市町村及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、県の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらか じめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害 時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

#### 第6 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、 石油コンビナート等の災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織 の整備、充実を図る。

#### 第7 県の各部局における平常時からの業務

県(「知事部局及びその他の執行機関等」をいう。)は、災害応急対策を的確かつ確実に実施するため、平常時から災害に備え、次に掲げる業務をおこなうものとする。

#### 1 各所属における平常時からの業務分担(各所属共通)

- 1 所掌事務に係る災害対策の実施に関する業務の実施要領等の整備に関すること。
- 2 発災時所掌する業務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理、更新に関すること。
- 3 所掌事務に係る関係部署・機関との連携体制の構築・整備(協定締結等を含む。)に関すること。
- 4 職員の安全確保に係る職員の周知に関すること。
- 5 職員に対する災害応急対策の実施に必要な知識の習得に関すること。
- 6 災害対策に関する訓練への参加に関すること。

#### 2 各所属における平常時からの業務分担(各所属特定)

	所属	業務分掌
知事直轄	知事公室	1 知事直轄内における防災業務の推進に関すること。 2 災害発生時における広聴及び県民の苦情、相談等の処理手続きに関すること(臨時 災害相談所への派遣を含む。)。 3 放送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 4 災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関すること。 5 室内の配備編成計画の作成に関すること。
	総合安全 管理室	1 危機管理における県庁内(以下「庁内」という。)調整に関すること。
総務部	財務総室	1 部内各総室における防災対策の推進に関すること。 2 災害発生時における県税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 3 部内の配備編成計画の作成に関すること。 4 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	人事総室	1 各部等における配備計画の把握に関すること。 2 災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 災害発生時における都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に 関すること。 4 借上げ避難施設の把握に関すること(共済組合関係施設に限る。)。
	文書管財総室	1 公立大学法人及び私立学校の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における個人情報の取扱いに関すること。 3 災害発生時における公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集に関すること。 4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の情報収集体制に関すること。 5 私立学校における災害時要援護者対策に関すること。 6 災害発生時における私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 7 災害発生時における私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 8 災害発生時における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 9 災害発生時における災害対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置に関すること。 10 災害発生時における通信連絡体制(防災行政無線を除く。)の確保に関すること。 11 災害時における集中管理自動車の配車手続きに関すること。
	市町村総 室	1 災害発生時における市町村の起債に関すること。 2 災害発生時における市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。
	企画調整 総室	1 部内各総室における災害対策業務の推進に関すること。 2 災害発生時における政府及び国会に対する要望等並びに資料の作成の総合調整に関すること。 3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。

整部		4 部内の配備編成計画の作成に関すること。 5 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	地域づく り総室	1 災害発生時における総室内の応援職員の編成に関すること。
	情報統計 総室	1 災害発生時における通信連絡体制(福島県情報通信ネットワークシステム及び総合 行政ネットワークに限る。)の確保に関すること。
	避難地域 復興局	1 駐在市町村の情報収集に関すること。
	文化スポ ーツ局	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供等に関すること。 2 文化施設、体育施設等の防災対策に関すること。
生活環境部	生活環境総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 避難所運営等に係る人権・男女共同参画に関すること。 3 外国人に対する支援に関すること。 4 災害発生時における安否情報(外国籍の者に限る。)の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 5 災害発生時における消費者保護対策に関すること。 6 災害発生時における物価対策についての連絡調整に関すること。 7 災害発生時における食料品類、寝具、外衣、日用品、その他生活必需品の調達に関すること(福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。)。 8 輸送事業者等の指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間輸送事業に関すること。 9 部内の配備編成計画の作成に関すること。 10 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
		11 緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 12 災害発生時における災害復興寄付金に関すること。
	県民安全総室	<ul> <li>1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関すること。</li> <li>2 災害対策基本法に関すること。</li> <li>3 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>4 県地域防災計画及び市町村地域防災計画に関すること。</li> <li>5 指定地方公共でに関すること。</li> <li>6 災害ボランティアに関すること。</li> <li>7 防災へリコプターに関すること。</li> <li>8 応援・支援物資の受入れ及び配分に関すること。</li> <li>9 災害時要援護者の避難支援プランにに関すること。</li> <li>10 災害発生時における通信設備の確保に関すること。</li> <li>11 関係機関と関すること。</li> <li>12 消防機関に関すること。</li> <li>13 自主防災組織に関すること。</li> <li>14 高圧ガス及びに関すること。</li> <li>15 ガス関係施設に関すること。</li> <li>16 ガス事業者所に関すること。</li> <li>17 原子力発電所に関すること。</li> <li>18 緊急時環境モニタリングに関すること。</li> <li>19 その他防災対策一般に関すること。</li> </ul>
	環境共生 総室	1 自然公園等施設の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における被災地における環境汚染(水、大気・土壌関係に限る。)の応 急対策に関すること。
	環境保全 総室	1 災害発生時における被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 災害発生時における被災地における環境汚染(廃棄物に限る。)の応急対策に関す ること。

	原子力損 害対策総 室	1 災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 2 災害救助基金に関すること。 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。 4 被災者生活再建支援法に関すること。
保健福祉部	保健福祉総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 災害発生時における県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。 4 災害発生時におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 5 災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 6 福祉避難所の把握及び部内の調整に関すること。 7 部内の配備編成計画の作成に関すること。 8 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	生活福祉総室	1 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の連絡体制に関すること。 2 災害発生時における県立社会福祉施設等の安否情報の収集に関すること。 3 社会福祉協議会(ボランティアセンター)との連絡体制に関すること。 4 高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 5 災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 6 福祉避難所の把握に関すること(生活福祉総室が所掌するものに限る。)。 7 災害発生時における災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。
	自立支援総室	1 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び児童福祉施設等の連絡体制に関すること。
	770	2 災害発生時における県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 障がい者(児)、児童及び母子世帯の災害時要援護者対策に関すること。 4 災害発生時における障がい者(児)、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 災害発生時における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 6 福祉避難所の把握に関すること(自立支援総室が所掌するものに限る。)。
	健康衛生総室	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害発生時における感染症の予防に関すること。 4 NBC災害発生時における関係機関との連絡体制及び対処に関すること。 5 災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルへルスケアに関すること。 6 災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 7 災害発生時における医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 8 災害発生時における環境衛生及び食品衛生に関すること。 9 災害発生時における飲料水の供給に関すること。 10 災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 11 災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 12 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 13 借上げ避難所対応施設等の把握に関すること(観光交流局が所掌するものを除く。)。 14 災害発生時における動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 15 毒物及び劇物に関すること。
商工労働部	商工労働 総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 商工関係機関との連絡体制に関すること。 3 災害発生時における協力事業者等の把握に関すること。 4 部内の配備編成計画の作成に関すること。 5 支援物資等の受入及び配送に係る庁内調整、支援物資の受入・配送施設の把握に関すること。 6 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
	産業振興 総室	1 災害発生時における食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること(福島県生活協同組合連合会からの調達を除く)。 2 災害発生時における物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。

	観光交流局	1 支援物資の受入及び配送の把握に関すること。 2 借り上げ避難所対応施設等の把握に関すること(観光交流局が所掌するものに限る。)。
農林水	農林水産 総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
部	農業支援総室	1 農業気象に関すること。 2 災害発生時における農業金融(他総室の所掌に属しないものに限る。)及び農業災害補償法に関すること。 3 農作物の技術対策に関すること。
	生産流通 総室	1 災害時における家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 2 災害発生時における応急救助用漁船の調達に関すること。 3 災害時における水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関すること。
		4 災害発生時における応急救助のための主食の調達に関すること。 5 災害発生時における応急救助のための農産物の調達に関すること。 6 災害発生時における応急救助のための畜産物の調達に関すること。 7 災害発生時における応急救助のための水産物の調達に関すること。 8 災害発生時における漁業金融及び漁業災害補償に関すること。 9 災害発生時における家畜救護対策に関すること。
	農村整備総室	1 災害発生時における農業水利の確保に関すること。 2 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。
	森林林業総室	1 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関すること。 2 災害発生時における林業金融に関すること。
土木	土木総室	1 部内における防災業務の推進に関すること。 2 部内他総室の所掌に属しない防災事務に関すること。
部	企画技術 総室	1 部内各総室における防災業務の推進に関すること。 2 部内の配備編成計画の作成に関すること。 3 国土交通省(東北地方整備局)の災害発生時における連携体制に関すること。
	道路総室	1 緊急輸送路に関すること。 2 災害発生時における道の駅等の活用方法の国土交通省(東北地方整備局)等との調整に関すること。
	河川港湾総室	1 水防管理団体に関すること。 2 水防情報の収集及び通報体制に関すること。 3 水防活動に関すること(水防資材の調達を含む。)。 4 災害発生時における港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の 受入れに関すること。 5 災害発生時における福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受 入れに関すること。
	建築総室	1 建築物の耐震対策に関すること。 2 災害発生時における応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害発生時における応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 4 災害発生時における被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 災害発生時における公営住宅等の一時使用に関すること。 6 災害発生時における借上げ住宅に関すること。
出納局	出納局	1 局内における防災業務の推進に関すること。 2 局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 災害発生時における局内の応援職員の編成に関すること。

	1	
病院局	病院局	1 局内における防災業務の推進に関すること。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 災害発生時における応急医療の提供及び助産の実施手続きに関すること。 4 被災地への医療救護班(県立病院関係)の派遣手続きに関すること。 5 局内の配備編成計画の作成に関すること。
企業局	企業局	1 局内における災害対策業務の推進に関すること。 2 局内の配備編成計画の作成に関すること。 3 災害発生時における局内の応援職員の編成に関すること。
教育庁	教育総務課	1 庁内各課域における防災業務の推進に関すること。 2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。 3 災害発生時における教育関係職員の非常招集に関すること。 4 災害発生時の被災教育関係職員(家族を含む。)の集計等に関すること。 5 教育庁内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 6 教育庁内の配備編成計画の作成に関すること。 7 庁内他課の所掌に属しない事務に関すること。
	財務課	1 公立学校の応急復旧に関すること。
	職員課	1 災害対応要員の安全確保に関すること。
	福利課	1 借上げ避難施設の把握に関すること。 2 災害発生時にける被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。
	社会教育課	1 美術館及び博物館等収蔵品の防災対策に関すること。 2 災害発生時における避難所の開設支援等に関すること。 3 社会教育施設の防災対策に関すること。
	文化財課	1 文化財の防災対策に関すること。
	義務教育 課	1 災害発生時における公立学校(小学校、中学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。
		2 災害発生時における公立学校(小学校、中学校)における被災児童及び生徒のメンタルへルスケアに関すること。 3 災害発生時における義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。
		4 災害発生時における義務教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	高校教育 課	1 災害発生時における公立学校(高等学校)の生徒に対する学用品の支給に関すること。
		2 災害発生時における公立学校(高等学校)の生徒のメンタルヘルスケアに関すること。
		3 災害発生時における高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。
	特別支援	4 災害発生時における教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。   1 公立学校(特別支援学校)における児童及び生徒の災害時要援護者対策に関するこ
	教育課	と。
		2 災害発生時における公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支   給に関すること。
		3 災害発生時における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。
		4 災害発生時における特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。
	h+ + +/- +	5 災害発生時における特別支援教育関係職員の宿泊及び食料確保に関すること。
	健康教育課	1 公立学校における児童及び生徒の災害時要援護者対策に関すること(特別支援教育課が所掌するものを除く。)
		2   災害発生時における公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること   。
		。 3 公立学校における防災管理等に関すること。

警察本部	警察本部	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 防災関係機関との連絡に関すること。 災害警備部隊の運用に関すること。 住民避難、誘導等に関すること。 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 犯罪の予防、取締りに関すること。 災害発生時における交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 災害発生時における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 広報、報道対策に関すること。 警察通信に関すること。 その他災害対策一般に関すること。
	その他委員会 事務局		事務局内における災害応急対策事務の推進に関すること。 事務局内の配備編成計画の作成に関すること。 災害発生時における応援職員の編成に関すること。

# 第2節 防災情報通信網の整備

(企画調整部、生活環境部、福島地方気象台、市町村、 東北地方非常通信協議会、(社)テレコムサービス協会)

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

#### 第1 防災情報通信網の整備(県生活環境部)

#### 1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、 災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の 機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始したが、更新時期を迎え、平成21~24年度の4か年事業で従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行っている。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線(光)通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化される。

#### 2 無線局数

固定局数は県庁統制局など137機関146局(うち中継局9局)であり、このうち衛星系、地上系の両方が整備されているのは84機関である(下表の※印81機関、大峠・日中総合道路管理事務所、消防防災航空センター及び消防学校)。

衛星携帯電話は車載型92台、可搬型30台及び固定型73台の合わせて195台である。

区分	県 庁	合 庁	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
	*	*	*	*		
衛 星 系	0	0	0	0	_	_
地上系	0	0	0	0	0	0
衛星携帯電話	0	0	_	_	0	0
整備機関数	1	9	5 9	1 2	3 9	1 7

(注) 合庁とは県合同庁舎をいい、県出先とはその他の県出先機関をいう。

#### 3 各機関の機能

区 分	県 庁	合 庁	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
一斉指令	送信	送受信	受 信	受 信	受 信	受 信
電話、FAX	0	0	0	0	0	0
データ通信	0	0	0	0	0	0
画像伝送	0	0	0	0	0	0

#### 4 防災事務連絡システム

県は、気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを県機関、市町村及び消防機関へ配信し、災害対策に役立てるとともに、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

#### 5 防災情報提供システム(福島地方気象台、生活環境部)

県は下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じ、市町村等に伝達するものとする。

- (1) 気象警報
- (2) 気象注意報
- (3) 気象情報
- (4) 台風情報
- (5) 天気予報
- (6) ナウキャスト (降水、雷、竜巻)
- (7) アメダス
- (8) 津波警報
- (9) 津波注意報
- (10) 地震に関する情報
- (11) 噴火警報

#### 6 職員参集システム

勤務時間外においても、迅速に地震の発生、津波の注意報、警報の発表及び気象警報の発表を伝達するため、防災事務連絡システム及び県震度情報ネットワークシステムと連動した職員参集システムを整備している。

このシステムでは、福島地方気象台からのアデス(気象情報伝送処理システム)による情報に基づき、県民安全総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員の携帯電話及び加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

#### 7 代行統制局の設置

不測の事態により県庁統制局が機能できなくなった場合に備えて、県庁と同時に被災する可能性 の小さい場所に、代行統制局を設置する。

#### 第2 市町村防災行政無線の整備

県内市町村における防災行政無線の整備率は、同報系、移動系ともに全国平均を上廻っているが、 市町村は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達 手段として、市町村防災行政無線の整備充実に努める。なお、整備にあたっては、通話秘話性の確 保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を 促進するとともに、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

なお、同報系の整備に当たっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震 化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住 宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点 から、必要に応じ戸別受信機の導入に努める。

#### 第3 その他通信網の整備・活用

#### 1 非常通信体制の充実強化

県(生活環境部)、市町村及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県は、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

#### (1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

#### (2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

#### 2 その他通信連絡網の整備・活用

#### (1) 整備と活用

県(生活環境部等)、市町村、防災関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

市町村は、消防庁が運用する J-ALERT (全国瞬時警報システム) の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災(災害)情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末(防災電話等)を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。 なお、県(企画調整部等)、市町村、国、公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取り組みを促進する。

#### (2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による 伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電 源設備の整備を促進する。

# 第4 通信手段の周知

## 1 県と関係機関間の連絡体制の周知

県は、通信連絡網を整備し、市町村及び防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておくものとする。

## 2 住民への連絡体制の周知

県、市町村は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用 方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に 周知しておくものとする。

# 第3節 気象等観測体制

(生活環境部、土木部、福島地方気象台、東北地方整備局、北陸地方整備局、 市町村、東北電力(株)、東日本旅客鉄道(株))

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防 災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

## 第1 気象等観測施設網

気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。

## 1 雨量観測施設

(1) 福島地方気象台

40力所(気象官署1、特別地域気象観測所3、地域気象観測所28、地域雨量観測所8)

(2) 福島県

雨量観測所106カ所(平成24年水防計画で、水防活動に必要とする箇所、土木部102カ所、農林水産部3カ所、福島県道路公社1カ所。)

- (3) 東北地方整備局福島河川国道事務所23カ所、北陸地方整備局阿賀川河川事務所13カ所、関東地方整備局(久慈川水系)4カ所(※いずれも(財)河川情報センターを通じての情報公開個所数。)
- (4) 東北電力株式会社福島支店等

#### 2 水位観測所

水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成24年の水防計画では、水防活動に必要とする水位観測所は117ケ所(国土交通省を含む。)である。

他に、(財)河川情報センターを通じての情報公開個所として、東北地方整備局福島河川国道事務 所22カ所、北陸地方整備局阿賀川河川事務所15カ所がある。

### 3 積雪(雪量)観測所

県土木部 48カ所

東北地方整備局 11カ所

北陸地方整備局 4カ所

福島地方気象台 12カ所 委託3カ所

東日本旅客鉄道(株)等

## 4 風速観測所

福島地方気象台 32カ所 (気象官署1、特別地域気象観測所3、地域気象観測所28)

#### 5 海象観測所

東北地方整備局 2カ所(波高、周期、波向)

福島地方気象台 1カ所(潮位)

国土地理院 1カ所(潮位)

県土木部 1カ所(波高、周期、波向)

## 6 市町村観測所

市町村においても、検定を受けた機器その他により観測所が設けられている。

7 統一河川情報システム(東北地方整備局、北陸地方整備局、市町村、(財)河川情報センター) 国土交通省は、関係機関と協力し、雨量、水位、水質等の河川、土砂災害に関する情報伝達シス テムの高度化、情報伝達範囲の拡大を行う。

(財)河川情報センターの情報は以下のとおりである。

- (1) 雨量情報
  - ア 雨量観測所概況図(1時間更新)
  - イ 時間雨量概況表(1時間更新)
  - ウ 時間雨量現況表(1時間更新)
  - 工 時間雨量経過表(1時間更新)
  - オ 時間雨量グラフ (1時間更新)
  - カ 日雨量現況表(1日更新)
  - キ 日雨量経過表(1日更新)
  - ク 日雨量グラフ(1日更新)
- (2) 雪情報
  - ア 毎時刻積雪深状況(1時間更新)
  - イ 日降雪量・積雪深一覧表 (8時又は16時更新)

※県土木部内では「豪雪災害時に於ける道路交通確保のための緊急措置要領について」に基づき、 平常時は1日1回、警戒時は3回、緊急時は3回+随時の気象状況等の情報連絡を行っている。

- (3) 水位情報
  - ア 水位流量観測所概況図(1時間更新)
  - イ 時刻水位量概況表(10分更新)
  - ウ 時刻水位流量現況表 (10分更新)
  - 工 時刻水位流量経過表 (10分更新)
  - オ 時刻水位流量グラフ (10分更新)
  - カ 水位流量伝播グラフ (1時間更新)
- (4) 警報
  - ア 警報発表状況一覧表
  - イ 雨量・水位概況一覧表
  - ウ 洪水予警報
  - 工 水防警報状況図
  - 才 水防警報
- (5) その他

臨時ニュース:水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

- 8 レーダー雨量システムの設置(東北地方整備局)
  - (1) 雨量
    - ア 東北(北陸)地方全域定性分布
    - イ 東北(北陸)全域定量分布
    - ウ 河川流域別時間雨量
    - エ ダム流域別時間雨量
    - 才 道路路線別時間雨量
    - カ 東北(北陸)地方定性分布
    - キ 近接地方定性分布
  - (2) 降雪

東北地方他の定量分布

# (3) 予測雨量

東北(北陸)全域予測雨量分布(1時間、2時間、3時間)

# 第2 事業計画

各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

# 第4節 災害別予防対策

(農林水産部、土木部、各道路管理者、各鉄道事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株))

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

## 第1 水害予防対策

本県の河川は、急流河川が多く、異常降雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。

このため、海岸の侵食に伴う高潮等の災害防止を含めた、総合的な水害防止対策を推進する。

#### 1 河川対策

(1) 現状

本県の管理する河川は、阿武隈川水系、阿賀野川水系、久慈川水系、那珂川水系及び太平洋に注ぐ二級水系に大別され、一・二級合わせて、491河川4,642km余あり、うち改修を要する河川延長は、2,582kmに及んでいるが、改修計画延長は、1,229km、改修率では47.6%になっている。(平成24年3月31日現在)

特に、近年の都市化現象に伴う流域開発は、より多くの人口、資産の集中が促進され、治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

## (2) 計画 (土木部)

#### ア 大河川の整備

多くの中小河川が合流している阿武隈川水系や阿賀野川水系等の流域全体の治水安全度を 高めるため、阿武隈川、阿賀川等の大河川の整備を進める。

## イ 中小河川の整備

人口の密集地域や宅地開発による市街化の著しい都市河川をはじめ災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

## (3) 洪水ハザードマップ整備の促進

ア 国及び県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川(洪水予報河川・水位周知河 川)の浸水想定区域を指定し、市町村へ通知する。

イ 市町村は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハ ザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、 地域住民への周知徹底を図る。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする災害時要援護者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。

なお、上記に関する市町村地域防災計画の記載例を、福島県水防計画に記載する。

## 2 ダムによる防災対策

(1) 現狀

近年における河川流域の急激な都市化または地域開発の影響により水害の危険度が高まっている

ため、ダムを建設することにより一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域の水害を防止する必要がある。

県内における管理中のダムは、県のダムとして10ダム(高柴、東山、四時、日中、真野、小玉、田島、堀川、こまち、木戸)、国直轄のダムとして3ダム(大川、三春、摺上川)の合計13ダムがある。さらに県では、裏磐梯三湖(桧原湖、小野川湖、秋元湖)及び猪苗代湖において、湖沼による治水管理を行っている。

建設中のダムは、県のダムとして1ダム(千五沢ダム再開発)がある。

農地等を洪水から守るために築造された防災ダムも6カ所(大笹生ダム、岳ダム、広戸川ダム、 栃沢ダム、宮川ダム、二岐ダム)あり、水害を防いでいる。

### (2) 計画(農林水産部、十木部)

ア 管理中のダムについては、さらに管理の効率化を期するため、施設の維持、補修及び管理体制の充実、強化を図るものとする。

イ 建設中のダムについては、早期に地域住民の生命と財産を水害から守るため、建設を促進するものとする。

## 3 高潮・侵食等対策

## (1) 現状

本県の海岸線の延長は約163kmあり、このうち約111kmについては、国土交通省、水産庁、農林水産省の3省庁によって所管される海岸保全区域に指定されており、海岸保全区域のうち約99Kmについては堤防・消波堤等の海岸保全施設が設置されており、高潮や津波などの災害から背後地の人家・資産を防護している。(平成24年3月31日現在)

また、本県の海岸線には5つの港湾と10の漁港があり、物流の拠点として、また沿岸・沖合漁業の基地として活況を呈している。

さらに、農業の面から見ると、海岸沿いは、気候温暖で、冬期も降雪が少なく年間を通して農作物を収穫できる地帯であり、各種土地改良事業を数多く実施している。

この沿岸地域を守るため関係機関と連携した、高潮・侵食対策等の積極的推進が不可欠である。

## (2) 計画 (農林水産部、土木部)

ア 砂浜海岸においては、高潮による越波災害や海岸侵食を防ぐため、堤防の強化・面的防護施 設の整備を図るとともに、安定した海浜を確保する。

イ 侵食の著しい崖海岸においては、消波堤の整備を図り、侵食の防止を図る。

ウ 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生する恐れがある海岸に おいては、老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化、回復を図る。

# 4 下水道対策

#### (1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中は、都市河川流域、特に低地部への市街化を促進して雨水による浸水被害を増大させている。

これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

しかし、本県の下水道処理人口普及率は平成21年度末で48.1%(全国73.7%)、都市浸水対策達成率は平成22年度末で36.4%とまだまだ低い水準にある。

### (2) 計画 (土木部)

住民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な都市施設である

下水道を早急に整備する。

そのため、県及び市町村は、既に事業実施中の流域下水道及び公共水道については、速やかな供 用開始を図るよう努力するとともに、未着手市町村に対しては積極的な普及啓発活動を推進し、小 規模下水道等の活用により、事業着手の促進と普及率の拡大を図る。

さらに、市街化の進展による浸水被害地区に対しては、排水機能の強化に努める。

#### 5 その他施設の維持補修

#### (1) 現状

農業用水利基幹施設(農業用河川工作物、排水機場、ため池)は県内に数多く整備されているが、 築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適当又は不十分になっているものもある。

特に、危険施設については、監視体制を強化するともに、状況により河川管理者と協議し必要な 措置をとることとしている。

## (2) 計画 (農林水産部)

農業用水利基幹施設(農業用河川工作物、排水機場、ため池)の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、市町村に対し排水路等の改修又は新設などの助成指導を行う。

## 6 災害危険箇所

福島県地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川及び海岸に関するものは、「福島県水防計画書」に定める「重要水防区域」、「洪水予報区域」、「水位周知区間」、「水防警報区域」である。

重要水防区域・・・県下で河川法を適用する河川及び海岸で、資産、生産力を守るために、特に 水防上警戒又は防御に重要性を有する区域。

洪水予報区域・・・流域面積の大きな河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの として指定した河川の区域(水防法第11条)。

水位周知区間・・・洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区間(水防法第13条)。

水防警報区域・・・洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川の区域 (水防法第16条)。

## 第2 土砂災害予防対策

本県は、面積が広く地質的には多様な構造を有しており、第三紀層や火山噴出物等の脆弱部が多いため、県民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれがある箇所が多数存在している。

このため、土砂災害による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する対策を重点化したうえ、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

また、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村が、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定められるよう支援する。

さらに、市町村と連携しながら、土砂災害危険箇所の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に 伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とと もに総合的な土砂災害対策を推進する。 なお、被災した土砂災害対策施設を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくよう努めるものとする。

県(土木部)は、土砂災害の未然防止及び被害の軽減を図るためには、広く県民に土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があることから、土砂災害防止月間(6月1日~6月30日)において、土砂災害の周知・啓発に係る広報活動を行うものとする。

## 1 土石流対策

## (1) 現状

土石流の発生の恐れのある渓流は、4,272渓流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、378渓流が概成している。(平成24年3月31日現在)

#### (2) 計画

県(土木部)は、土石流による災害から県民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、土石流危険渓流や土石流危険区域、土石流災害に対処するため警戒避難 基準に関する資料を提供する。

#### 2 地すべり対策

#### (1) 現状

県内の地すべり危険箇所は、国土交通省所管が 143箇所、農林水産省所管が263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で62箇所、農林水産省所管で73箇所を概成している(平成24年3月31日現在)。

#### (2) 計画

県(農林水産部、土木部)は、地すべりによる災害から県民の生命や財産を守るため、地すべり 対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、地すべり危険箇所や地すべり危険区域、地すべ りに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。

## 3 急傾斜地崩壊対策

#### (1) 現状

県内の急傾斜地崩壊危険箇所は、4,274箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在359箇所を概成している(平成24年3月31日現在)。

## (2) 計画

県(土木部)は、がけ崩れによる災害から県民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難基準に関する資料を提供する。

# 4 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

平成24年3月31日現在、土砂災害警戒区域として土石流950箇所、地すべり32箇所、急傾斜地の崩壊851箇所、計1,833箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流612箇所、急傾斜地の崩壊839箇所、計1,451箇所を指定している。

## (1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な 基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれがある土地に関する地形、地質、 降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を行う。

#### (2) 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の指定

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及

び土砂災害特別警戒区域に指定する。

(3) 土砂災害警戒区域における対策

ア 市町村地域防災計画への記載

市町村は、警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を 定める。

イ 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制

市町村は、災害時要援護者の利用する施設が警戒区域にある場合、市町村地域防災計画に おいて災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方 法を定める。

エ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市町村は、市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布する。

- (4) 土砂災害特別警戒区域における対策
  - ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。

イ 建築物の構造の規制

県及び建築主事を置く市町村は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が 安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築の移転等の勧告

県は、著しい損壊の恐れがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

## 5 道路落石等防止対策

(1) 現狀

本県は、山地を通る道路が多いため落石等のおそれのある箇所が5,626箇所にのぼり、落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうおそれがある。

(2) 計画

県(土木部)は、交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある 箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努め る。

## 6 治山対策

(1) 現状

森林は、県民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

県内の保安林面積は、民有保安林111千ha、国有保安林257千haの合計368千haであり、森林の約38%となっている。このうち、土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林は、民有と国有の保安林の合計で95千haとなっている。

## (2) 計画

県(農林水産部)は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業(治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等)を柱として計画的に実施する。

#### 7 森林整備対策

#### (1) 現狀

本県の森林面積は、972千haで県土面積の約71%を占めている。これを保有形態別にみると国有林は409千ha(42.1%)、民有林は563千ha(57.9%)である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

#### (2) 計画

県(農林水産部)は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病害虫防除事業等の計画に基づき、県、市町村、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。

## 8 宅地防災対策

## (1) 現狀

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく許可申請書を提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて防災工事の勧告改善の令を行う。

また、がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸(災害発生地区は5戸)以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生の恐れのある地区にあっては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これに当たらない地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も、県下にまだ相当数散在している。

#### (2) 計画

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

県(土木部)は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等 規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

#### イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)の災害から住民の生命、財産を守るため、 危険区域(建築基準条例により建築を制限している区域)に存在する既存の不適格住宅の移転 を促進するために、国、県(土木部)、市町村が一体となって移転について指導をし、移転を 実施する者には補助金を交付する。

## 9 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」を開催 し、関係機関における土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

## 10 災害危険箇所

福島県地域防災計画に記載する土砂災害危険箇所は次のとおりとする。

(1) 崩壊土砂流出危険地区

農林水産部森林林業総室で定める崩壊土砂流出危険地区一覧表

(2) 土石流危険渓流

土木部河川港湾総室で定める土石流危険渓流箇所調書

#### (3) 地すべり危険箇所

農林水産部農村整備総室で定める地すべり危険地区一覧表 農林水産部森林林業総室で定める地すべり危険地区一覧表 土木部河川港湾総室で定める地すべり危険箇所調書

(4) 山腹崩壊危険地区

農林水産部森林林業総室で定める山腹崩壊危険地区一覧表

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所

土木部河川港湾総室で定める急傾斜地崩壊危険箇所調書

(6) 道路の落石等のおそれのある箇所

土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表

(7) 土砂災害警戒区域等

土木部河川港湾総室で定める土砂災害警戒区域等一覧表

#### 11 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により福島県と福島地方気象台が共同で作成 ・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。

また、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である

- イ 災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である市町村長を利用者として考える。
- エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- オ 対象とする土砂災害は「降雨から予測可能な土石流」および「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象 台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。
- (5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

## ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて 5 k mメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は 基準の取扱いについて協議するものとする。

#### イ 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除できるものとする。

#### (6) 利用にあたっての留意点

- ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表する もので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による 土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難で ある斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに 留意する。
- ウ 市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の 渓流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県の補足情報(土砂災害情報システムの危険度を示 す指標)等も併せて総合的に判断すること。

### (7) 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(県知事の通知等)により 市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達する ことが義務づけられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機 関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- ア 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報 提供システム等により、県(県民安全総室)等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達 する。
- イ 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を総合情報通信ネットワーク等により伝達する。
- ウ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住 民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- エ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

# 第5節 雪害予防対策

(知事直轄、総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部、警察本部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部、各施設管理者、各道路管理者、各鉄道事業者、各バス事業者、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株))

降積雪期においても県民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防 災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発 生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確 保、雪崩災害の防止、災害時要援護者の支援などに関する対策を実施するものとする。

## 第1 雪害予防体制の整備

## 1 県の活動体制

県は、雪害に関する予防対策及び応急対策の即応性を図るため、毎年12月から3月までを目途とし、雪害に関する各種情報の収集等、関係機関相互の連絡調整及び情報交換、災害時要援護者の支援 その他の雪害対策を行う。このため、部局内の協力体制及び緊急連絡体制を確立するものとする。

さらに、情報提供の円滑化や関係部局及び関係地方振興局との連絡調整を十分行うため、会議等 を開催する。

#### 2 市町村の活動体制

市町村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。 市町村は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な 連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

## 第2 生活基盤の耐雪化

#### 1 建築物の安全確保

#### (1) 公共建築物

- ・施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。
- ・老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を 行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。
- ・降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。
- ・庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点と なるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。
- ・野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分 に点検し、使用する。
- ・雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

#### (2) 一般建築物

・ 県及び市町村は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

## 2 ライフライン施設の雪害対策

#### (1) 電力施設

## ア 豪雪時の給電網の管理体制

- (ア) 雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「非常災害対策実施基準」を定め、 応急・復旧体制の確立を図る。
- (4) 平常時から「需給・系統運用基準」等に基づき、事故の未然防止を図る。

## イ 雪害防止施設の整備

- (ア) 降積雪時に事故を防止するため、電力機器カバーの取付、融雪装置の設置、雪崩防止柵の 設置、その他関連の防雪対策を行う。
- (イ) 特別高圧送電線の雪害事故を防止するため、電線の難着雪化を推進するとともに、事故回線の選択には、保護継電装置の高速度高度化を図る。なお、降雪期前に支持物及び電線等の 巡視、点検改修を実施する。
- (ウ) 高低圧配電線の雪害事故を防止するため、難着雪電線を使用し、複合柱、コンクリート柱の使用、倒木ガードワイヤー又は融雪用ヒートパイプの取付、冠雪防止装柱の推進など支持物の恒久化を図る。なお、降雪期前に積雪地域の配電路線について、巡視・点検改修を実施する。

## (2) 通信施設

## ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・ 復旧体制の早期確立を図る。

#### イ 訓練及び演習

- (ア) 県や市町村の防災訓練等の参加や独自訓練を通じ、災害対応機器を用いた回線復旧演習を 行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。
- (4) 年4回、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

## ウ 設備の改善

- (7) 雪崩や崖崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替えする。
- (4) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。
- (ウ) 主要な伝送路を二ルート構成とし、通信網の整備を図る。
- (エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

## (3) ガス施設

#### ア 都市ガス及び簡易ガス

- (ア) 供給施設の耐雪化
  - ・設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を行い、十分な強度と機能の維持に 努める。
    - ・屋外管、メータ類及び排気筒などの屋外露出設備の耐雪化を図る。

#### (4) 需要家設備

・一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機 能を有するマイコンメータの設置を促進するほか、ガス漏れ警報機の普及促進に努める。

#### イ LPガス

- (ア) 安定供給の確保
- ・降積雪時における L P ガスの安定供給のため、 L P ガス容器の大型化、複数化を進め、 一般家庭における L P ガス設備の供給能力の向上に努める。

・冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

#### (イ) 設備の保護対策

- ・屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上 となる高い位置とする。
- ・ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下に設置し、雪囲いや収納庫 に納めるなど屋根からの落雪対策を行うこととする。なお、新たに容器を設置する場合は、 危険を発見しやすい場所を選定するものとする。
- (ウ) 消費者に対する周知啓発活動
  - ・消費者に対し除排雪や雪下ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、消費者がとるべき 行動について啓発活動に努める。
  - ・冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念 されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

#### 3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、各道路管理者は迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪害防止施設の整備を進める必要がある。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

#### (1) 道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには 除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設の整備を進める。特に、山間地道路 においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を 迅速 かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の 凍結 抑制剤を配備する。

エ 路肩杭(スノーポール)の設置

狭隘路線や吹きだまりができやすい場所に路肩杭(スノーポール)を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレータの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。また、チェーン着脱所の整備を進める。

#### (3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し

策定する。

- イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できる よう計画する。
- ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

#### 4 公共交通機関対策

(1) 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、各鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

ア 除排雪体制の整備及び強化

鉄道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとと もに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

- イ 沿線関係者との協力
  - (7) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。 また、踏切事故防止のため、市町村等を通じ沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに、除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

工 雪崩予防

雪崩止め柵、防雪柵等の防雪設備の整備を推進する。

オ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

## 第3 雪崩対策等の推進

## 1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

県(農林水産部、土木部)は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

また、市町村は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難勧告等を行う。住民が自主的に避難した場合は、

直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、被災した雪崩防止施設等を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努めるものとする。

なお、福島県地域防災計画に記載する雪崩災害危険箇所は次のとおりとする。

- (1) 農林水産部森林林業総室で定める雪崩危険箇所一覧表
- (2) 土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表
- (3) 土木部河川港湾総室で定める雪崩危険箇所調書

#### 2 警戒避難体制の確立

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、県は緊急時における警戒、避難、救援等が実施できるよう、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行う等、平常時から体制整備に努める。

市町村は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 雪崩災害危険箇所
- (2) 避難の準備情報提供、勧告又は指示(以下「避難勧告等」という。) の発令判断基準の設定
- (3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- (4) 予警報及び避難勧告等の伝達方法

#### 3 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る ものとする。

#### 4 消防防災ヘリコプター等の活用

県は、消防防災へリコプター等を活用し、雪崩危険箇所等を上空から随時監視し、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努めるものとする。

# 第4 救済体制の整備

#### 1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

市町村は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、 万一に備え、救助計画を策定しておくものとする。

(2) 機能の維持

市町村は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

市町村は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災へリコプター又は県警へリコプターの活用が 有効であることから、県及び警察本部はヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、 市町村は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

### (5) 生活必需品の確保

県及び市町村は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

## 2 ボランティアの活動支援

## (1) 体制

市町村及び県は、ボランティアの受入れ体制として、「第18節第3ボランティアの受入れ体制 の整備」に定める体制を整備するものとする。

## (2) 受入れ

ボランティアは市町村及び市町村社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入れ窓口は、市町村及び市町村社会福祉協議会が協議して一本化に努める。また、県はこれを広報等により支援する。

なお、県及び県社会福祉協議会は、ボランティアを募集する市町村及び市町村社会福祉協議会を 支援する。

## (3) 企業やNPO等との連携

県は、迅速かつ的確な雪害応急活動が行われるため、企業やNPO等と連携するよう努めるものとする。

### 3 災害時要援護者の安全確保

#### (1) 要援護者の情報把握と共有

市町村は、降雪期前に高齢者世帯、在宅要介護者、妊産婦、乳幼児、障がい者又は外国人等のいる世帯(以下「要援護者世帯等」という。)に対し、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別に訪問を行い、支援を必要とする要援護者世帯等の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

#### (2) 要援護者世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の要援護者世帯等の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、市町村及び県は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、市町村は一人ひとりの要援護者に対して複数の安全確保や避難支援を行う者(以下「支援者」という。)を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

なお、降積雪期に、市町村は定められた要援護者世帯等へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行うものとする。

## 4 県の支援体制

雪害から県民の生命、身体及び財産を保護するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策だけではなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、市町村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努めるものとする。

県は、広域的な地方公共団体として、市町村が処理する防災事務実施を支援し、総合調整を行う 立場であることから、当該地域の市町村だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、 情報収集や職員の派遣など支援体制の整備に努めるものとする。

# 第5 広報活動

## 1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

## 2 県民に対する防災知識の普及

県及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全 対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪 に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

# 第6節 火災予防対策

(生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、市町村、消防本部)

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

なお、林野火災対策については、事故対策編林野火災対策計画に定める。

## 第1 消防力の強化

# 1 消防力の強化

県(生活環境部)は、各市町村が「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防職団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導する。

## 2 消防水利の整備

県(生活環境部)は、各市町村に対し、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、湖、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう指導する。

#### 3 救助体制の整備

各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう 訓練を充実する。

また、市町村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## 第2 広域応援体制の整備

#### 1 広域応援体制の整備

市町村及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県及び消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な 運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、県(生活環境部)及び消防本部は、広域応援のマニュアルづくりの検討を行うものとする。

## 2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援 を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受 ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。

さらに、県及び消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 第3 火災予防対策

## 1 火災予防思想の普及啓発

県民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県(生活環境部)、市町村及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元 栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

## 2 住宅防火対策の推進

市町村及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用 防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

### 3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。 そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

#### 4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

#### 5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

## 第4 初期消火体制の整備

## 1 消火器等の普及

市町村及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における 消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早 期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火 器具の積極的な配置を行うよう指導する。

### 2 自主防災組織の初期消火体制

市町村及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火 訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

#### 3 家庭での初期消火

市町村及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発 指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報 及び講習会を実施する。

### 第5 火災拡大要因の除去計画

## 1 道路等の整備

県(土木部)及び市町村は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

# 2 建築物の防火対策

県及び市町村は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、 広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

# 3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を 有しているため、県(保健福祉部)及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防 止について指導する。

# 第7節 建造物及び文化財災害予防対策

(生活環境部、土木部、県教育委員会、市町村教育委員会、消防本部)

都市部の近年の著しい都市化現象は、市街地の高密度化を促すとともに、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、町村部においては、以前として木造建築物が多い。このように本県の建築物は多種・多様であり、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

## 第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

## 1 民間の建築物

県(土木部)は、都市の不燃性及び建築物の安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

#### 2 公共建築物の対策

県(土木部)及び市町村は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有する者に建築物及び建築設備(以下本項において「建築物」という)の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

## 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査または検査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。

特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又 は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

## 第3 文化財災害予防対策

## 1 文化財保護思想の普及啓発

県民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県・市町村教育委員会は、文化財保護強調週間(11月1日~7日)及び文化財防火デー(1月26日)等の行事を通じて、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

## 2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷 設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

#### 3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

## 4 予防査察の徹底

消防機関は、県・市町村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

## 5 訓練の実施

県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等に おける消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

# 第8節 電力、ガス施設災害予防対策

(生活環境部、東北電力(株)、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、 各LPガス事業者、(社)福島県エルピーガス協会)

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

# 第1 電力施設災害予防対策

#### 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び事業所(以下この節において「店所」という。)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

## 2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

#### ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

#### イ 水害対策

## (ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特 異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のため の設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等)等を実施するも のとする。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋梁
- d 土捨場、巡視路
- e 水位計
- f 発電所建家、屋外機器等

## (4) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補 強等を実施するものとする。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

#### (ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の 取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能 な箇所では屋内機器のかさあげを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処するものとする。

### ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施するものとする。

(7) 水力発電・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施するものとする。

## (4) 送電設備

鉄塔には、耐雪設計及び耐雪結構を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。 また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合 は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

#### 工 雷害対策

## (7) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

### (4) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行うものとする。

#### (ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものと する。

## (2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

## (3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものと する。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を 迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災 害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会策定)に基づき、他電力会社及び電源開発株式 会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

#### (4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

#### (5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時に

おける復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。 また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

## 第2-1 ガス施設〔都市ガス〕災害予防対策

#### 1 現況

都市ガスは、現在、福島ガス(株)、東部瓦斯(株)、東北ガス(株)、若松ガス(株)、相馬ガス(株)、いわきガス(株)、常磐共同ガス(株)、常磐都市ガス(株)の8社で供給し、約14万8千世帯で使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして広く一般家庭に浸透し、現在の生活を支えている。

このような、都市ガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、ガス工作物の維持・ 運用及び社員等に対する保安に関する教育等を実施している。

### 2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、保安規程及び災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

## 3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去に発生した水害・土砂崩れ・風害等による被害の実情等を踏まえ、次のとおり、事前措置と して設備の強化等を実施するものとする。

ア 河川増水により被害を受ける可能性のある橋梁添架ガス管に対する遮断バルブの点検及びガス管流出防止対策の強化を実施する。

イ がけくずれ、軟弱地盤地域の調査を行い、頻繁に巡回点検を行う等重点的に監視する。

- ウ がけくずれ等が予想される区域における道路の路面に露出しているガス管の防護措置の強化 を実施する。
- エ その他、過去の風水害等による被害予想を行い、設備の強化を段階的に実施するとともに、 当該設備を重点的に監視するものとする。
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

風水害等発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確 に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。

また、復旧作業時に大量に必要となる資材等については、非常時の調達ルートを整備しておくものとする。

- ア 導管材料
- イ その他材料(ガスメーター、バルブ他)
- ウ 修理用工具類
- エ 車両、機械
- 才 漏洩検査機器
- カ 無線機
- (4) 防災訓練の実施

風水害等発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮 して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものと する。

#### (5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による二次災害防止等の対策を適切に行えるよう、日ごろから防災 関係機関と必要な相互協力について協議しておくものとする。

# 第2-2 ガス施設〔簡易ガス〕災害予防対策

#### 1 現況

簡易ガスは、一つの団地内におけるガスの供給地点の数が70以上であるものをいい、現在53社において、192地区、約3万4千世帯で使用されている。

## 2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

#### 3 事業計画

風水害等の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るため、次の事項を考慮に入れた防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 災害予防のための設備計画

災害に発生した水害・土砂崩れ・風害等による被害の実情等を踏まえ、事前措置として設備の巡回・点検及び強化等を実施するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

風水害等発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確 に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

風水害等発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

## 第2-3 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

## 1 現況

LPガスは、現在、県民の80%が使用しており、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、LPガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育等を実施している。

#### 2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

#### 3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

### (1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適 正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に、豪雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除 雪時においてもLPガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

#### イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、対震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

### ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。 なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯 等を優先的に行う等配慮するものとする。

### (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

## (3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

- ア 修理用工具類
- イ 車両、機械
- ウ 点検用工具類
- 工 非常食、飲料水
- 才 救急医薬品
- カ 緊急支援用物資(カセットコンロ、カセットボンベ等)
- キ 補修用・仮設住宅用機器(充てん用容器、ガスメーター、調整器等)

## (4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定(復旧作業の優先順位)にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、 報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

## (5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、

災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。 (6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

# 第9節 緊急輸送路等の指定

(生活環境部、土木部、警察本部、東北地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

県は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

## 第1 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送 路等を指定する。

## 1 緊急輸送路

(1) 県は、県庁(県災害対策本部)、地方振興局(県災害対策地方本部)、市町村災害対策本部等、 物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等(別表1)を緊急輸送路として、 指定する。

なお、図面については土木部(道路総室)に備えおくものとする。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

## ア 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保 すべき路線

## イ 第2次確保路線

県地方災害対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に 確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

## 2 緊急支援物資等受入れ港

県は、海路からの緊急支援物資や資材等の受入れ拠点として別表2の港湾、漁港を指定する。

#### 3 緊急支援物資等受入れ空港

県は、空路からの緊急支援物資や資材、災害派遣医療チーム等受入れ拠点として、福島空港を指定する。

## 4 ヘリコプター臨時離着陸場

県は、空路からの物資受入れ拠点として別表3のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

#### 5 広域陸上輸送拠点

他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、福島県倉庫協会との災害時応援協定や倉庫事業者の協力により、民間事業者の倉庫を活用するとともに、別表4の広域陸上輸送拠点を指定する。

## 6 市町村緊急輸送路等の指定

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、市町村緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

# 第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者(ヘリコプター臨時離着陸場を除く)は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。別表1

# 緊急輸送路線

# (1) 第1次確保路線

種 別	路線名	区間
国道	4 号 6 号 13 号 49 号 113 号 115 号 118 号 121 号 289 号	栃木県境~宮城県境 茨城県境~宮城県境 国道4号~山形県境 国道6号~新潟県境 県道相馬港線~宮城県境 国道6号~国道4号 茨城県境~国道4号 天城県境~国道4号 国道121号~国道49号 栃木県境~山形県境 国道6号~国道252号
高速自動車道	東       北       自       動       車       道         財       申       動       車       道         磐       越       自       動       車       道	栃木県境〜宮城県境 茨城県境〜常磐富岡IC 南相馬IC〜相馬IC いわきJCT〜新潟県境
主要地方道	古 殿 須 賀 川 線 中 野 須 賀 川 線 小 名 浜 平 線 矢 吹 小 野 線 (あぶくま高原道路)	福島空港西線〜国道118号 国道118号〜須賀川IC 全線 矢吹IC〜小野IC
一 般 県 道	水 原 福 島 線 玉 川 田 村 線 長 塚 請 戸 浪 江 線 相 馬 港 海 福 島 空 港 西 線	国道13号~福島県庁 古殿須賀川線~国道49号 請戸漁港~国道6号 全線 全線
臨 港 道 路	小名浜臨港道路相馬臨港道路	臨港道路5・6号ふ頭内線〜臨港道路1号 渚地区〜国道6号 臨港道路3号ふ頭内線〜幹線臨港道路1号 線〜県道相馬亘理線

# (2) 第2次確保路線

種別	路線名	区間	
国道	1 1 4 号	全線	
	1 1 5 号	国道4号~国道49号	
	1 1 8 号	古殿須賀川線~国道121号	
	252号	国道289号~国道49号	
	2 8 8 号	全線	
	2 9 4 号	国道289号~国道118号	
	3 4 9 등	赤坂東野塙線鮫川村~五十沢国見線	
	3 5 2 号	国道121号~檜枝岐村役場	
	3 9 9 号	国道6号~小川支所	
		小野富岡線~国道114号	
		国道349号~福島飯坂線	
	400号	国道252号~国道289号	
	4 0 1 号	国道118号~会津坂下会津高田線	
		国道289号~国道352号	
	4 5 9 号	国道349号~国道4号	
		国道115号~喜多方会津坂下線	
主要地方道	福島保原線	国道115号~国道349号	
	福島飯坂線	全線	
	上名倉飯坂伊達線	国道13号~国道115号	
	飯野三春石川線	国道114号~川俣安達線	
	福島吾妻丧磐梯線	国道13号~国道13号福島西道路	
	霊山松川線		
	川俣安達線	飯野三春石川線~国道114号	
	白石国見線	国道4号~国見IC	
	本宮三春線	国道4号~本宫熱海線	
	原町川俣線	全線	
	浪江国見線	国道4号~国道349号	
	本宮熱海線	国道4号~本宮三春線	
	船引大越小野線	全線	
	小野郡山線	国道4号~東部ニュータウン入口	
		国道349号~船引大越小野線	
	中野須賀川線	須賀川IC~郡山長沼線	
	中ノ沢熱海線	国道49号~磐梯熱海IC	
	那山長沼線	国道4号~長沼喜久田線	
	長沼喜久田鎮	郡山長沼線~国道118号	
	郡山停車場線	全線	
	那山湖南線	 国道4号~国道4号N°4N°2	
	白河羽鳥線	国道4号~增見小田倉線	
	培泉崎線	国道4号~拥含矢吹線	
	棚倉矢吹線	国道289号~矢吹小野線	
	白河石川線	国道294号~南湖公園線	
		国道118号~会津坂下本郷線	
	1	国道49号~猪苗代塩川線	
		国道118号~国道49号	
	  会津坂下河東線	国道49号湯川村~国道49号河東町	
	△ /+ % 1 /1 / K <b>#K</b>	PACTO 3/1/11   DACTO 3/1/K **1	

種別	路線名	区間
主要地方道		国道 49号~会津高田上三寄線
	l	国道 49号~国道401号
		喜多方停車場線~会津坂下山都線
		国道 49号~上郷舟渡線
	喜多方会津坂下線	国道 459号~喜多方停車場線
	会津坂下山都線	喜多方西会津線~山都柳津線
	猪苗代塩川線	全線
	小野富岡線	国道6号~国道399号
	相馬亘理線	国道 6号~新地停車場釣師線
	相馬浪江線	国道 115号~草野大倉鹿島線
		原町川俣線~原町二本松線
	原町二本松線	相馬浪江線~原町浪江線
	原町海老相馬線	原町浪江線~小浜字町線
	いわき上三坂小野線	常磐勿来線~いわき石川線
	日立いわき線	国道289号~常磐勿来線
	いわき浪江線	国道6号~四倉IC
	小名浜小野線	国道6号~小名浜四倉線
	いわき石川線	全線
	矢吹小野線	国道 4号~矢吹町役場
	古殿須賀川線	福島空港西線~あぶくま高原道路
	塙大津港線	国道 118号~赤坂東野塙線
	常磐勿来線	国道289号~日立いわき線
一般県道	飯坂桑折線	国道 4号~国見福島線
	国見福島線	飯坂桑折線~桑折町役場入口
	飯坂保原線	国道 13号~福島保原線
	二本松安達線	国道 4号~須賀川二本松線
	須賀川二本松線	二本松安達線~国道459号
	福島安達線	国道 4号~安達停車場線
	本宮岩代線	本宮三春線~本宮市役所白沢総合支所
	五十沢国見線	国道4号~国道349号
	石筵本宮線	国道 4号~大玉村役場入□
	大沢広表線	靈山 松川線~市道金沢立子山線
	伊達霊山線	国道 349号~梁川靈山線
	水原福島線	福島県庁〜国道115号
	l <u>.</u>	南福島停車場線~済生会福島綜合病院
	南福島停車場線	国道 115号~市道南向台黒岩線
	梁川霊山線	国道349号~伊達霊山線
	折戸笹谷線	福島飯坂線~福島第一病院
	安達停車場線	福島安達線~二本松市役所安達支所
	北方遅沢線	国道 49号~石川鴇子線
		国道 49号~北方遅沢線
		国道 4号~国道 49号
	下松本鏡石停車場線	
	社田浅川線	国道 118号~浅川町役場入口 統古 海港線 5.5同学200号
	赤坂東野塙線 	場大津港線~国道289号 図送200日 - 図送200日
		国道 289号~国道349号 国港 200号 - 1台河东北海
	南湖公園線	国道289号~白河石川線 西河羽真鎮~杜洋処理並鎮
	増見小田倉線  小亜山寛下線	白河羽鳥線~村道役場前線 国道 252号~国道252号
	浜崎高野会津若松線  湯川大町線	国道 49号〜湯川村役場 若松が 2を結ぶ
		右伝り 7を結ぶ 国道 118号〜会津高田会津本郷線
	宏津着松会津高田線	回2010年~安津高田安津本郷縣

種別	路線名	区間
一般県道	会津高田会津本郷線	町道2008号線~会津若松会津高田線
	山都柳津線	国道49号~会津坂下山都線
	北山会津若松線	会津坂下河東線~会津若松市役所河東支所
	猪苗代停車場線	国道115号~町道城南六角線
		国道121号~喜多方西会津線
	大久保野沢停車場線	国道49号~野沢駅
	I	山都柳津線~喜多方西会津線 
	熱塩加納山都西会  津線 	国道121号~喜多方市総合支所熱塩加   納総合支所   
	下鄉会津本鄉鎮	国道121号~戸赤栄富線
	戸赤栄富線	下鄉会津本鄉線~国道400号
		国道121号~会津田島駅
	I	相馬亘理線~赤柴中島線 
	I	国道6号~新地停車場線
		浪江鹿島線~相馬浪江線 
	浪江鹿島線	摩野大倉鹿島線~島崎江垂線 
	鳥崎江垂線 小浜字町線	国道6号~浪江鹿島線
	小浜子町線 小良ヶ浜野上線	順ノ町駅〜原町海老相馬線 国道6号〜大野病院を結ぶ
	が 民 り 从 新工 線 幾 世 橋 小 高 線	国道6号~浪江鹿島線
	北泉小高線	国道6号~浪江鹿島線
	小高停車場線	[[]] 浪江鹿島線~小高駅
		国道6号~南相馬警察署
	大芦鹿島線	。 浪江鹿島線~南相馬市役所鹿島区役所
	上北迫下北迫線	国道6号~広野IC
	小名浜港線	小名浜平線~小名浜港湾事務所
市町村道		
福島市道	南町稲場線	南向台黒岩線~国土交通省福島河川国  道事務所
	北八幡金山線	国道4号~県立医大
	松山町北中原線	信夫ヶ丘競技場を結ぶ
	曽 根田三本木線	国道4号~福島市役所
	太平寺山口線	国道13号~福島テレビ
	金沢立子山線	国道4号~大沢広表線 L
本宮市道	万世舞台線	国道4号~本宫市役所
大玉村道		石筵本宮線~大玉村役場 図送450号三大松字法線
		国道459号~二本松安達線
		国道 4号〜桑折町役場を結ぶ  梁川霊山線〜伊達市役所梁川総合支所
		宋川霊山縣 - F 建中 図 / 宋川 紀 日 文 / /   東部:1-クウンを結ぶ
郡山市道	I	保部=1-x/)を結ぶ 太田西の内病院を結ぶ
		東部ニューダッを結ぶ
		福島中央フレビを結ぶ
		福島放送、今西病院、市役所を結ぶ
	若葉桑野線	国道4号~国道49号
	- mm = 1 <del>m</del>	P477 B497

種別	<b>9</b> 8.26.27	다면		
那山市道	路線名 荒井八山田線	区間 国道 4号~郡山長沼線		
IN COLUMN		国生交通省郡山国道事務所を結ぶ		
		小野郡山線~郡山大越線		
	[	那山東IC~国道288号		
		郡山湖南線~河内郡山線		
 須賀川市道	l	国道 118号~須賀川市役所長沼支所		
白河市道		国道289号~白河羽鳥線		
	総合運動公園線	白河 総合運動公園を結ぶ		
	昭和町南真舟線	国道 4号~白河羽鳥線		
	立石山線	白河市水道事業所を結ぶ		
	白河駅八竜神線	白河駅~総合運動公園		
	市役所中央線	国道 294号~白河市役所		
	白河白坂線	東北が2を結ぶ		
棚倉町道	中居丸内線	棚倉町役場~広畑古町線		
	広畑古町線	中居丸内線~国道118号		
	舘ヶ丘崖ノ上線	棚倉消防署を結ぶ		
西鄉村道	村2078号	国道 289号~增見小田倉線		
会達替松市遺	市幹 1 - 9号	国道 118号~会津若松丧磐梯線		
	市幹 1 - 1 1号	国道 118号~会津若松丧磐梯線		
会律美里町遣	町2008号	会津美里警察署を結ぶ		
喜多方市道	上高額桜が丘線	喜多方合同庁舎を結ぶ		
	押切西線	喜多方水道局を結ぶ		
	桜が丘稲村線	喜多方合同庁舎を結ぶ		
	東四谷新町線	イリサ゚トト(濁川)を結ぶ		
	中通り線	喜多方第一中学校を結ぶ		
西会津町道	松尾萓本停車場線	西会津町役場を結ぶ		
猪苗代町道	城南六角線	猪苗代町役場を結ぶ		
	猪苗代新町線	猪苗代町役場を結ぶ		
飯舘村道	草野飯樋線	飯舘村役場を結ぶ		
いわき市道	上下湯長谷線	湯本高校を結ぶ		
	南君ケ塚寺廻線	磐城中央病院を結ぶ		
	模町九反町線	市営小名浜球場を結ぶ		
	隼人大原線	いわきがスを結ぶ		
	三倉尼子線	いわき地方振興局を結ぶ		
	南町東荒田線	国道6号~常磐勿来線		
	内郷平線	国道 49号~福島勞災病院		
	五反田 1 号線	湯本高校を結ぶ		
	田町三崎線	NTTいわき支店を結ぶ		
	小太郎町尼子線	松村総合病院を結ぶ		
	長尾仲山線	市営平球場を結ぶ		
		国道6号~国道6号パイパス		
臨港道路	小名浜臨港道路	幹線 臨港道路2号線		
		(小名浜四倉線~小名浜港湾建設事務所)		
	相馬臨港道路	臨海道路1号線		
		(相馬亘理線~相馬港湾建設事務所)		

# (3) 第3次確保路線

種別	路線名	区間
主要地方道	須賀川三春線	国道118号~須賀川二本松線
	矢吹天栄線	国道4号~白河消防署大信分署
	棚倉鮫川線	磐城禰倉停車場線~禰倉土木事務所
	会津高田柳津線	国道252号~会津坂下消防署柳津出張所
	日立いわき線	国道289号~勿来第一小学校
	常磐勿来線	関船体育館を結ぶ
	勿来浅川線	錦小学校を結ぶ
	小野四倉線	四倉支所を結ぶ
	原町二本松線	国道349〜東和消防出張所を結ぶ
一般県道	保原伊達崎桑折線	伊達中央消防署西分署を結ぶ
	荒井郡山線	奥羽大学を結ぶ
	常葉芦沢線	国道288号~田村消防署常葉分署
	成田鎮田線	国道4号~町道笠石482線
	須賀川二本松線	国道118号~東北電力須賀川営業所
	母畑白河線	白河石川線~高萩久田野停車場線
	久田野停車場線	国道4号~高萩久田野停車場線
	高萩久田野 (停) 線	母畑白河線~久田野停車場線
	社田浅川線	浅川町役場入口~石川消防浅川分署
	磐城禰倉停車場線	国道118号~禰倉鮫川線
	磐梯停車場線	猪苗代塩川線~猪苗代消防署磐梯出張所
	浪江鹿島線	原町川俣線~原町第-中学校
	相馬大内線	国道115号〜桜ヶ丘小学校
	甲塚古墳線	東北電力いわき営業所を結ぶ
	小名浜四倉線	国道6号~小名浜消防署
市町村道		
福島市道	南向台黒岩線	国土交通省福島国道維持主張所を結ぶ
	矢剣町鳥谷下線	福島がはを結ぶ
郡山市道	八山田 1号線	郡山北工業高校を結ぶ
	静町大徳南線	郡山高校を結ぶ
須賀川市道	市 1 - 1 7号	須賀川土木事務所を結ぶ
白河市道	豊年線	白河旭高を結ぶ
	登町線	白河高校を結ぶ
	旭町2号線	白河旭高校を結ぶ
	道場小路金勝寺線	国道4号~白河羽鳥線
	白河西線	白河旭高校を結ぶ
	城山線	城山公園を結ぶ
	駅前東線	新白河駅~国道289号
鏡石町道	笠石482,483号線	鏡石消防署を結ぶ
泉崎村道	上野館中島線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	中島関平線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	挃内如信沢線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ
	新田矢吹線	矢吹消防署泉崎中島分署を結ぶ

種別	路線名	区間
棚倉町道	舘ケ丘線	棚倉消防署を結ぶ
	上志宝-本松線	棚倉土木事務所を結ぶ
	古町花園線	棚倉土木事務所を結ぶ
	合同庁舎鎮	棚倉土木事務所を結ぶ
会律替松市遣	門3-81号	第4中学校を結ぶ
	若 3 - 412号	東山小学校を結ぶ
	市幹2-10号	城北小学校を結ぶ
	市一箕3-62号	会津大学短期大学部を結ぶ
	市若3-264号	<b>葵高校を結ぶ</b>
	市若3-42号	東北電力会津若松支社を結ぶ
	市若3-206号	会津工業高校を結ぶ
	市幹 1 - 12号	鶴ヶ城公園を結ぶ
喜多方市道	図書館東線	喜多方第一中学校を結ぶ
猪苗代町道	東谷地八幡線	猪苗代水防ಉターを結ぶ
南会津町道	後原丹藤線	田島小中学校を結ぶ
	風下線	びわのかげ公園を結ぶ
いわき市道	川部錦線	外B病院を結ぶ
	東田町佐糖線	植田小学校を結ぶ
	植田東部21号線	植田小学校を結ぶ
	久保田六間門	磐城高校を結ぶ
	新町戸田線	四倉支所を結ぶ
	川原田八反田線	高坂小学校を結ぶ
	掻槌小路北目線	磐城桜ヶ丘高校を結ぶ
	南雷岡元分線	小名浜第二中学校を結ぶ
	町道中郡線	勿来一小を結ぶ
	白水高野線	高坂小学校を結ぶ
	前沼中町境線	小名浜体育的外を結ぶ
	掻槌小路揚土線	平第一小学校を結ぶ
	胡麻沢桜町線	磐城桜ヶ丘高校を結ぶ
	道匠 1号	磐城高校を結ぶ
	久世原柳田線	御厩小学校を結ぶ
	北白土14号線	平第三小学校を結ぶ
	花畑船引場線	横町公園を結ぶ
	栄田 1号線	関船体育館を結ぶ
	杉平州槌小路線	磐城高校を結ぶ

# 別表 2

# 物 資 受 入 れ 港

港	湾·漁港	生名	種 別	管 理 者	耐 震 強 化 岸 壁
小	名 浜	港	重要港湾	福島県	・5・6号ふ頭 ・5-1バース (バース延長240m、水深12m)
相	馬	港	重要港湾	福島県	- The state of the
請	戸漁	港	第3種漁港	福島県	4m岸壁(岸壁延長 80m、水深 4m)

別表3

# ヘリコプター臨時離発着場

# (1) 陸上自衛隊第44普通科連隊管内

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
1	福島市	福島市松川町字上桜内3-4 松陵中学校		教育長
2	]]	福島市飯坂町字舘11-3	飯坂野球場	福島市スホ。一ツ振興公社
3	]]	福島市大森字南内町 3 1 - 1 信夫中学校		教育長
4	JJ	福島市古川14-1 信夫ケ丘競技場		福島市スホ <sup>°</sup> ーツ振興公社
5	JJ	福島市町庭坂字原田8	吾妻中学校	教育長
6	<i>II</i>	福島市吉倉字桜内48	吉井田小学校	教育長
7	11	福島市大笹生字苧畑169	ふくしまスカイハーク	ふくしま飛行協会
8	II .	福島市飯野町明治字遠久内2	市立飯野小学校	教育長
9	IJ	福島市飯野町字西金山10	福島市飯野野球場福島市	教育委員会保健体育課長
10	二本松市	二本松市郭内4-228	城山総合グラウンド	市長
11	II .	二本松市永田6-513-2	永田農村広場	市長
12	JJ	二本松市岳温泉2-271	岳公園グラウンド	市長
13	IJ	二本松市上葉木坂3-1	スカイピアあだたら	市長
14	II .	二本松市七ッ段128	杉田農村広場	市長
15	II .	二本松市平石町564-2	石井運動広場	市長
16	11	二本松市太子堂327	大平農村広場	市長
17	II .	二本松市油井字長谷堂230	安達運動場	市長
18	II .	二本松市小浜字芳池 2	岩代運動場	市長
19	II .	二本松市田沢字鳥上44	旭小学校グラウンド	校長
20	II .	二本松市百目木字鹿畑16	旭運動場	市長
21	IJ	二本松市西新殿字太郎田212	サンフィールドニ本松ゴルフクラブ	支配人
22	IJ	二本松市針道字大町西 2	カントリーパークとうわ	市長
23	IJ	二本松市針道字蔵下23	東和文化センター駐車場	市長
24	相馬市	相馬市中村字北町97	長友グラウンド	市長
25	JJ	相馬市中村字本町132	中村第一中学校クラウント	学校長
26	IJ	相馬市馬場野字岩穴前198	JAそうま総合研修センター駐車場	センター所長
27	11	相馬市岩子字長谷地13	松川浦スポーツセンターグラウンド	市長
28	南相馬市	南相馬市鹿島区寺内字迎畑22-1	鹿島生涯学習センター	市長
29	JJ	南相馬市鹿島区寺内字落合28	鹿島中学校	市長
30	JJ	南相馬市鹿島区南右田字二ツ沼115	南右田駐車場	市長
31	JJ	南相馬市小高区片草字南原 4 6 - 1 小高片草運動場		市長
32	IJ	南相馬市小高区飯崎字北原51 小高西部運動場		市長
33	II .	南相馬市原町区萱浜字掛巣場45-134 萱浜ニュースポーツ広場		市長
34	JJ	南相馬市原町区高見町一丁目 5	南相馬市サッカー場	市長
35	JJ	南相馬市原町区中太田地内	雲雀ケ原祭場地	市長
36	桑折町	桑折町大字上郡字弁慶20	桑折町町民運動場	町長
37	伊達市	伊達市伏黒一本石41-2	東公民館グラウンド	市長
38	IJ	伊達市梁川町鶴ヶ岡93	梁川中学校校庭	教育長
39	JJ	伊達市梁川町山舟生字高倉17	山舟生農村広場	市長
40	"	伊達市保原町中瀬字上松27	市営グラウンド	市長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
	伊達市	伊達市保原町字豊田1-1		教育長
42		伊達市保原町大泉字宮脇265	ほばら大泉グラウンド	市長
43	"	伊達市保原町大柳向山 1	松陽中学校校庭	教育長
44	"	伊達市霊山町掛田字高ノ上3	掛田小学校校庭	教育長
45		伊達市霊山町掛田字荷鞍廻 1	運動広場	市長
46	"	伊達市月舘町糠田字舘山1	月舘町農村広場	市長
47	国見町	国見町大字大木戸字新田原3	町民運動場	町長
48	"	国見町大字森山字上野台7	上野台運動公園総合運動場	町長
49	川俣町	川俣町大字東福沢字坊の入	川俣町農村広場	町長
50	JJ	川俣町山木屋字問屋68-3	山木屋中学校グランド	学校長
51	大玉村	大玉村大山字六社山1	大玉村村民運動場	村長
52	二本松市	本宮市本宮字懸鉄1	本宮第一中学校グランド	教育長
53	"	本宮市高木字黒作1	運動公園多目的グランド	市長
54	"	本宮市青田字来ノ池55	青田運動広場	教育長
55	"	本宮市仁井田字寺下15	仁井田運動広場	教育長
56	JJ	本宮市荒井字恵向121-6	恵向公園広場	教育長
57	JJ	本宮市白岩字堤崎494-44	白沢運動場	教育長
58	JJ	本宮市糠沢字石神55	白沢グリーンパークサッカー場	教育長
59	広野町	広野町中央台1丁目5-1	広野町総合グラウンド	町長
60	楢葉町	楢葉町大谷字上ノ原73-17	楢葉町総合グラウンド	町長
61	JJ	楢葉町北田字天神原1	天神岬スポーツ公園	町長
62	富岡町	富岡町小浜281	富岡町営野球場	町長
63	"	富岡町大字本岡字王塚84	富岡町総合運動場	町長
64	大熊町	大熊町大字夫沢字中央台873-1	大熊町総合グランド	町長
65	JJ	大熊町大字夫沢字中央台830	大熊中学校グランド	学校長
66	11	大熊町下野上字原1	双葉翔陽高校グランド	学校長
67	双葉町	双葉町大字新山字東舘 1	双葉中学校グラウンド	学校長
68	JJ	双葉町大字新山字広野80	双葉高校グランド	学校長
69	浪江町	浪江町大字酒田字東二丁目9-1	浪江高校グラウンド	学校長
70	"	浪江町大字権現堂字矢沢町6	ふれあいセンターなみえ広場	町長
71	JJ	浪江町大字高瀬字丈六644	高瀬野球場	教育長
72	JJ	浪江町大字下津島字大和久56-6	津島総合グラウンド	教育長
73	JJ	浪江町大字川添字南大坂28	浪江中学校	教育長
74		浪江町大字幾世橋字来福寺西73	浪江東中学校	教育長
75		浪江町大字加倉字下加倉40-1	町営加倉運動公園	教育長
	浪江町	浪江町大字棚塩字向川原214	マリンパークなみえ	町長
-	葛尾村	葛尾村大字落合字菅ノ又14-2	村民グランド	教育長
	新地町	新地町小川字川向9-1	総合公園陸上競技場	町長
	飯舘村	飯舘村飯樋字町47	飯舘村村民グランド	教育長
80	JJ	飯舘村伊丹沢字山田380	飯舘スポーツ公園陸上競技場	教育長

# (2) 陸上自衛隊第6特科連隊管内

			h 11.	<i>5</i> 55 → → → → →
No.	市町村名	所 在 地	名称	管理者
	郡山市	郡山市片平町字小林1	片平スポーツ広場	市長
	11	郡山市開成二丁目5-12	開成山陸上競技場・サブグランド	市長
	11	郡山市横塚六丁目25-31	第四中学校グランド	学校長
4		郡山市阿久津町字大闇250	東芳小学校グランド	学校長
	11	郡山市熱海町高玉字樋口170	熱海小学校グランド	学校長
	11	郡山市熱海町高玉字南泥布沢2-7	熱海サッカー場	市長
7	11	郡山市日和田町字山ノ井72-2	日和田野球場	市長
8	11	郡山市日和田町高倉字館腰25-3	高倉小学校グランド	学校長
9	<i>II</i>	郡山市白岩町字柿ノ口1-1	白岩小学校グランド	学校長
10	11	郡山市芳賀二丁目20-17	芳賀小学校グランド	学校長
11	JJ	郡山市成山町1	安積中学校グランド	学校長
12	<i>II</i>	郡山市湖南町三代字京塚581-1	湖南小中学校グランド	学校長
13	JJ	郡山市安積町成田字東丸山61	郡山カルチャーパーク駐車場	市長
14	<i>11</i>	郡山市富久山町八山田字大森新田70	明健小学校グランド	学校長
15	11	郡山市大槻町字横山26	西部サッカー場	市長
16	JJ	郡山市富久山町久保田字中台12	郡山河川防災センター	国土交通省
17	須賀川市	須賀川市弘法坦151	第二小学校グランド	学校長
18	<i>II</i>	須賀川市並木町153	並木町運動場	教育長
19	<i>II</i>	須賀川市牡丹園19	牡丹台野球場	教育長
20	JJ	須賀川市仁井田字北明石田30	仁井田中学校グランド	学校長
21	<i>II</i>	須賀川市岩渕字岡谷地1	稲田中学校グランド	学校長
22	<i>11</i>	須賀川市雨田字芳ヶ平62	大東中学校グランド	学校長
23	<i>11</i>	須賀川市長沼字鹿ノ内入2	長沼総合運動公園	教育長
24	<i>II</i>	須賀川市柱田字南谷地42	岩瀬中学校グランド	学校長
25	<i>II</i>	須賀川市畑田字荒池27	ヘリポート (多目的広場)	市長
26	鏡石町	鏡石町緑町199	鳥見山公園野球場	町長
27	<i>II</i>	鏡石町緑町199	鳥見山公園多目的広場	町長
28	<i>II</i>	鏡石町旭町159	鏡石町公民館グラウンド	教育長
29	天栄村	天栄村大字白子字志古山6	村営グランド	村長
30	<i>II</i>	天栄村大字下松本字日向26	総合農村運動広場	村長
31	<i>II</i>	天栄村大字田良尾字五倫林山10	湯本中学校グランド	学校長
32	三春町	三春町大字貝山字泉沢100	三春町町営グラウンド	教育長
33	田村市	田村市滝根町神俣字河原146-1	滝根運動場	教育長
34	<i>II</i>	田村市大越町下大越字大荷場1-2	つつじヶ丘運動公園	教育長
35	<i>II</i>	田村市都路町古道字北町102	都路運動場	教育長
36	11	田村市常葉町常葉字猿子田22	常葉運動場	教育長
37	11	田村市船引町船引字源次郎120-3	船引運動場	教育長
38	11	田村市船引町上移字橋本125	田村市立移中学校グランド	教育長
	11	田村市船引町堀越字丸森70	田村市立船引南中学校グランド	教育長
40	小野町	小野町大字小野新町字七生根135	小野運動公園 野球場	町長
	石川町	石川町字関根234	町民グランド	教育長
42		石川町大字母畑字梅木入71-8	母畑レークサイドセンターグランド	町長

# 一般災害対策編 第2章 災害予防計画

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管理者
43	石川町	石川町字渡里沢296-8	総合体育館前駐車場	町長
44	玉川村	玉川村大字小高字大谷地88	玉川村村民グランド	村長
45	11	玉川村大字北須釜字はばき田21	福島空港 福島空	空港事務所長
46	平田村	平田村大字上蓬田字切山27	平田村切山グランド	教育長
47	"	平田村大字永田字切田113-2	平田村総合運動場多目的グランド	教育長
48	11	平田村大字北方字後川14	平田村後川グランド	教育長
49	白河市	白河市北中川原223	白河総合運動公園陸上競技場	教育長
50	"	白河市白坂牛清水117	しらさかの森スポーツ公園(多目的広場)	教育長
51	11	白河市表郷金山字瀬戸原108	表郷小学校グランド	教育長
52	11	白河市表郷番沢字久ノ内39	表郷総合運動公園(多目的グランド)	教育長
53	"	白河市大信上新城字原畑	大信総合運動公園(多目的グランド)	教育長
54	11	白河市大信隈戸字鍛冶屋場	大信第2運動公園(多目的グランド)	教育長
55	"	白河市東釜子字狐内50	東風の台総合運動公園(グランド)	教育長
56	11	白河市東下野出島字滑志14	東第2グランド	教育長
57	西郷村	西郷村大字熊倉字下山8	米多目的運動場	村長
58	11	西郷村大字小田倉字中島6	西郷村総合グランド	村長
59	泉崎村	泉崎村大字泉崎字下陣場	さつき運動公園陸上競技場	教育長
60	11	泉崎村大字泉崎字高屋原	泉崎村立第一小学校	教育長
61	中島村	中島村大字滑津字二ツ山75	農村環境改善センターグランド	教育長
62	矢吹町	矢吹町神田西130-2	三神小学校	教育長
63	11	矢吹町大町184-10	矢吹幼稚園	教育長
64	11	矢吹町一本木100-11	矢吹町文化センター	教育長
65	JJ	矢吹町中畑127-1	中畑公民館	教育長
66	11	矢吹町中町100	矢吹小学校	教育長
67	11	矢吹町小松384-2	善郷小学校	教育長
68	"	矢吹町中畑329	中畑小学校	教育長
69	11	矢吹町文京町118	矢吹中学校	教育長
70	11	矢吹町曙町17	矢吹町中央公民館	教育長
71	11	矢吹町神田西130-3	三神公民館	教育長
72	JJ	矢吹町一本木101	矢吹町役場庁舎	町長
73	浅川町	浅川町大字浅川字古語宮134	町民グランド	町長
74	棚倉町	棚倉町大字関口字一本松43-1	ルネサンス棚倉多目的広場	町長
75	"	棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73	舘ヶ丘町有地	町長
76	矢祭町	矢祭町大字東舘字蔵屋敷河川敷	久慈川河川敷	福島県
77	塙町	塙町大字竹之内字草田3	塙町立塙中学校グラウンド	教育長
78	11	塙町大字台宿字下川原 5	塙町立塙小学校グラウンド	教育長
79	11	塙町大字台宿字下川原	塙町立塙小学校東側河川敷	棚倉土木事務所
80	鮫川村	鮫川村大字赤坂中野字巡ケ作130-4	鮫川村立鮫川中学校校庭	村長
81	鮫川村	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入108	鮫川村青少年広場	村長
82	古殿町	古殿町大字松川字横川273-1	古殿町民グランド駐車場	町長
83	会津若松市	会津若松市城東町1	市営陸上競技場	市長
84	11	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂99	市下水道浄化工場	市長
85	11	会津若松市東栄町7-7	鶴城小学校グラウンド	教育長
86	11	会津若松市城北町2-1	城北小学校グラウンド	教育長
87	"	会津若松市行仁町6-1	行仁小学校グラウンド	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
88	会津若松市	会津若松市川原町4-1	城西小学校グラウンド	教育長
89	11	会津若松市山見町 220	一箕小学校グラウンド	教育長
90	<i>II</i>	会津若松市一箕町松長四丁目9-2	松長小学校グラウンド	教育長
91	<i>)</i>	会津若松市高野町大字上高野字村内43-1	永和小学校グラウンド	教育長
92	<i>II</i>	会津若松市神指町大字高瀬字大道東108-3	神指小学校グラウンド	教育長
93	<i>II</i>	会津若松市門田町大字中野字村前1-1	門田小学校グラウンド	教育長
94	<i>II</i>	会津若松市門田町大字黒岩字大坪25-1	城南小学校グラウンド	教育長
95	<i>)</i>	会津若松市慶山一丁目2-1	東山小学校グラウンド	教育長
96	<i>II</i>	会津若松市門田町大字日吉字小金井48	小金井小学校グラウンド	教育長
97	<i>II</i>	会津若松市湊町大字共和字上馬渡171	湊小学校グラウンド	教育長
98	<i>)</i>	会津若松市大戸町上三寄字大豆田116	大戸小学校グラウンド	教育長
99	<i>)</i>	会津若松市北会津町下荒井字八幡前13	荒舘小学校グラウンド	教育長
100	<i>II</i>	会津若松市北会津町小松490-2	川南小学校グラウンド	教育長
101	<i>II</i>	会津若松市河東町広田字塩新205	旧河東第一小学校グラウンド	教育長
102	<i>)</i>	会津若松市河東町八田字八田野127	旧河東第二小学校グラウンド	教育長
103	<i>)</i>	会津若松市河東町大字大田原字村中186	旧河東第三小学校グラウンド	教育長
104	<i>II</i>	会津若松市河東町南高野字金剛田1	河東学園小学校グラウンド	教育長
105	<i>II</i>	会津若松市蚕養町11-1	第一中学校グラウンド	教育長
106	<i>II</i>	会津若松市城前1-7	第二中学校グラウンド	教育長
107	<i>II</i>	会津若松市湯川町4-20	第三中学校グラウンド	教育長
108	<i>II</i>	会津若松市桜町110	第四中学校グラウンド	教育長
109	"	会津若松市門田町大字御山字村下314	第五中学校グラウンド	教育長
110	11	会津若松市神指町大字黒川字湯川東296	第六中学校グラウンド	教育長
111	JJ	会津若松市一箕町大字八幡字堰下70	一箕中学校グラウンド	教育長
112	"	会津若松市湊町大字共和上馬渡	湊中学校グラウンド	教育長
113	"	会津若松市湊町大字赤井字赤井5-1	旧赤井小学校グラウンド	教育長
114	"	会津若松市湊町大字原字新橋118	旧原小学校グラウンド	教育長
115	JJ	会津若松市湊町大字静潟字宮ノ前19-1	旧双潟小学校グラウンド	教育長
116	"	会津若松市大戸町上三寄香塩 211-1	大戸中学校グラウンド	教育長
117	"	会津若松市北会津町中荒井2107-1	北会津中学校グラウンド	教育長
118	IJ	会津若松市河東町大字広田字東116	河東中学校グラウンド	教育長
119	IJ	会津若松市門田町大字御山字村上164	会津総合運動公園	市長
120	IJ	会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外	大川緑地	市長
121	IJ	会津若松市桧町418	東部公園	市長
122	IJ	会津若松市河東町浅山字石堀山45	河東総合運動公園	市長
123	IJ	会津若松市北会津町蟹川字上川崎2760	会津若松市ヘリポート	市長
124	<i>II</i>	会津若松市河東町東長原字東高野86-1	河東野球場	教育長
125	<i>II</i>	会津若松市河東町代田字北畑396	西部農村公園	市長
126	<i>II</i>	会津若松市古川町9-21	会津若松消防署城南分署	組合管理者
127	猪苗代町	猪苗代町字酸獎沢134	町営磐梯山牧場	町長
128	<i>II</i>	猪苗代町字上園1340-1	猪苗代町運動公園	教育長
129	IJ	猪苗代町大字川桁字上川原2262-75	東中学校グランド	学校長
130	11	猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲2855-17	町営中ノ沢運動場	教育長
131	磐梯町	磐梯町大字磐梯字仁渡977	磐梯町町民運動場	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
132	"	磐梯町大字磐梯字仁渡914	磐梯中学校校庭	教育長
133	喜多方市	喜多方市字押切一丁目地内	押切川公園自由広場	市長
134	"	喜多方市岩月町喜多方字北山ノ神244	ひばりが丘野球場	市長
135	"	喜多方市熱塩加納町相田字大森5000	熱塩加納多目的広場	教育長
136	JJ	喜多方市塩川町遠田字沼上地内	御殿場公園運動場	教育長
137	JJ	喜多方市山都町字三津合山4021-2	山都総合グランド	市長
138	JJ	喜多方市高郷町夏井字菅沼3691-1	高郷運動広場	教育長
139	北塩原村	北塩原村大塩字下六郎屋敷2134	さくら小学校グラウンド(旧大塩小)	学校長
140	"	北塩原村北山字村東150	村民運動場	村長
141	"	北塩原村桧原字水梨原1134	明治大学セミナーハウスグラウンド	村長
142	"	北塩原村桧原字剣ヶ峯1093-732	裏磐梯小学校グラウンド	学校長
143	西会津町	西会津町登世島字西林乙2599-10	さゆり公園多目的広場	町長
144	"	西会津町尾野本字下平甲275	西会津中学校グランド	学校長
145	"	西会津町上野尻字下沖ノ原2663-1	旧群岡中学校グランド	教育長
146	"	西会津町奥川大字豊島字太田630	旧奥川中学校グランド	教育長
147	会津坂下町	会津坂下町大字福原字殿田地内	ばんげひがし公園	町長
148	湯川村	湯川村大字笈川字長瀞900	湯川中学校グラウンド	学校長
149	"	湯川村大字笈川字舘24	笈川小学校グラウンド	学校長
150	"	湯川村大字勝常字堂後827	勝常小学校グラウンド	学校長
151	"	湯川村大字三川字的場50	湯川村営野球場	教育長
152	柳津町	柳津町大字柳津字金谷沢乙1795番地	B&Gグラウンド	教育長
153	"	柳津町大字柳津字上村道下乙1580番地	柳津小中学校グラウンド	学校長
154	"	柳津町大字砂子原字居平316番地	西山小中学校グラウンド	学校長
155	三島町	三島町大字宮下字建堀	三島小学校グラウンド	学校長
156	JJ	三島町大字宮下字上ノ原	三島中学校グラウンド	学校長
157	JJ	三島町大字西方字上原	三島町生涯学習センターグラウンド	町長
158	JJ	三島町大字大登字寺沢	三島町町民運動場	町長
159	金山町	金山町大字大塩字宮ノ下	金山町営野球場	町長
160	IJ	金山町大字中川字沖根原	町営中川グランド	町長
161	IJ	金山町大字川口字蛇沢	県立川口高校グランド	学校長
162	昭和村	昭和村大字下中津川字二十苅255	昭和小学校グラウンド	学校長
163	JJ	昭和村大字野尻字下平300	昭和村運動広場	村長
164	会津美里町	会津美里町字外川原4260-1先	宮川河畔公園子供の広場交通安全教育センター	町長
165	JJ	会津美里町字外川原4316-1	二本柳運動場	教育委員長
166	JJ	会津美里町字山道上47	本郷運動場	教育委員長
167	JJ	会津美里町鶴野辺字北三百苅830	新鶴中学校・校庭	教育委員長
168	下郷町	下郷町沢田字下林1911番地	大川ふるさと公園(多目的広場)	町長
169	II .	下郷町中妻字大百刈5番地	下郷中学校(駐車場)	教育長
170	南会津町	南会津町田島字後原甲3437	田島中学校グランド	教育長
171	JJ	南会津町永田字枇杷影19-1	びわのかげ運動公園陸上グランド	教育長
172	JJ	南会津町針生字昼滝山1951	台蔵山スキー場駐車場	町長
173	II .	南会津町山口字舟場916	南郷第一小学校グランド	教育長
174	II .	南会津町下山字下川原31	南郷第二小学校グランド	教育長
175	"	南会津町鴇巣字平林573	南郷中学校	教育長

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
176	]]	南会津町水石19	舘岩中学校	教育長
177	]]	南会津町井桁3	上郷小学校グランド	教育長
178	]]	南会津町古町字石原521	伊南中学校グランド	教育長
179	11	南会津町小塩字上ミ原	仲川原運動公園	町長
180	]]	南会津町山口字村山1074	南郷体育館	教育長
181	]]	南会津町界字湯の入293	南郷スキー場駐車場	南会津町長
182	]]	南会津町大桃字一の間々20-3	高畑スキー場駐車場	町長
183	]]	南会津町古町字千苅	まるやへりポート	(株)まるや
184	]]	南会津町高杖原甲535	高杖グランド	町長
185	]]	南会津町湯ノ花1389-2	白樺公園多目的運動場	町長
186	11	南会津町宮里字向山2847	さいたま市立舘岩少年自然の家グランド	さいたま市教育長
187	檜枝岐村	檜枝岐村字燧ケ岳地内	御池駐車場	村長
188	]]	檜枝岐村字燧ケ岳地内	七入駐車場	村長
189	]]	檜枝岐村字上河原地内	ミニ尾瀬公園駐車場	村長
190	]]	檜枝岐村字上ノ原地内	公園駐車場	村長
191	]]	檜枝岐村字滝沢地内	村民野球場	村長
192	JJ	檜枝岐村字見通地内	村民スキー場	村長
193	只見町	只見町大字只見字町下2591-1	只見町下広場	教育長
194	JJ	只見町大字黒谷字上野300	只見中学校グラウンド	学校長
195	IJ	只見町大字小林字上照岡1336	旧明和中学校グラウンド	教育長
196	IJ	只見町大字長浜字久保田31	保健福祉センター前	町長
197	]]	只見町大字亀岡字前通1-2	多目的活性化広場	町長
198	いわき市	いわき市平上荒川字島田68	平野球場	公園緑地観光公社
199	<i>II</i>	いわき市常磐湯本町吹谷11	湯本第一中学校グランド	校長
200	<i>II</i>	いわき市常磐上湯長谷町五反田55	県立湯本高校グランド	校長
201	<i>II</i>	いわき市小名浜林城字日代鳥19	小名浜野球場	名浜地区体育協会
202	<i>II</i>	いわき市小名浜岡小名字池袋11	小名浜第二中学校グランド	校長
203	<i>II</i>	いわき市内郷御厩町二丁目59	天上田公園	公園緑地観光公社
204	11	いわき市錦町飯盛町1	錦中学校グランド	校長
205	IJ	いわき市東田町向山3	植田小学校グランド	校長
206	IJ	いわき市山田町沖42	勿来市民運動場	可来地区体育協会長
207	IJ	いわき市遠野町上遠野字赤坂10-1	遠野高校グランド	校長
208	JJ	いわき市遠野町上遠野字久保作34	遠野市民運動場	市教育長
209	II .	いわき市田人町黒田字寺の下76	田人市民運動場	市教育長
210	II .	いわき市田人町貝泊字久子ノ内35	貝泊中学校グランド	校長
211	II .	いわき市好間町上好間字上川原25	県立好間高校グランド	校長
212	II .	いわき市小川町柴原字館下6	小川市民運動場	市教育長
213	II .	いわき市三和町下市萱字竹ノ内126	沢渡小学校グランド	校長
214	"	いわき市四倉町字東一丁目65	四倉中学校グランド	校長
215	"	いわき市川前町川前字下ノ内25	川前市民運動場	教育長
216	"	いわき市平下荒川字南作86	いわき陸上競技場	公園緑地観光公社
217	II .	いわき市泉町下川字大剣1-34	みなと運動公園	市長
218	"	いわき市平絹谷字高田49-1	東北電力㈱いわきヘリポート	ハわき技術センター
219	"	いわき市常磐湯本町上浅貝地内	21世紀の森公園駐車場	公園緑地観光公社

No.	市町村名	所 在 地	名 称	管 理 者
220	II.	いわき市四倉町字栗木作53-1	四倉市民運動場	教育長
221	II.	いわき市泉町字小山10-209	小名浜市民運動場	教育長
222	II.	いわき市常磐湯本町日渡92-1	常磐市民運動場	教育長
223	II.	いわき市好間工業団地24-5	好間多目的広場	教育長
224	IJ	いわき市久之浜町金ヶ沢字北磯場	久之浜市民運動場	教育長
225	"	いわき市平下大越北萱野地区	夏井川河口運動場	市長
226	IJ	いわき市平下高久字南谷地16-1	新舞子ハイツグランド	市長
227	II.	いわき市川前町上桶売字小久田73-3	鬼ヶ城山村広場 働いわき	の里鬼ヶ城社長
228	IJ	いわき市泉町下川字大剣1-21	東緑地野球場	市長
229	IJ	いわき市小名浜下神白字大作93	三崎公園ソフトボールグランド	市長
230	"	いわき市植田町下川原35	鮫川河川敷ラグビー場	市教育長
231	II.	いわき市常磐藤原町湯ノ岳	湯ノ岳山頂公園駐車場	市長
232	IJ	いわき市三和町中三坂字湯の向105	㈱アルティア橋本 福島工場駐車場	工場長
233	"	いわき市小川町西小川字沢ノ釜1-44他	小玉ダム東側広場	地権者代表
234	II	いわき市小名浜上神白字東大沢1-61	磐城沖石油開発㈱小名浜ヘリポート	磐城沖石油開発㈱ 小名浜鉱業所長

# 別表4

広域陸上輸送拠点

施 設 名 称	所 在 地
あづま総合運動公園	福島市佐原字神事場1
消防学校	福島市荒井字仲沢 7
県産業交流館(ビッグパッレトムイしま)	郡山市字川向地内
白河市総合運動公園	白河市字北中川原
会津総合運動公園	会津若松市門田町大字御山字村山164
びわのかげ運動公園	南会津町大字永田字枇杷影
Jヴィレッジ	楢葉町大字山田岡字美シ森8
県立原町高等学校	南相馬市原町区西町3-380

東日本大震災の経験に鑑み、民間倉庫の在庫管理ノウハウの活用を図ることが被災者への支援物 資の効率的な配布につながることから、極力民間倉庫の利用を優先するものとする。

なお、状況に応じて、物資受入れ港、物資受入れ空港に指定されている小名浜港、相馬港、福島 空港の保管施設等を利用する。

# 第10節 避難対策

(生活環境部、保健福祉部、県教育委員会、市町村、消防本部、その他関係機関)

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、県、市町村及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

# 第1 避難計画の策定

市町村は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり、並びに高潮等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮するものとする。

また、市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準
- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (1) 給水措置
  - (2) 給食措置
  - (3) 毛布、寝具等の支給
  - (4) 衣料、日用必需品の支給
  - (5) 負傷者に対する応急救護
  - (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

### 6 避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理者 (原則として市町村職員を指定) 及び運営方法
- (2) 避難収容中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

# 7 避難所の整備に関する事項

- (1) 収容施設
- (2) 給食施設
- (3) 給水施設
- (4) 情報伝達施設
- (5) トイレ施設(仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等)

(6) ペット等の保管施設

## 8 災害時要援護者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

なお、市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努めるものとする。

また、災害時要援護者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

# 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

# 第2 避難所の選定等

市町村が策定する避難計画の避難所の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難い場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。

### 1 避難所の選定基準

- (1) 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
- (4) 原則として耐震構造(昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。

### 2 避難場所の選定基準

- (1) 避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の 選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
- (3) 学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

# 3 避難地区分けの実施

- (1) 避難地区分けの境界線は、市町村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、 鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。
- (2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、勤労者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせるものとする。

## 4 学校を指定する場合の措置

学校を避難所と指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として 機能させるため、教育委員会(公立学校の場合)及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法 (教職員の役割を含む。)等について事前の協議を行っておく。

#### 5 県有施設の利用

市町村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を避難場所又は避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに避難所の運営についてあらかじめ協議する。

なお、市町村から避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

# 6 その他の施設の利用

市町村は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速な避難所開設を行うため、旅館業組合や旅行会 社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。

# 第3 避難路の選定

市町村が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

### 1 避難路の選定基準

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に 応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

# 第4 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

市町村は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

また、より多くの人々にこれらの内容を伝えることが出来るよう、ピクトグラムや多言語表示による掲示板の設置や周知を図る。

# 第5 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

## 1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

### 2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等 についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
- (5) 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10)避難時の近隣住民等の協力体制の確保

# 3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

## 4 その他の防災上重要な施設の避難計画

高層ビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性 や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法 等について定めておくものとする。

また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同で防災体制などの事項に関する避難確保計画を作成し、市町村長への報告するとともに、その公表に努めるものとする。

### 5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法 も含めた避難計画の策定に努めることとし、県や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

# 第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

(保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会、福島県歯科医師会、 福島県薬剤師会、福島県病院協会、福島県看護協会、福島県放射線技師会、福島県臨床衛生検査技師会)

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

県及び市町村は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

# 第1 医療(助産)救護体制の整備

1 医療(助産)救護活動体制の確立

県及び市町村は、災害時における医療(助産)救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

(1) 県(保健福祉部)

県は、市町村が行う医療(助産)救護体制の確立について協力するとともに、次の事項を含めた 後方支援体制の確立を図る。

また、医療救護活動に関する標準的な活動指針として策定した福島県災害救急医療マニュアル (平成9年3月)に基づき、保健福祉事務所は、医療機関、医師会、歯科医師会及び市町村などの 関係機関と災害医療ネットワークの確立を推進する。

- ア 統括調整機関としての県保健福祉事務所の機能強化
- イ 災害拠点病院の整備
- ウ 災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の編成計画及び救急医療資器材等の整備
- エ 県医師会、県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備
- (2) 市町村

市町村は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図る。

- ア 救護所の指定及び整備と住民への周知
- イ 救護班の編成体制の整備
- (3) その他の機関
  - ア 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。

イ 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会、福島県放射線技師会及び福島県臨床衛 生検査技師会

福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会、福島県放射線技師会及び福島県臨床衛生検査技師会は、地震災害時において迅速な医療(助産)救護活動を実施するため、郡市地区医師会、地域歯科医師会及び看護協会支部等の協力により、救護班の編成体制の整備充実を図る。

## ウ 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療(助産)救護活動を支援するため、 救護組織を編成し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整 備充実を図る。

# 2 災害派遣医療チーム(DMAT)活動体制の確立

- (1) 県は、災害発生時に、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うための専門的な訓練を受けたD MATを災害拠点病院に整備するとともに、機能強化のためのDMAT隊員の研修機会を確保する。
- (2) 県は、DMATの運用について「福島県災害救急医療マニュアル」に位置づけ、災害の急性期 (概ね48時間以内)における支援及び受入れに対応できる医療体制の整備を図る。

## 3 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

- (1) 県(保健福祉部)
  - ア 県は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会の協力を得て、県内6地域に備蓄 体制を整備するとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生 材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時 の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備を図る。
  - イ 県保健福祉事務所は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」及び「福島県災害時衛生 材料等備蓄実施事業実施要綱」に基づき管内の医薬品卸幹事営業所及び医療機器卸幹事営業所 の備蓄状況を把握する。
  - ウ 県は、特殊な医薬品等については、その取扱いや保管体制、設備環境が整っている事業者と 協定を締結するものとする。

#### (2) 市町村

市町村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

# 4 血液確保体制の確立

- (1) 県(保健福祉部)は、緊急時における血液確保対策として、県内の赤十字血液センターに常時 血液製剤を備蓄するとともに、血液製剤の供給に万全を図るため、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- (2) 県及び市町村は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について県民への普及 啓発を図る。

# 5 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う 後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定し、また、この機能に加え要員の 訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院を一箇所指定している。

(2) 後方医療機関としての機能

災害時、後方医療機関に求められる主な機能は、既存入院患者などの治療の継続、災害による傷病者の受入及び救護班の派遣であるが、災害拠点病院として以下の機能の整備を図る。

- ア 重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能
- イ 患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能

- エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能
- (3) 後方医療機関としての機能確保のための防災措置

災害時、後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、主に以下の防災措置に ついて整備を図る。

- ア 耐震性構造の強化
- イ 受水槽、自家発電装置の整備強化
- ウ 備蓄倉庫の整備
- エ 救急医療資器材の備蓄
- オ 簡易ベット、仮設テント等の整備
- カ 通信連絡網の整備強化
- キ その他必要な整備
- (4) 災害拠点病院の整備

県(保健福祉部)は、救命救急センターをはじめ地域の中心的な病院を中心に後方医療機関として災害拠点病院を指定し、前記(3)の災害時対応力の計画的な整備を推進する。

## 6 災害時救急医療情報システムの整備

- (1) 県(保健福祉部)は、平常時において、医療機関及び消防機関等の間で応需情報等の収集・提供を行う救急医療情報システムの機能を強化し、平成10年4月から災害時には県域を超えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムを運用している。
- (2) 県(保健福祉部)は、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療機関等に対し、当該システムを利用した定期的な情報の収集・提供を行う研修や訓練の実施に努める。

# 7 トリアージ・タッグの整備

県(保健福祉部)は、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊要度や重症 度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ (患者識別票)を作成し、保健福祉事務所、災害拠点病院など救急医療機関等に配備している。

## 8 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市町村、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

### 9 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 防災訓練の実施

県(保健福祉部)及び市町村は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

(2) 災害医療従事者研修の実施

県(保健福祉部)は、災害拠点病院等のDMATや医療救護班スタッフに対して、災害時の医療 関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関しての研修を行う。

# 第2 防疫対策

# 1 防疫体制の確立

県(保健福祉部)及び市町村は、被災地における防疫体制の確立を図る。

# 2 防疫用薬剤等の備蓄

県(保健福祉部)及び市町村は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立 を図る。

### 3 感染症患者等に対する医療体制の確立

県(保健福祉部)は、被災地において 感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者(以下「患者等」という。)の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を図る。

# 第3 応援医療体制の整備

## 1 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護需要を賄うため、県(保健福祉部)は県内他地域又は県外地域からの応援活動について、各医療関係団体等との協定の締結を推進し、広域的医療協力体制の確立を図る。

### 2 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療(助産)救護局面において、県(保健福祉部)は広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関係自治体、関係機関との調整及び整備を図る。

# 第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、 警察本部、東北農政局福島地域センター、市町村)

県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めると ともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、県民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を日ごろから備えておくものとする。

# 第1 食料、生活物資の調達及び確保

### 1 食料

- (1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食糧関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。
- (2) 県(農林水産部)は、市町村が行う食料応急対策を補完する立場から、広域的な調達能力を有する販売業者、卸売業者等と連携し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、農林水産部は、県内の広域的な調達能力を有する米穀の販売業者9社、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県青果市場連合会、福島県水産市場連合会及び中央卸売市場青果卸売会社3社と物資調達に関する協定を締結し、これに基づき、円滑な食料供給を図ることとしている。

さらに、県商工労働部は、広域的な調達能力を有する販売業者と、県生活環境部は福島県生活協同組合連合会と協定を締結し、食料供給を図ることとしている。

(3) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (5) 県(生活環境部)及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (6) 県及び市町村は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。
- (7) 県(生活環境部)は、災害発生初期の避難者への食料供給に対応するため、食料の備蓄を行うものとする。

### 2 生活物資

(1) 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、 販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

(2) 県(商工労働部)は、市町村が行う生活物資応急対策を補完する立場から、必要に応じ、広域的な調達能力を有する販売業者等との災害発生時における円滑な供給体制の整備に努める。

このため、県(商工労働部)は、広域的な調達能力を有する小売業者と締結した「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき、円滑な生活必需物資の供給を図るものとする。

また、県(生活環境部)においては、福島県生活協同組合連合会との協定に基づき災害時における生活必需物資の供給について連絡・調整を行う。

(3) 備蓄及び調達の品目としては、寝具(毛布等)、衣料品(下着、作業着、タオル)、炊事器具 (卓上コンロ、カセットボンベ)、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害時要援 護者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討しておく必要がある(第3章災害応急対策計画第11節避難所の設置・運営を参照。)。

県は、上記の流通備蓄のほかに、市町村が行う生活物資備蓄状況を踏まえ、簡易トイレなど協 定による調達が困難なものや、ガソリン等燃料、他都道府県で発生した災害に対する支援物資と して活用が可能な物資について、備蓄の検討を行う。

(4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(5) 県(生活環境部)及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

# 第2 飲料水の確保

# 1 応急飲料水の確保

- (1) 市町村は、発災後3日間は被災者1人1日30に相当する量を目標として、応急飲料水の確保 及び応急給水資器材(給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等)の整備(備蓄)に努め る
- (2) 市町村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 県(生活環境部)及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 市町村及び県(生活環境部)は、食料品とともに飲料水(ペットボトル等)についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。
- (5) 県(生活環境部)は、災害発生初期の避難者への飲料水供給に対応するため、飲料水の備蓄を行うものとする。

# 2 資機材等の整備

(1) 県(保健福祉部)は、市町村が応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設

置などに対して指導を行う。

(2) 市町村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に 努める。

# 第3 物資等輸送力の把握

### 1 一般物資輸送力の把握

県は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数や輸送事業者など、災害時応援 協定を締結している(社)福島県トラック協会等を通じて輸送力の把握に努める。

### 2 燃料輸送力の把握

県は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者や タンクローリー等の台数など輸送力の把握に努める。

# 第4 防災資機材等の整備

### 1 防災資機材の整備

- (1) 市町村、県警察本部、消防本部及び県(生活環境部)は、地震時に必要とされる救出用などの 応急活動用資機材(エンジンカッター、発電機、投光機等)の整備充実を図る。
- (2) 市町村は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

# 2 備蓄倉庫等の整備

市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に 努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、県は、公用施設、公共施設の整備に当たって、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保に努めるとともに、既存の不用となった施設を活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。

# 第13節 航空消防防災体制の整備

(生活環境部、市町村、消防本部)

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・津波等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県は市町村及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている

# 第1 消防防災へリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

本県の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

- (1) 救急・救助活動
  - ・山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
  - ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
  - ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
  - ・河川・海等での水難事故等における捜索・救助
  - ・山岳遭難事故における捜索・救助
  - ・高層建築物火災における救助
  - ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送
- (2) 災害応急対策活動
  - ・地震、津波、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
  - ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
  - ・石油コンビナート、高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
  - 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (3) 火災防御活動
  - ・林野火災等における空中からの消火活動
  - ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
  - ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送
- (4) 災害予防対策活動
  - ・災害危険箇所等の調査
  - ・ 各種防災訓練等への参加
  - ・住民への災害予防の広報
- (5) 広域航空消防防災応援活動

## 2 消防防災ヘリコプター基地の整備

消防防災へリコプターの活動拠点となる基地は、県内を広域的にカバーし、かつヘリコプターの 機動性を十分に確保するとともに、大規模災害時における消防防災活動の拠点基地となる必要があ ることから、福島空港内に隣接して設置されている。

### 3 消防防災ヘリコプターの運航体制

機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊を 編成している。

# 第2 場外離着陸場(臨時ヘリポート等)の確保

# 1 場外離着陸場(臨時ヘリポート)の指定の推進

消防防災へリコプターは災害発生時等の緊急出動時においては、航空法で認められたヘリポート 等の飛行場以外の場所においても離着陸できることとなっている。

しかし、消防防災へリコプターは、災害予防対策や各種防災訓練への参加等、災害発生時以外に も様々な日常活動を予定しており、そのため、県は市町村等関係機関の協力のもとに場外離着陸場 (臨時ヘリポート)候補地について調査を行い、航空局の許可を得たうえで、随時使用可能な場外 離着陸場としての指定を計画的に行う。

## 2 訓練地の確保

ヘリコプターを利用しての消防防災活動は、地上での活動と異なった専門的な知識及び高度な技術を要求されるため、予想される様々な災害態様に適応できる訓練を常に積み重ねることが必要である。

そのため、県は、市町村等関係機関と協議・検討を行いながら、予想される様々な災害現場を想定した訓練地の確保に努めるものとする。

# 第3 広域航空消防防災応援体制の確立

# 1 消防防災ヘリコプター応援協定

県は、消防防災へリコプターによる迅速かつ効果的な運航体制を確立するため、県内各市町村・ 消防本部との間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加 えて、体制の整備を図っている。

# 2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

県は、阪神・淡路大震災を踏まえ、大規模災害発生時の北海道・東北8道県相互応援協定等を締結しており、ヘリコプターによる初動応援体制の構築が重要となることから、隣接県、近隣の政令市等との連携を強化するとともに、運航不能期間を相互に補完する体制を確立する。

なお、他都道府県が保有するヘリコプター及び他都道府県市町村が保有するヘリコプターを用いて、地震、台風、水火災等の非常の場合において消防業務を行う場合の体制については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定められている。

# 第14節 防災教育

(総務部、生活環境部、土木部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、県民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

# 第1 一般県民に対する防災教育

# 1 防災知識の普及啓発

県(生活環境部、土木部)、市町村及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く県民に防災知識の普及啓発活動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

# (1) 実施の時期

ア	風水害予防に関する事項		5月~9月
		水防月間	5月1日~5月31日
1	土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日~6月30日
		がけ崩れ防止週間	6月1日~6月7日
		山地災害防止キャンペーン	5月~6月
ウ	火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日~3月7日
		秋季全国火災予防運動	11月9日~11月15日
工	雪害予防に関する事項 12月~	~ 3 月	
		雪崩防災週間	12月1日~12月7日
才	地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日~1月21日
		防災とボランティアの日	1月17日
		防災週間	8月30日~9月5日
		防災の日	9月1日

### (2) 普及の内容

防災知識の普及啓発にあたっては、災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識とともに、 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 や家具等の転倒防止等、家庭での予防・安全対策、市町村地域防災計画に定める避難場所、応急救 護方法、住宅内外の危険箇所の把握等、県民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事 項について十分配慮したものとする必要がある。

# (3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を 作成し、県民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の 広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

## (4) 消防学校における教育の充実

県(生活環境部)は、消防学校の機能強化に合わせて、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者を対象とする防災教育や、市町村防災担当者や防災ボランティア

についてのコーディネーター育成等についての研修を計画的に実施する。

### (5) 地域防災力の向上

県や市町村は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

# 第2 防災上重要な施設における防災教育

県(生活環境部)、市町村及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等、ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

# 第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

# 第4 学校教育における防災教育(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会)

#### 1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

# 2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

## 3 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

## 4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。 また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚する とともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手 当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

# 第5 消防学校の防災教育

県(生活環境部)は、施設整備の老朽化等に対応するため、平成7年度から消防学校の改築整備を進め、平成17年3月に完成した。

この結果、入校定員は従来の56人が120人になり、主な施設として視聴覚教室、救急実習室、CAI教室、体育館・屋内訓練場、水難救助訓練場、AFTシステム、放水訓練場等が整備された。

### 1 目的

県民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防職員及び消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成する。

# 2 基本方針

(1) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化を進展させると ともに、県民生活の多様化をもたらし、火災をはじめとして災害の態様も複雑かつ大規模化してき ているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、各種の災害に際して的確な 判断と適切な対応をなし得る消防職員及び消防団員を養成するため、消防学校における教育訓練の 充実強化を図る。

(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要であり、また、阪神・ 淡路大震災を契機とした県民の防災意識の高揚、災害ボランティア活動への関心の高さもあり、自 主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者等や市町村防災担当者を対 象とした教育の拡充を図る。

# 第15節 防災訓練

(生活環境部、土木部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、県及び市町村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の参加についても配慮するものとする。

# 第1 総合防災訓練

### 1 概要

県(生活環境部)及び市町村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

県においては、10市持ち回り(10市との共催)により実施する総合防災訓練を原則として「防災の日」(9月1日)を中心とする防災週間内に毎年実施するとともに、各地方振興局ごとに市町村との共催で実施する地方総合防災訓練についても原則として毎年開催している。

また、各市町村においても、市町村単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

## 2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導(災害時要援護者誘導を含む)、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食(炊き出し)、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設 応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

# 第2 個別訓練

### 1 概要

県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。

### 2 個別訓練の種類

### (1) 水防訓練

県(土木部)、市町村及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第35条の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

#### (2) 通信訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及 び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非 常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

### (3) 動員訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

### (4) 災害対策(地方) 本部運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、 被災市町村に派遣した情報連絡員(リエゾン)との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対 策(地方)本部運営訓練を実施する。

#### (5) 避難所設置運用訓練

県地方振興局と市町村は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所 となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

# (6) 十砂災害防災訓練

県及び市町村並びに防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

### (7) その他の訓練

県及び市町村は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図 上演習等の訓練を実施する。

## (8) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

県及び市町村は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

# 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

#### 1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

## 2 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その 定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

# 3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び 災害時要援護者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

### 4 一般県民の訓練

県民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、県及び市町村をはじめとした防災関係機関は、 防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行 動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

# 第16節 自主防災組織の整備

(生活環境部、市町村、消防本部)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市町村及び防災 関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が"自らの命と地域は自分達で守る"という意識 のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災 組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

# 第1 自主防災組織の育成指導

県(生活環境部)、市町村及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会(自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む)、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、市町村は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

# 第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが 重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、町内会、自治会単位の規模で 編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

# 第3 自主防災組織の活動

## 1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所

- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

### 2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の確認にも努めるものとする。

### (2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、 隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にし ておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市町村及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

### ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における市町村や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

# イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

## ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

# 工 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を 図る。

### 才 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害時要援護者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

### カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市町村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

## (3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

# 第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

# 第17節 災害時要援護者予防対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等施設管理者)

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、 従来以上に重要な課題となっている。

# 第1 社会福祉施設等における対策

# 1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者(児)等であり、災害時において は移動等の問題などから「災害時要援護者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重 要である。

# 2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であること や、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、市町村との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

## 3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を 設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係 の強化を図るため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防 災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態(パニック)、感情の麻痺、無力感等の症状(心的外傷後ストレス障害(PTSD))の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

# 第2 在宅者に対する対策

# 1 災害時要援護者避難支援プランの作成

市町村は、災害発生時に在宅の災害時要援護者を安全に避難させるため、災害時要援護者避難支援プランを策定する。

さらに、災害時要援護者の名簿を整備するとともに、避難支援プラン(個別計画)の策定を積極的に行う。

避難支援プラン(個別計画)の策定に当たっては、本人の同意を得ることを前提に、市町村が定める個人情報保護条例の規定に留意しながら、援護者となる自治会や自主防災組織等とも連携しながら策定を進めるものとする。

また、県は避難支援プラン (個別計画) の策定を促進するため、市町村に対して技術的な協力を 行うともに、計画の意義と必要性の広報活動を行う。

### 2 情報伝達体制の整備

市町村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者(特に音声による情報伝達の困難な聴覚 障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者)、等の安全を確保するため、災害時要援護 者消防緊急システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、 住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

### 3 防災知識の普及・啓発

市町村は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

### 4 支援体制及び避難用器具等の整備

市町村は、発生時に災害時要援護者を適切に避難誘導するため、民生委員等と連携を図り、町内会、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容)を平常時から収集し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、市町村等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、 自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市町村は、災害時要援護者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

## 第3 病院入院患者等対策

県(保健福祉部)は、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の要介護高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する病室に収容するなど、特別な配慮をするよう指導する。

# 第4 外国人に対する防災対策

県(生活環境部)及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

# 第5 避難所における災害時要援護者支援

# 1 避難所における物理的障壁の除去(ユニバーサルデザイン化)

市町村が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

### 2 福祉避難所の指定

市町村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

# 第18節 ボランティアとの連携

(生活環境部、保健福祉部、市町村、日本赤十字社福島県支部、 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、県、市町村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

# 第1 ボランティア活動の意義と福島県災害ボランティア連絡協議会の設置

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものとがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について 検討を進めるため、県は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティ ア連絡協議会を設置し、災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、 ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

なお、県及び市町村は、「防災とボランティアの日」(毎年1月17日)及び「防災とボランティア週間」(毎年1月15日~21日)を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

# 第2 ボランティア団体等の把握、登録等

県及び市町村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

なお、消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入 について検討していくものとする。

## 第3 ボランティアの連携体制の整備

### 1 県、市町村からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、 情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、県及び市町村は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア 活動に関する情報収集・提供の窓口を設けるなど、情報共有に努めるものとする。

この場合において、県の総合的な窓口は、災害対策本部生活福祉班が担当となる。

なお、情報提供の際には、県の医療、福祉等の各担当部局においても、窓口を設けて対応するものとする。

# 2 コーディネート体制の整備

市町村は、市町村社会福祉協議会等やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、

行政組織内にボランティアセンターを設置することは、市町村の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

県においては、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、一般ボランティアコーディネート 組織(一般ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ災害ボランティ ア専門組織)等と連携を図りながら、災害時におけるボランティアセンターの設置・立ち上げなど を含むコーディネート体制の整備を図るものとする。

また、県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

## 3 ボランティア保険

県、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償 事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、県、市町村は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について 検討する。

# 第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とする一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは寮母等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時に於いてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

県及び市町村は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等 について検討していくものとする。

県は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、災害ボランティア活動の普及・啓発を図るとともに、災害時には多様な連携が必要であることから、災害時の受入れ体制について検討を行うものとする。

記

(1) 一般・福祉ボランティア 文化スポーツ局 生活福祉総室 県社会福祉協議会

(2) 高齢者支援ボランティア 生活福祉総室 関係支援団体

(3) 障がい者支援ボランティア 自立支援総室 関係支援団体

(4) 医療ボランティア 健康衛生総室 県医師会、看護協会、歯科医師会、 県薬剤師会

(5) 語学ボランティア 県国際交流協会 生活環境総室

(6) 山地災害、砂防ボランティア 森林林業総室 河川港湾総室

# 一般災害対策編 第2章 災害予防計画

第18節 ボランティアとの連携

(7) 救助・救急ボランティア 県民安全総室

各消防本部 県消防協会

(8) アマチュア無線 県民安全総室 アマチュア無線連盟福島県支部

(9) 被災ペット救助ボランティア 健康衛生総室 県獣医師会

# 第19節 危険物施設等災害予防対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、消防本部、(社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、福島県LPガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

# 第 1 危険物施設災害予防対策

### 1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、県 (生活環境部)は、県内12消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上 及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力 の下に実施している。

### 2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次 災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき 事項を明確にしておくものとする。

### 3 事業計画

# (1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険 物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険 物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

#### (2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害 予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

# (3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものと する。

## (4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

### (5) 自主保安体制の確立

県(生活環境部)及び市町村は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の 向上を図る。
- イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保
  - (7) 危険物施設保安員の選任を指導する。
  - (4) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。
  - (ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

## 4 安全対策の強化

県(生活環境部)及び市町村は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

# 第2 火薬類施設災害予防対策

# 1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県(生活環境部)においては、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安 検査、立入検査及び保安指導を実施している。

#### 2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者(以下「関係事業者」という。)は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

#### 3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物(以下「施設等」という。) は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する ものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

# (2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

#### (3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものと する。

#### (4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

#### (5) 関係事業者の自主保安体制

県(生活環境部)は、関係事業者の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。
- イ 危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導する ものとする。

# 第3 高圧ガス施設災害予防対策

## 1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県(生活環境部)においては、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧 ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

#### 2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、 初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

#### 3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、 災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県(生活環境部)は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

- イ 福島県高圧ガス地域防災協議会、福島県LPガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び(社)福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。
- ウ 高圧ガス危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、 指導するものとする。
- エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指 導を実施するものとする。

# 第4 毒物·劇物施設災害予防対策

#### 1 現況

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、 毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送に当たっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛 散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県 (保健福祉部)は、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指 導を実施している。

#### 2 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出もしくは流れ出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。

#### 3 事業計画

- (1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画
  - ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法(以下この項目について「法」という。)に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての 定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

#### (2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防 災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に 即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県(保健福祉部)は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

- ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の 遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。
- イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等に対し、災害時危害防止対策や定期自主点検の実施を指導し、災害防止の徹底を図るものとする。

# 第20節 災害救助基金の積立及び運用

(生活環境部)

この計画は、応急救助の実施に要する費用にあてるため、災害救助法に基づいて積み立てる災害救助基金について定める。

# 第1 災害救助基金の概要

- 1 災害救助に要する費用については、最終的に国庫が相当の負担をするとはいえ、都道府県が一応 すべての費用を支弁しなければならないので、その財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて おかなければならないとされている。(災害救助法第37条)
- 2 災害救助基金の最少額は、当該年度の前年度の前3カ年における普通税収入額決算額の平均年額の千分の5相当額(500万円に満たないときは500万円とする。)であり、災害救助基金が最少額に達していない場合は、都道府県はその最小額を超えるまで、その年度の災害救助基金の最少額の5分の1相当額を積み立てなければならない。
- 3 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。(災害救助 法第39条)
- 4 災害救助基金を財源として支出できる費用は、法による救助を行った場合の救助に要した費用であり、災害の際の見舞金品あるいは平常時における都道府県災害救助訓練に要する費用は支出することができない。

ただし、災害救助基金の管理に要する費用(証券の手数料、保管料、備蓄物資の保管費用等)は、 支出することができる。(災害救助法第42条)

## 第2 災害救助基金の運用

- 1 基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされている。
  - (1) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
  - (2) 国債証券、地方債証券、勧業債券、その他確実な債券の応募又は買入
  - (3) 救助に必要な給与品(食品、生活必需品等)の事前購入(備蓄)

なお、(3)の事前購入品(備蓄物資)については、当該年度に購入したものを除き、毎年度当初において、公正な評価者により時価による評価をしなければならない。

# 第21節 災害時相互応援協定の締結

(生活環境部、農林水産部、商工労働部、土木部、市町村、防災関係機関、民間事業者・団体)

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR(企業の社会的責任)の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

# 第1 自治体間の相互応援協力

# 1 都道府県間、知事会の枠組み

都道府県の枠組みにおける相互応援協定として、下記の協定を締結しており、必要に応じて幹事 県等を通じて応援を求めるものとする。

- (1) 大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定
- (2) 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (4) 広域航空消防応援(消防防災ヘリコプター)

#### 2 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定が未締結である市町村においては、協定締結を促進する。

## 第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要になる場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ 民間事業者・団体と応援協定を締結する。

# 1 食料、生活必需品等の供給

県は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定を締結している。また、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を締結しているが、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

## 2 物流、物資配送等の災害対応業務

県は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者に物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、福島県トラック協会、福島県倉庫協会と災害時応援協定を締結し県災害対策本部に参画する体制を整備するものとする。

# 3 燃料等の確保

県は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設

の自家発電用燃料を確保するため、国(災害対策現地本部や資源エネルギー庁等)と連携してガソ リン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、県石油商業組合等の関係機関との災 害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努 めるものとする。

また、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

#### 4 徒歩帰宅者への支援

県は、小売店、飲食店やフランチャイズ事業者等と応援協定に基づき、大規模な災害発生時に交 通機関が麻痺した場合など、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

## 5 市町村と民間事業者等との協定締結

市町村は、地域の実情に応じて、県に準じ民間事業者・団体との応援協定を締結し、災害に備えること。

# 第3 応援協定の公表

県、市町村は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

# 第4 連絡体制の整備

県は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

# 第3章 災害応急対策計画

# 第1節 応急活動体制

防災関係機関は、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の 定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急 対策活動に協力するものとする。

# 第1 災害応急対策の時系列行動計画

# 1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、市町村、防災関係機関、並びに県民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画(BCP)にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

## 2 初動対応において重要な対策

県民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

- (1) 災害発生後1時間以内
  - ア 住民への速やかな避難指示、誘導
  - イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、県民に向けての知事メッセージ発出
  - ウ 通信連絡網の確立
  - エ 被害情報の収集・発信
- (2) 災害発生後3時間以内
  - ア 自衛隊、消防庁(緊急消防援助隊)、国、災害時応援協定による自治体、知事会等への応援 要請
  - イ 避難所の開設、応急給水開始
  - ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
  - エ 各種公共施設の安全対策
- (3) 災害発生後6時間以内
  - ア DMAT、広域援助体制による救助活動
  - イ 応急復旧作業
  - ウ 被害情報とともに安心情報の発信
  - エ 広域避難の調整

# 3 時系列行動計画

	り 「「「一」「一」「一」			T	T
No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	災害発生後1時間以內	3時間以內	6時間以内
1	災害対策本部体制	総括班 活動支援班	<ul><li>災害対策本部・地方本部の設置</li><li>事務局会場設営</li><li>関係機関への通知</li><li>地方本部との連絡体制設置</li><li>第1回本部員会議開催</li></ul>	● 第2回本部員会議開催(以降、 適時開催)	
2	情報連絡	情報班	<ul><li>● ホットラインによる情報収集</li><li>● 情報連絡員を市町村に派遣</li></ul>	●定期的な情報収集	
3	職員の動員	活動支援班 各部各班	<ul><li>職員全員登庁</li><li>指定職員が事務局参集</li><li>職員登庁先、安否確認</li></ul>		
4	災害情報収集伝達	情報班	<ul><li>■市町村からの被害第一報報告</li><li>◆関係機関からの被害報告</li><li>● 消防防災へリ情報収集出動</li></ul>	<ul><li>免遣隊派遣による情報収集</li><li>へりからの災害情報提供</li><li>定期的な被害報告</li></ul>	
5	通信の確保	通信班	● 防災行政無線の確認 ● NTT に回線増設依頼	● 使用可能な通信手段の通知 ◆NTT 緊急通話確保	● アマチュア無線協力要請 ◆伝言ダイヤル等活用周知
6	相互応援協力	総括班 広域応援 避難班		<ul><li>■国、自治体、知事会に協定に もとづく応援要請</li></ul>	<ul><li>市町村からの応援要請</li><li>広域応援の受入準備</li></ul>
7	広報計画	広報班	●知事緊急メッセージ	● 被害即報マスコミ提供	●安心情報の適時提供
8	ホームページ・メー ル、SNS 等	広報班	■緊急配信メール、SNS 等による 避難指示、情報発信	<ul><li>■災害対応ホームページ掲載</li><li>■災害情報の掲載</li></ul>	●ミラーサーバ等の設置
9	消火活動	総括班 広域応援 避難班	■地域による初期消火活動	■県内広域応援による消火活動 ● 緊急消防援助隊、広域応援へ リの要請と受入体制の整備	<ul><li>緊急消防援助隊による消火 活動</li></ul>
10	救助•救急	広域応援 避難班	■地域による救急活動	■県内広域応援による救急活動	
11	自衛隊災害派遣	総括班 広域応援 避難班	<ul><li>派遣要請の準備</li><li>連絡員の本部派遣依頼</li><li>自衛隊へリ情報収集、自主派遣</li></ul>	● 自衛隊派遣要請 ■受入体制、作業計画作成	◆救援活動開始 ● 現地本部への職員派遣
12	避難·避難所	広域応援 避難班 観光交流班	■避難指示・勧告 ■住民への周知 ■避難場所の確保	■避難所の開設、周知	<ul><li>■県等への避難所設置要請</li><li>・広域避難の調整</li></ul>
13	医療救護	救援班 健康衛生班	<ul><li>病院施設情報収集</li><li>医師会、医療コーディネーターの本部参画</li><li>DMAT 要請準備</li></ul>	● DMAT 派遣要請 ● 薬品等の調達要請 ◆SCU(広域医療拠点)設置	◆DMAT 活動開始 ● 医師等の広域援助要請
14	道路の確保	道路班	●■被害状況の収集	<ul><li>■道路開通状況の広報</li><li>■緊急輸送路の啓開作業</li></ul>	●協定事業者と連携し道路確 保
15	緊急輸送(港湾·空 港)	河川港湾班	<ul><li>被害状況の収集</li><li>空港ビルの安全確保</li></ul>	<ul><li>物資受入機能の回復</li><li>ヘリ臨時離着陸場の使用可能 状況調査</li></ul>	● 緊急輸送物資受入
16	緊急輸送対策(トラック・バス)	広域応援 避難班		<ul><li>トラック協会の本部参画</li><li>運用可能車両把握と確保</li></ul>	■避難者等輸送
17	警備活動及び交通 規制	広域応援 避難班 警察本部	<ul><li> 避難誘導</li><li> 救助活動</li></ul>	<ul><li>広域緊急援助隊要請</li><li>緊急輸送路の確保</li><li>交通規制実施、周知</li></ul>	● 緊急通行車両証明書発行
18	海上警備活動	情報班	◆海域被害情報収集	◆巡視船、航空機による海上警 戒、行方不明者等の捜索	
19	防疫及び保健衛生	救援班 健康衛生班		●■防疫本部の設置	●■防疫活動実施
20	メンタルヘルスケア	健康衛生班			
21	ペット救護	救援班 健康衛生班			●獣医師会等への支援要請
22	廃棄物処理	救援班 環境保全班			
23	救援対策(食料、生活必需品)	物資班		■応急給水の開始 ● 倉庫業協会の本部参画 ● 物資受入拠点の選定	<ul><li>食料必要数の情報収集</li><li>協定先との協議</li></ul>
24	救援対策(トイレ、入 浴等)	広域応援 避難班			● レンタル業者に仮設トイレ等 の調達要請

災害対応の主体 ●:県・県警 ■:市町村 ◆:関係機関・企業

12時間以內	24時間以内	3日以内	1週間以内
			●業務量に応じ本部体制の見直 し
	◆衛星通信システム配備		
	<ul><li>要請による市町村への応援職 員派遣</li></ul>	● 広域応援職員受入	
■避難所自主運営組織の確立 ● 旅館ホテル等の二次避難所開 設要請	<ul><li>警備業協会へ警備員派遣要請</li></ul>	<ul><li>■小規模避難所の集約</li><li>● 旅館ホテル等への二次避難 開始</li></ul>	
◆血液の確保			
● 支援物資輸送			
●■給水、炊出等食品衛生指導		●■被災地の消毒、ネズミ等駆	●■避難所の衛生指導、食事栄
●■井戸水等水質検査		除 ● カウンセラー、相談員等の巡	養指導
		回 ●動物救護対策班の設置	
		■ペット同伴可避難所広報 ◆放置ペットの救援活動	◆被災ペット用シェルター設置
■ゴミ収集体制・し尿処理体制の 構築、仮置き場の検討 ●■広域収集処理応援要請		■がれき処理体制の検討	● がれき広域応援態勢の構築
■備蓄品による供給 ■生活必需品の必要数収集 ■毛布等の避難所への提供	<ul><li>■協定先から食料・物資供給</li><li>■一般的生活必需品の提供</li></ul>	●■ニーズに応じた物資の提供	
●避難所等へ仮設トイレ設置	●自衛隊へ入浴施設派遣要請	<ul><li>旅館、公共施設等入浴施設への協力要請</li></ul>	

No.	災害応急対策業務	(本部担当班)	1時間以内	3時間以内	6時間以內
25	義援物資、義援金 受付	物資班 生活福祉班		● 個人等の物資受入辞退周 知	
26	建築物応急危険度 判定	建築班			<ul><li>●被災地区、建築物の把握</li><li>●応援要請</li></ul>
27	災害相談窓口	知事公室班			
28	金融機関の対応	商工労働班		◆店舗の安全確保 ◆システム稼働確認	
29	仮設住宅建設、借り 上げ住宅	建築班 原子力損害 対策班			
30	住宅応急修理	救援班			
31	死者の捜索、遺体 の取扱い	救援班			●捜索活動開始
32	上水道応急対策	情報班 健康衛生班	■被害状況調査	<ul><li>■状況の広報</li><li>■重要施設から復旧作業</li></ul>	●広域復旧支援要請 ■日本水道協会への要請
33	下水道応急対策	情報班 都市班	●■被害状況調査		
34	電力施設応急対策	情報班	◆被害状況調査	◆状況の広報 ◆応急復旧作業	
35	ガス施設応急対策	情報班	◆被害状況調査 ◆ガス供給停止措置	◆状況の広報 ◆応急復旧作業	
36	鉄道施設応急対策	情報班	◆乗客利用者の安全な誘導 ◆被害状況調査	◆運行状況の広報 ◆利用者の避難所への誘導	◆応急復旧作業 ◆不通区間の再開見通し広報
37	電気通信施設応急 対策	情報班	◆被害状況収集 ◆災害優先電話の通信確保	◆優先順位により通信の回復	
38	放送施設応急対策	情報班	◆災害情報、避難呼び掛け等 の速やかな放送 ◆被害状況調査	◆災害情報、被災者向け情報 の適時適切な発信	
39	工業用水道施設	企業班	● 被害状況調査	● 復旧見込み等を企業へ提供 ● 応急復旧作業	
40	道路応急対策	道路班	● 被害状況調査	<ul><li> ● 緊急輸送路等の復旧作業</li><li> ● 交通規制</li><li> ● 交通整理員の派遣</li></ul>	●緊急通行路情報広報
41	河川管理施設応急	河川港湾班	<ul><li>水防警戒、水門操作</li><li>被害状況調査</li></ul>	●危険箇所の安全対策	●応急復旧作業
42	港湾·漁港対策	河川港湾班	<ul><li>● 港内点検</li><li>● 被害状況調査</li></ul>	●危険箇所の安全対策	●応急復旧作業
43	ダム施設対策	河川港湾班	<ul><li>● 臨時点検</li><li>● 水位操作</li></ul>	<ul><li>● 危険箇所の安全対策(危険 に応じ避難指示等)</li></ul>	●応急復旧作業
44	砂防施設	河川港湾班	●震後点検	<ul><li>● 危険箇所の安全対策(危険 に応じ避難指示等)</li></ul>	●応急復旧作業
45	ため池施設	農村整備班	● 緊急点検	<ul><li>● 危険箇所の安全対策(危険 に応じ避難指示等)</li></ul>	●応急復旧作業
46	公共建築物	各部各班	<ul><li>利用者の安全な誘導</li><li>被害状況調査</li></ul>	<ul><li>●危険箇所の安全対策</li><li>●避難所受入準備</li></ul>	●応急復旧作業
47	児童生徒保護、応 急教育対策	教育部各班	<ul><li>■児童生徒の安全な避難</li><li>■被害状況調査</li></ul>	●■(安全な場合)家族へ引渡し ●■避難所受入準備	
48	文化財応急対策	文化財班		● 被害情報収集	
49	要援護者等対策	救援班 保健福祉部各班	■地域による要援護者への声 かけ、避難誘導	●■福祉避難所の開設	<ul><li>■避難状況の把握</li><li>■社会福祉施設等へ受入要請</li></ul>
50	ボランティア連携	生活福祉班		●地方本部へボランティア連絡 員受入	◆ボランティア相談窓口設置
51	危険物施設応急対 策	県民安全班	◆被害拡大防止緊急措置 ◆被害状況調査	◆関係機関への報告 ◆施設応急点検	
52	災害救助法の適用	総括班	●4号適用の検討	● 厚生労働省に報告 ● 市町村への適用報告	

災害対応の主体 ●:県・県警 ■:市町村 ◆:関係機関・企業

12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
● 義援物資要請取りまとめ公表	● 義援金受付口座公表		
	● 応急危険度判定の実施		
	● 相談員配置検討	● 電話専用窓口の設置	● 避難所への相談員巡回開始
	◆預金者、事業者相談体制の設置	◆臨時払い出し手続き開始	
	●■仮設住宅の必要戸数把握	●■仮設住宅、みなし仮設住宅 計画の方向性作成	
			● 住宅応急修理計画の検討
<ul><li>・霊柩車組合への支援要請</li><li>▶火葬場の稼働状況確認</li><li>▶ドライアイス・棺等の確保</li></ul>	<ul><li>遺体収容所の設置</li><li>応接含む検死・検案体制の確立</li></ul>	■火葬の開始	
	●■復旧計画策定	●■復旧作業	
●臨時電話の設置			
		W FI I TO THE STATE OF THE STAT	W. F. F. C. C.
	●■授業再開方針の検討	<ul><li>■学用品要望調査</li><li>■応急教育場所の準備</li></ul>	<ul><li>●■学用品の給与</li><li>●■授業の再開</li></ul>
●応急修理、現状保存		●保管場所被害の際移転作業 ●文化財レスキュー支援要請	
外国人向けの相談窓口、インターネット情報掲載		<ul><li>◆ヘルパー、ボランティア等の応援派遣</li></ul>	
▶ボランティアセンター設置	◆ボランティア活動調整		
<ul><li>市町村からの情報提供</li></ul>	<ul><li>■ 厚生労働省に報告</li><li>■ 市町村への適用報告</li></ul>		

# 第2 県の活動体制(県災害対策本部)

## 1 県災害対策本部の設置

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置する。

また、知事は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

#### 設置基準

- 1 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- 3 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (2) 知事は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに国(総務省消防庁)及び次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。
  - ア 市町村長
  - イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
  - ウ 陸上自衛隊 (第44普通科連隊長、第6特科連隊長)
  - エ 厚生労働大臣及び関係大臣
  - オ 北海道・東北の7道県及び隣接県知事
- (3) 大規模災害発生時における知事の不在等の非常時において、知事による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に第一順位副知事、それも困難な場合には第2に第二順位副知事、第3に生活環境部長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、知事不在時等の非常時に おいては、第1に第一順位副知事、第2に第二順位副知事、第3に生活環境部長、第4に生活環 境部次長(県民安全担当)、第5に災害対策課長の順に判断するものとする。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成20年3月25日福島県規則第13号)に定める順位をいう。

#### 2 災害対策地方本部の設置

(1) 災害対策地方本部

県災害対策本部長(以下、この節においては「本部長」という。)は、各地域における災害応急 対策を円滑に実施するため、必要があると認めたとき、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域 をその所管区域とする災害対策地方本部(以下、この節においては「地方本部」という。)を設置 する。

(2) 地方災害対策本部

知事は、災害の規模、範囲等から本部を設置するには至らないが、災害対策のため、出先機関の 体制を確立する必要があると認めるときは、次の要領により地方に本部を設置することができる。

また、地方振興局長が、その所管地域において大規模な災害が発生し、いち早く出先機関の体制 を確立する必要があると認める場合においても、地方振興局長の判断により設置することができる。 ア 福島県災害対策本部規程第6条から第8条までの規程を準用し、運用すること。

イ 名称は災害名を付すこと。 (例) 風水害○○地方平成△年□月豪雨災害対策本部

# 3 東京支部の設置

本部長は、災害対策に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整に当てるため、東京事務所に東京支部を設置することができる。

# 4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

## 5 国の現地対策本部との連絡調整

国の非常(緊急)災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、政府が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

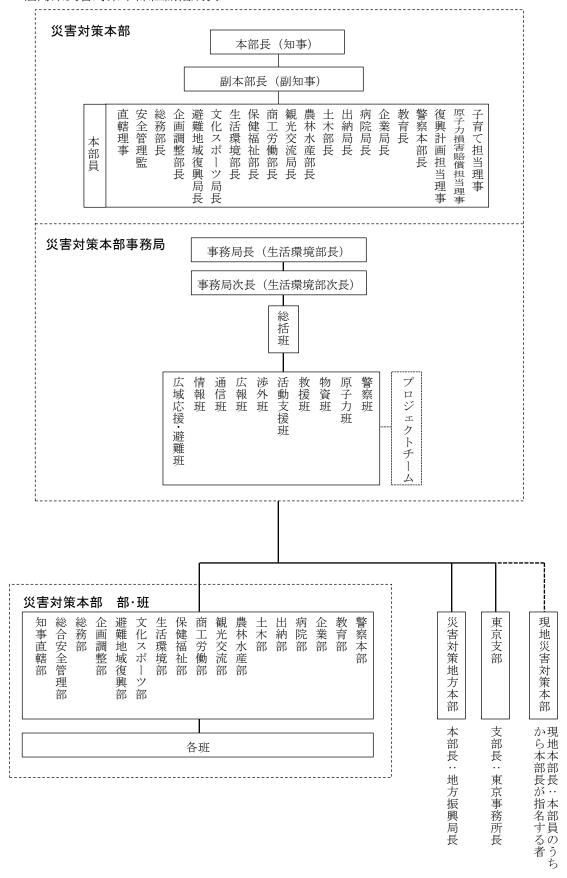
この場合において、県現地災害対策本部が設置された場合には、必要により合同して本部を設置することとし、市町村、消防本部、自衛隊等の防災関係機関の参加を求め、現地における応急対策の総合調整を行うものとする。

# 6 県災害対策本部組織

#### (1) 県災害対策本部組織

本部の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

# ア 福島県災害対策本部組織編成表



大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成(部、班編成)を変更することができる。

# イ 災害対策本部員会議

災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の 指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。

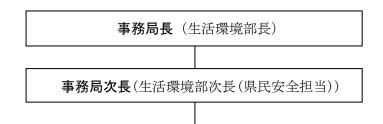
災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は 本部長の指示により開催する。

なお、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表(自衛隊、応援都道府県、 医療関係者、物資関係者等)をオブザーバーとして参加させ、意見を聞くことができる。

# (2) 県災害対策本部事務局組織

本部事務局の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

# ア 事務局体制



班 員 及 び 構 成

# 総括班 (総員22名)

班 長 災害対策課長

副班長 ·総合安全管理課長

- 政策調査課主幹
- 生活環境部企画主幹
- 災害対策課主幹
- 原子力安全対策課主幹
- 防災専門監

班 員 総合安全管理部、総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、 農林水産部、土木部、出納部、教育部、企業部から各1名配置 災害対策課から2名、ほかに消防保安課及び原子力安全対策課から各1名配置

## 広域応援・避難班 (総員24名)

班 長 生活環境総務課長

副班長 • 生活交通課長

- 避難者支援課長
- 技術管理課長

班 員・生活環境部から4名配置

- 土木部 3 名配置
- ・教育部から2名配置
- ・保健福祉部、農林水産部、企業部から各1名配置
- ・災害対策課から4名、消防保安課及び原子力安全対策課から各2名配置

# 情報班(総員25名)

班 長 県民広聴室長

副班長 • 情報政策課長

· 経営企画課長

班 員・生活環境部から3名配置

- ・総務部、農林水産部、土木部、教育部から各2名配置
- ・企画調整部、保健福祉部、観光交流部、出納部、企業部、病院部から各1名配置
- ・災害対策課から2名、消防保安課から2名、ほかに原子力安全対策課から1名配置

# 通信班(総員11名)

班 長 情報システム課長

副班長 災害対策課主幹(兼務)

班 員 ・総務部から1名配置

- ・企画調整部から4名配置
- ・災害対策課から4名配置

# 広報班(総員12名)

班 長 広報課長

副班長 広報課主幹

班 員 知事直轄部から10名配置

# 渉外班 (総員7名)

班 長 企画調整課長

副班長 復興・総合計画課長

班 員 企画調整部から5名配置

## 活動支援班(総員10名)

班 長 人事課長

副班長 教育庁主幹

班 員 総務部、教育部から各4名配置

## 救援班 (総員20名)

班 長 保健福祉総務課長

副班長 •一般廃棄物課長

- 地域医療課長
- · 食品生活衛生課長
- 病院総務課長
- 建築指導課主幹兼副課長

班 員 ・保健福祉部から4名配置

- ・生活環境部、土木部、病院部から各2名配置
- ・農林水産部、企業部から各1名配置
- ・消防保安課及び原子力安全対策課から各1名配置

連絡員 ・福島県医師会及び災害医療コーディネーターから配置

## 物資班 (総員17名)

班 長 商工総務課長

副班長 ・農林総務課長

出納総務課長

班 員 ・商工労働部から4名配置

・農林水産部、出納部から各3名配置

・保健福祉部、教育部から各2名配置

連絡員 ・福島県倉庫協会及び福島県トラック協会から配置

# 原子力班(総員8名)

班 長 原子力安全対策課長

副班長 • 原子力安全対策課主幹

班 員 ・原子力安全対策課から6名配置

# 警察班(総員4名)

班 長 県警災害対策課長

副班長 ・県警災害対策官

班 員・県警から2名配置

※災害対策課長を班長とし、警察官4名を派遣する。

プロジェクトチーム

- (ア) 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため 必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。
- (イ) 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先 市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。
- (ウ) 災害の状況によっては、この他に、現地の被害状況を把握するため、各部各班の班員で構成される現地調査班を組織する。
- (エ) 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

# イ 事務局共通事務分掌

- 1 事務局各班の業務計画の作成に関すること。
- 2 行動記録の作成に関すること。
- 3 所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。
- 4 所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- 5 関係する各部各班との連絡調整に関すること。
- 6 所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。
- 7 その他事務局長の命ずること。

## ウ事務局特定事務分掌

班名	事務分掌
総括班	1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。
	2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。
	3 本部の予算に関すること。
	4 本部員会議の運営及び記録に関すること。
	5 本部長の補佐に関すること。
	6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。
	7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。
	8 災害救助法(市町村への事務委任手続きを含む。)の適用に関すること。
	9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	10 緊急消防援助隊の要請に関すること。
	11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。
	12 プロジェクトチームの設置に関すること。
	13 その他の災害対策に関すること。
広域応援	1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。
・避難班	2 救助部隊の調整に関すること。
	3 防災関係機関との連絡調整に関すること。
	4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。
	5 国現地災害対策本部との調整に関すること。
	6 応急救助(被災者の捜索・救助、死体の検索)に関すること。
	7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。
	8 被災住民の避難(避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。)に関するこ
	と。
	9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。

	10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。
	11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関するこ
	と。
	12 県外避難を含む広域避難対策 (7から11までに掲げる事務) に関すること。
	13 役場機能の移転に関すること。
	14 社会秩序の維持及び安全の確保(立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含
	む。)に関すること。
情報班	1 被害情報の収集及び集計に関すること。
	2 生活情報(ライフラインの被害及び復旧状況等含む。)の収集に関すること。
	3 道路被害及び交通規制状況(位置情報含む。)の収集に関すること。
	4 被災地支援情報(ボランティア活動等を含む。)の収集に関すること。
	5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること。
	6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関すること。
	7 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。
	8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること。
	9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問
	い合わせに対する対応に関すること。
	10 情報及び記録の整理及び保存に関すること。
通信班	1 防災行政無線の管理統制に関すること。
	2 気象情報等の収受及び通報に関すること。
	3 通信・連絡体制の確保に関すること。
広報班	1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関すること。
	2 災害用ホームページの開設に関すること。
	3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること。
渉外班	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。
	2 政府及び国会の視察団の対応に関すること。
	3 激甚災害法の各部調整に関すること。
活動支援	1 県災害対策本部の庶務に関すること。
班	2 対策本部室等の確保及び設置に関すること。
	3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。
	4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関すること。
	5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関すること。
	6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。
	7 県有車両の運用に関すること(土木作業用車両を除く。)。
	8 事務用品、備品の管理・補給に関すること。
	9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関すること。
救援班	1 応急救助(医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等)の実施に関すること。
	2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること。
	3 医療及び医薬品の確保に関すること。
	4 医療救護班(所)の編成及び設置(支援)に関すること。
	5 保健衛生の確保に関すること。
	6 災害時要援護者対策(避難対策を含む。)に関すること。※

	7 被災住宅の応急修理等に関すること。
	8 借上げ住宅に関すること (制度構築等)。
	9 ライフラインの確保に関すること。
	10 廃棄物の処理に関すること。
	11 動物(ペットに限る。)救援対策に関すること。
	※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。
物資班	1 応急救助(食品、生活必需品)の実施に関すること。
	2 食品、生活必需品等の確保に関すること。
	3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関すること。
原子力班	1 緊急時モニタリングに関すること。
	2 原子力発電所の被害状況に関すること。
	3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。
	4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供(原子力発電所の被害状況、原災法に
	基づく通報連絡)に関すること。
	5 防災関係機関等への情報提供(原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連
	絡)に関すること。
	6 屋内退避及び避難の指示に関すること。
警察班	1 県警災害警備本部との連絡調整に関すること。

# エ 本部事務局への防災関係機関連絡員の派遣要請等

- (ア)本部長は、被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を 実施するために防災関係機関等に対し、本部事務局への連絡員派遣を要請する。
- (4) ライフライン施設相互の応急復旧作業の調整又は他の災害応急対策活動との調整が必要になる場合には、ライフライン事業者の参加を求め、ライフライン等連絡調整会議を設置する。

#### (3) 部·班事務分掌

本部事務局の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」により、次のとおりとなっている。

# ア 福島県災害対策本部事務分掌

部・班は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則(昭和53年3月31日規則第9号)第9条から17条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。

分掌事務を実施するに当たり、出先機関が被害の調査及び実質的な応急対策・復旧対策を行う場合は、各部・各班と各出先機関の連携方法、役割分担等について、あらかじめ詳細に定めておく必要がある。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、 他部・他班の行う事項について応援するものとする。

#### (7) 共通事務分掌

- 1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 関係各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。

- 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。
- 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。
- 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。

# (イ) 特定事務分掌

	1		
部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
知	知事公室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班
事直轄		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内(以下「庁内」 という。)調整に関すること(臨時災害相談所への派遣を含む。)。	情報班
部	班	3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。	広報班
		4 広報活動その他広報に関すること。	
		5 インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。	
		6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に	
		関すること。	
\$A	<b>√</b> ∧\	7 プレスルームの運営に関すること。	<b>√</b> Λ+ <b>Σ</b> τ τ
総合・	総合・	1 危機管理における庁内調整に関すること。	総括班
安全	安全		
全管	管		
理	理		
部	班		
総	財物	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
務部	務班	2 災害応急対策費の予算措置に関すること。	
HIA	->-	3 県議会との連絡に関すること。	
		4 県税の減免及び猶予措置に関すること。	
		5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	人	1 災害時における職員の動員に関すること。	活動支援班
	事	2 職員の非常招集に関すること。	
	班	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	
		4 被災地の職員の福利厚生に関すること。	
		5 被災職員(家族も含む。)の集計等に関すること。	
		6 対応要員の安全確保に関すること。	
		7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関す	広域応援・避
		ること。	難班
		8 借上げ避難所等に関すること(共済組合関係施設に限る。)。	

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
総務部	文書管財班	<ul><li>1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関すること。</li><li>2 被災者情報等の個人情報の取扱いに関すること。</li><li>3 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関すること。</li></ul>	情報班
		4 県庁舎・合同庁舎・公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班
		5 集中管理自動車の配車に関すること。	活動支援班
		6 私立学校における災害時要援護者対策に関すること。 7 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 8 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する	救援班
		こと。 9 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタ ルヘルスケアに関すること。	
	市町	1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関すること。	総括班
	村班	2 市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。	広域応援・避 難班
企	企	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
画調整部	画調整班 地域づくり班情報統計班 避難地域復興班	2 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。 3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関すること。	渉外班
		4 激甚災害法の各部調整に関すること。	
		<ul><li>5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関することに関すること。</li><li>6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。</li></ul>	活動支援班
		7 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	  関係班
		1 各部各班、事務局各班の応援に関すること。	活動支援班
		1 通信連絡体制(福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政 ネットワークに限る。)の確保に関すること。	通信班
		<ul><li>1 駐在先市町村の被害情報の把握に関すること。</li><li>2 駐在先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整に関すること。</li></ul>	活動支援班

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
文	文	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。	情報班
化	化		情報班
スポ	スポ		活動支援班
<b>小</b>	<b>小</b>		
ツ	ツ		
部	班		
生	生	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
活環	活環	2 生活交通関係の被害の調査に関すること。	情報班
環境	境	3 青少年及び男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。	
部	班	4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関すること。	広域応援・避
		5 外国人に対する支援に関すること。	難班
			救援班
		6 発災時以降における安否情報(外国籍の者に限る。)の収集、整理 及び日本赤十字社への提供に関すること。	情報班
			広報班
		8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。	広域応援・避 難班
		9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。	
		10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		12 災害復興寄付金の受け入れに関すること。	関係班
		13 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	
		※ 県民安全総室職員は、事務局各班員として災害対策に係る事務を行う。	
	環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。	情報班
		2 被災地における環境汚染(水、大気・土壌関係に限る。)の応急対 策に関すること。	広域応援・避 難班
	環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。	救援班
		2 被災地における環境汚染(廃棄物に限る。)の応急対策に関すること。	広域応援・避 難班
	原	1 災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。	救援班
	子	2 被災者生活再建支援制度に関すること。	
	力	3 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。	
	損害	4 借上げ住宅に関すること(制度構築等)。	
	対		
	策		
	班		

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
保	保健	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
健		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。	情報班
福祉	福祉	3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。	
部	班	4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	
		5 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。	救援班
		6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。	
		7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関する	
		こと。	
		8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	生活	1 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班
	福	2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	伯到又饭班
	祉	3 社会福祉協議会(ボランティアセンター)との連絡体制に関するこ	情報班
	班		44.457 TH
		4 高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 5 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。	救援班
		6 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の応急復旧に関すること。	
		7 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。	
		8 福祉避難所に関すること(生活福祉班が所掌するものに限る。)。	
		9 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。	物資班
	自	1 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び児童福祉施設等の被	情報班
	立支	害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	活動支援班
	援	2	救援班
	班	こと。	10010000
		4 被災地における障がい者(児)、児童及び母子世帯の援護対策に関	
		すること。 5 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び児童福祉施設等の応	
		3 障害倫化リーに入事業別、障害有又援施設及い児里倫征施設等の応 急復旧に関すること。	
		6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。	
		7 福祉避難所に関すること(自立支援班が所掌するものに限る。)。	

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
保健福祉	健康衛生	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の 医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の 医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
部	班	3 被災地における感染症の予防に関すること。 4 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 5 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 7 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。 8 被災地への医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 9 環境衛生に関すること(衛生害虫駆除を除く。)。 10 被災地における飲料水の供給に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 12 被災地における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 広域火葬調整の実施に関すること。 17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。	救援班
		18 借上げ避難所に関すること(観光交流班が所掌するものを除く。)。	広域応援・避 難班
商	商	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
工労	工労	<ul><li>2 商工関係施設の被害の調査に関すること。</li><li>3 商工関係施設の応急復旧に関すること。</li></ul>	情報班
働部	働班	4 協力事業者等による災害支援に関すること。	
		<ul><li>5 被災事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。</li><li>6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。</li><li>7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。</li><li>8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示(庁内調整含む。)に関すること。</li></ul>	物資班
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	 関係班
	産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
	観光交流	1 外国人旅行者の支援に関すること。	広域応援・避 難班 救援班
		2 災害支援物資等の受け入れ及び配送に関すること。	物資班
り担	班	3 借上げ避難所に関すること(健康衛生班が所掌するものを除く。)。	広域応援・避 難班
農林	農林水産	<ol> <li>部内各班の連絡調整に関すること。</li> <li>災害復旧予算に関すること。</li> </ol>	総括班
水産		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関すること。	情報班
部	班	4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班
		6 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	農	1 農業災害の調査に関すること。	情報班
	業士	2 農業気象に関すること。	
	支援班	3 被災農業者に対する農業金融(他班の所掌に属しないものに限る。) 及び農業災害補償法に関すること。	関係班
		4 農作物の技術対策に関すること。	総括班
		5 農業災害の応急対策に関すること。	
	生産流通班	1 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の被害の調査に関すること。	情報班
		2 応急救助のための主食の調達に関すること。	物資班
		3 応急救助のための農産物の調達に関すること。	
		4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。	
		5 応急救助のための畜産物の調達に関すること。	
		6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する こと。	
		7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関すること。	関係班
		8 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関すること。	救援班
		9 家畜救護対策に関すること。	情報班
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。	情報班
		2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。	
		3 農業水利の確保に関すること。	総括班
		4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に 関すること。	広域応援・避 難班
	森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の 調査に関すること。	情報班
		2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復 旧に関すること。	
		3 被災林業者に対する林業金融に関すること。	関係班
		4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森 林管理局との連絡に関すること。	

3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。)に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関すること。 7 1 水防情報の収集及び通報に関すること。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。 4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 2 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 2 な災主地の危険度判定に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 な気を登住宅の建設に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の応急復旧に関すること。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査に関すること。 6 情報班	部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
理 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 5 部内他班の所掌に風しない事務に関すること。   開係班   日本本関係の被害の取りまとめに関すること。   開係班   日本本関係の被害の取りまとめに関すること。   開係班   日本本関係の被害の取りまとめに関すること。   開係班   日本の災害応急対策の取りまとめに関すること。   開係班   と。   2 適路及び橋りょうの被害の応急復旧に関すること。   2 適子路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。) に関すること。   4 緊急輸送路のに急しに関すること。   4 緊急輸送路のに急しに関すること。   1 木防情報の収集及び通報に関すること。   1 木防情報の収集及び通報に関すること。   1 本防情報の収集及び通報に関すること。   1 本助情報の収集及び通報に関すること。   1 本助情報の収集及び通報に関すること。   1 本助に関すること。   1 本の災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。   2 公共土木施設被害の調査に関すること。   2 公共土木施設被害の調査に関すること。   4 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。   5 木防活動に関すること。   6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。   1 本市施設及び下水道の応急復旧に関すること。   1 本市施設及び下水道の応急復旧に関すること。   1 本市施設及び下水道の応急復旧に関すること。   1 本の後の設全に関すること。   2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。   2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。   2 成別の強性に関すること。   2 成別の設金に関すること。   2 成別の鍵を築物の応急危険度判定に関すること。   2 成別の設金に関すること。   2 成別を経験の応急の音に関すること。   2 成別と経験の応急的音緒工事に関すること。   1 原営住宅の応急復旧に関すること。   1 県営住宅の応急復旧に関すること。   1 県営住宅の統当の登録工事に関すること。   1 県営住宅の統当の登録工事に関すること。   1 原営に受いるの登録工事に関すること。   1 原営に空の応急復旧に関すること。   1 原営住宅の応急復旧に関すること。   1 原営住宅の応急復旧に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 原営に関すること。   1 原営住宅の被当調査に関すること。   1 信報班	木	木		総括班
<ul> <li>① 1 土木関係の被害の取りまとめに関すること。</li></ul>			3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
関係班   関係班   関係班   関係班   関係班   関係班   関係班   道			5 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
技術   技術   担談   担談   担談   技術   技術   技術   担談   担談   技術   担談   技術   担談   担談   担談   技術   技術   技術   技術   技術   技術   技術   技		企	1 土木関係の被害の取りまとめに関すること。	情報班
<ul> <li>路班</li> <li>2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関すること。</li> <li>3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。)に関すること。</li> <li>4 緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関すること。</li> <li>1 水防情報の収集及び通報に関すること。</li> <li>2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。</li> <li>3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。</li> <li>4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。</li> <li>6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。</li> <li>7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。</li> <li>8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難のための船舶の受入に関すること。</li> <li>9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。</li> <li>第 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。</li> <li>オ 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>す 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>す 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>す 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>な災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>す 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>な 後建宅等の一時使用に関すること。</li> <li>す 保住宅等の一時使用に関すること。</li> <li>有 情報班</li> <li>市 提供宅の応急復旧に関すること。</li> <li>        「精致 理好 で</li></ul>		技術	2 部内の災害応急対策の取りまとめに関すること。	関係班
2 追除及び橋りようの後書の応急復旧に関すること。 3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。)に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関すること。 河 1 水防情報の収集及び通報に関すること。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関すること。 4 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受人に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 撤援班		路		情報班
む。)に関すること。 4 緊急輸送路の確保に関すること。 5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関すること。 7 1 水防情報の収集及び通報に関すること。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。 書 7 1		班	2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関すること。	広域応援・避
1 水防情報の収集及び通報に関すること。			む。)に関すること。	難班
河				
川 港 湾班				
港湾班				情報班
7				
5 水防活動に関すること。 6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 情報班 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 救援班 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 救援班 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 救援班 2 旅急仮設住宅の建設に関すること。 救援班 第 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 救援班 第 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 6 借上げ住宅に関すること。 5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 6 県有施設の応急の営繕工事に関すること。 6 県有施設の応急の営繕工事に関すること。 6 情報班		湾	び福島空港の被害の調査に関すること。	
6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関すること。 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 救援班 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 救援班 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 救援班 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 な援班 係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 6 借上げ住宅に関すること (契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 情報班			4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関すること。	
び福島空港の応急復旧に関すること。 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。 8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 都 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。 情報班 2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。 救援班 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 建 1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 救援班 係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 情報班				
8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関すること。 9 福島空港における緊急救援及び住民避難のための航空機受け入れに関すること。 都 1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。				
に関すること。			7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関すること。	広域応援・避
関すること。				難班
市班       2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。       救援班         建       1 応急仮設住宅の建設に関すること。       救援班         建       1 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。       救援班         3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。       4 公営住宅等の一時使用に関すること。         5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。       6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。         7 県営住宅の応急復旧に関すること。       情報班				
班       2 都市地政及の下水道の心态度間に関すること。       教援班         建       1 応急仮設住宅の建設に関すること。       教援班         築       2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。       3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。         4 公営住宅等の一時使用に関すること。       5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。         6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。       7 県営住宅の応急復旧に関すること。         8 県営住宅の被害調査に関すること。       情報班			1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。	情報班
2			2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。	救援班
築班 2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査に関すること。 「情報班		址	3 被災宅地の危険度判定に関すること。	
班 係の資金融通に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公営住宅等の一時使用に関すること。 5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査に関すること。 情報班		築	1 応急仮設住宅の建設に関すること。	救援班
4 公営住宅等の一時使用に関すること。         5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。         6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。         7 県営住宅の応急復旧に関すること。         8 県営住宅の被害調査に関すること。             情報班				
5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。 6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査に関すること。 情報班			3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	
6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。         7 県営住宅の応急復旧に関すること。         8 県営住宅の被害調査に関すること。       情報班			4 公営住宅等の一時使用に関すること。	
7 県営住宅の応急復旧に関すること。 8 県営住宅の被害調査に関すること。 情報班			5 借上げ住宅に関すること(契約事務等)。	
8 県営住宅の被害調査に関すること。 情報班			6 県有施設の応急的営繕工事に関すること。	
			7 県営住宅の応急復旧に関すること。	
┃			8 県営住宅の被害調査に関すること。	情報班 活動支援班

部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
出納部	出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に関すること	活動支援班
病	病	1 県立病院の被害の調査に関すること。	救援班
院部	院	2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。	活動支援班
一首)	班	3 災害時における応急医療及び助産に関すること。	救援班
		4 被災地への医療救護班(県立病院関係に限る。)の派遣に関すること。	
		5 県立病院の応急復旧に関すること。	
企	企	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関すること。	情報班
業部	業 班	2 所管する施設の応急復旧に関すること。	
教	教	1 教育部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
育部	育総	2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。	活動支援班
口口	務	3 教育関係職員の非常招集に関すること。	
	班	4 被災教育関係職員(家族を含む。)の集計等に関すること。	
		5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。	
		6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		7 教育部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班
	財務班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	救援班
	職員班	1 対応要員(教育関係職員に限る。)の安全確保に関すること。	活動支援班
	福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関すること。	救援班
		2 被災地の教育関係職員(家族を含む。)の福利厚生に関すること。	活動支援班
	社会教育班	1 社会教育施設の被害に関すること。	情報班
			活動支援班
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関すること。	情報班
		3 社会教育施設における避難所の開設支援に関すること。	広域応援・避 難班
	文	1 文化財の被害の調査に関すること。	情報班
	化財班	2 文化財の保全に関すること。	

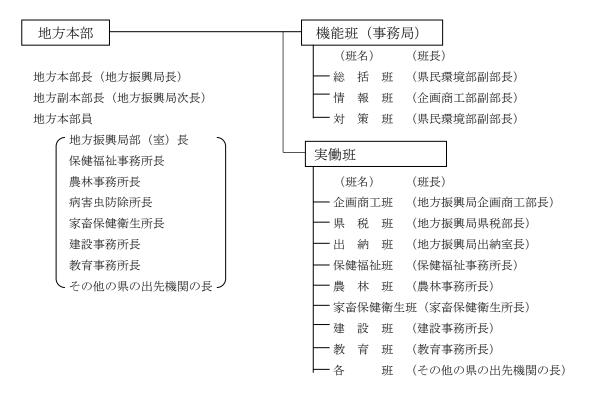
部	班	事 務 分 掌	担当事務局班
育部	義務	1 被災した公立学校(小学校、中学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
	教育班	2 被災地における公立学校(小学校、中学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	救援班
		3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		4 対応要員(義務教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班
		5 公立学校(小学校、中学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
		6 公立学校(小学校、中学校)の被害の調査に関すること。	
-	高校	1 被災した公立学校(高等学校)の生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班
	教育	2 被災地における公立学校(高等学校)の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	救援班
	班	3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		4 公立学校(高等学校)における避難所の開設支援等に関すること。	広域応援・避 難班
		5 対応要員(高校教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関す ること。	活動支援班
		5 公立学校(高等学校)の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班
		6 公立学校(高等学校)の被害の調査に関すること。	
	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に 関すること。	救援班
		2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	
		3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。	
		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品 の支給に関すること。	物資班
		5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に 関すること。	活動支援班
		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整 理に関すること。	情報班
		7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関すること。	
	健康教育研	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関すること(特別 支援教育班が所掌するものを除く。)。	救援班
		2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	
	班		

部	班		事 務 分 掌	担当事務局班
警察本部	県本部災害警備本部	1 2 3 4 5 6 7 8 9	災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 防災関係機関との連絡に関すること。 災害警備部隊の運用に関すること。 住民避難、誘導等に関すること。 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 犯罪の予防、取締りに関すること。 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 広報、報道対策に関すること。 警察通信に関すること。	関係班
7.0	///	11	その他災害警備活動一般に関すること。 (議会事業長)	江新士松町
その委員	.—	1 2	他都道府県議会からの調査に関すること。 (議会事務局) 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。	活動支援班 関係班
事務		3	他班に属しない業務に関すること。	関係班

## (4) 災害対策地方本部組織

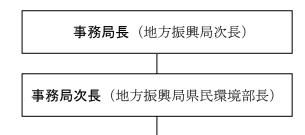
地方本部の、組織編成及び事務分掌は、次の表を基準とし、かつ地域の実情を考慮して地方振興局長があらかじめ定めておくものとする。

ア 災害対策地方本部組織編成表



## イ 災害対策地方本部班体制

(ア) 機能班(事務局)



# 班 名 (班 長・班 員)

# 総括班

班 長:県民環境部副部長

班 員:・企画商工部1名

- 県民環境部2名
- 出納室1名
- ·保健福祉事務所1名
- ·農林事務所1名
- ·建設事務所1名
- •教育事務所1名

## 情報班

班 長:企画商工部副部長

班 員:・企画商工部1名

- 県税部1名
- 県民環境部4名
- ·農林事務所1名
- •建設事務所1名

情報連絡員(リエゾン)

先遣隊

# 対策班

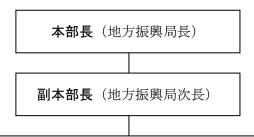
班 長:県民環境部副部長

(企画商工部副部長)

班 員: • 県民環境部3名

- •保健福祉事務所2名
- ·農林事務所2名
- •建設事務所2名
- 教育事務所1名
- ※ 対策班の班長は、県民環境部副部長とするが、県民環境部副部長が1名の地方振興局にあって は、企画商工部副部長を充てる。
- ※ 情報連絡員は、実働班各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村(避難地域復興班が担当する市町村を除く。)の被害状況の把握、派遣先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。
- ※ 先遣隊は、実働班各班の構成員をもって組織し、被災箇所の被害情報の収集及び県災害対策地 方本部への報告を行う。

# (イ) 実働班



班 名(班 長)

# 企画商工班

班長 地方振興局企画商工部長

# 県税班

班長 地方振興局県税部長

## 出納班

班長 地方振興局出納室長

## 保健福祉班

班長 保健福祉事務所長

## 農林班

班長 農林事務所長

# 家畜保健衛生班

班長 家畜保健衛生所長

# 建設班

班長 建設事務所長

## 教育班

班長 教育事務所長

# ウ 災害対策地方本部事務分掌

各班(機能班及び実働班)は次に掲げる分掌事務を行うとともに、福島県行政組織規則(昭和53年3月31日福島県規則第9号)別表第1に定める分掌事務に係る被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、地方本部長の命ずるところにより、他班の行う事項について応援するものとする。

# (ア). 機能班

# a 共通事務分掌

- 1 業務計画の作成に関すること。
- 2 行動記録の作成に関すること。
- 3 所管業務に係る福島県災害対策本部担当事務局との連絡調整に関すること。
  - 総括班-県災害対策本部総括班、渉外班、活動支援班
  - •情報班-県災害対策本部情報班、広報班、通信班
  - ・対策班-県災害対策本部救援班、物資班、広域応援・避難班
- 4 所管業務に関する関係機関に対する情報提供に関すること。
- 5 所管業務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- 6 所管業務に係る実働班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関すること。
- 7 その他事務局長の命ずること。

# b 特定事務分掌

	化事伤刀手 
班 名	事務分掌
総括班	1 地方本部室の確保及び設置に関すること。
	2 対応要員の確保及び勤務ローテーションに関すること。
	3 県災害対策本部との連絡調整に関すること。
	4 本部員会議の運営及び記録に関すること。
	5 本部長の補佐に関すること。
	6 各機能班との連絡調整に関すること。
	7 管内市町村、消防本部及びその他の防災関係機関との連絡調整に関するこ
	と。
	8 管内市町村の支援についての調整に関すること。
	9 自衛隊との連絡調整に関すること。
	10 ボランティア情報の収集及び提供に関すること。
	11 視察団の視察に関すること。
	12 その他災害対策の実施に関すること。
情報班	1 情報連絡員の市町村への派遣に関すること。
	2 先遣隊の被災箇所への派遣に関すること。
	3 被災情報の収集及び集計に関すること。
	4 生活情報の収集に関すること。
	5 被災地支援情報の収集に関すること。
	6 管内市町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握に関するこ
	と。
	7 避難の指示等の伝達に関すること。
	8 各班への情報提供に関すること。
	9 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。
	10 県民等からの問い合わせに対する対応に関すること。
	11 災害に関する広報及び報道機関の取材対応に関すること。
	12 情報及び記録の整理及び保存に関すること。
	13 防災行政無線の管理統制に関すること。
対策班	1 救援に関する措置(収容施設の供与、食品・生活必需品の給与等医療等の提
	供、被災者の捜索・救出、埋葬、火葬、通信設備の提供、住宅の応急修理、学
	用品の給与、死体の捜索及び処理等)の実施(市町村との調整を含む。)に関
	すること。
	2 広域陸上輸送拠点の開設及び運営に関すること。
	3 物資等の受入、配分及び配送に係る調整に関すること。

- 4 避難経路及び運送経路等の確保に関すること。
- 5 避難誘導の状況の把握及び支援に関すること。
- 6 災害時要援護者対策に関すること。
- 7 消費者保護対策及び物価対策に関すること。
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

# (イ) 実働班

## a 共通事務分掌

- 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、設備及び備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 所掌事務に係る本庁関係部署・関係機関との連絡調整に関すること。
- 4 所属職員の安全確保に関すること。
- 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 6 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関すること。
- 7 行動記録の作成に関すること。
- 8 その他本部長の命ずること。

# b 特定事務分掌

班 名	事 務 分 掌
企画商 工班	1 対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関すること。 2 対応要員及び県管理施設の安全確保に関すること。 3 県職員等及び県管理施設(合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等に限る。)の被害の集計等に関すること。 4 避難所における通信設備の確保に関すること。 5 物資の調達(主要食料を除く。)に関すること。 6 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。
県税班	<ul><li>1 県民等からの問い合わせに対する対応に関すること。</li><li>2 緊急通行車両の確認等に関すること。</li><li>3 県税の減免及び猶予措置に関すること。</li><li>4 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。</li></ul>
出納班	1 事務用品、備品の管理・補給に関すること。 2 義援金品の受付及び配布に関すること。 3 緊急物資等の受入及び配送に関する農林班への協力に関すること。
保健福祉班	1 医療関係機関及び福祉関係施設の被害の調査に関すること。 2 医療関係機関及び福祉関係施設の安否情報の収集に関すること。 3 医療情報の提供に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 被災地における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 6 医療救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること。 7 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 8 福祉避難所に関すること。

9 被災地における飲料水の供給に関すること。 10 被災地における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関すること。 11 被災地における健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 12 動物 (ペットに限る。) 救護対策に関すること。 13 災害時要援護者対策(外国人の支援を除く。)に係る市町村との調整に関す 14 心身障がい者(児)世帯、児童、母子世帯、高齢者(世帯)等の援護対策に 関すること。 農林班 1 物資の調達(主要食料に限る。)に関すること。 2 農林業関係の被害の調査に関すること。 3 被災農業者に対する農林金融に関すること。 4 農林産物の技術対策に関すること。 5 農林業関係施設の応急復旧に関すること。 6 緊急物資等の受入及び配送に関すること。 1 動物 (家畜に限る。) 救護対策に関すること。 家畜保 健衛生 班 建設班 1 土木関係の被害の調査に関すること。 2 道路、橋梁等の通行不能箇所の調査に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 水防活動及び水防情報の収集・通報に関すること。 5 被災建築物の相談に関すること。 6 公営住宅等の一時使用に関すること。 7 県有施設の応急的営繕工事に関すること。 8 土木関係施設の応急復旧に関すること。 1 被災地の学校教育の確保及び教育関係職員の動員に関すること。 教育班 2 対応要員(県教育関係職員に限る。)の食料等及び宿泊先の確保に関するこ と。 3 対応要員(県教育関係職員に限る。)の安全確保に関すること。 4 児童及び生徒(私立学校を除く。)の安否情報の収集に関すること。 5 避難の指示等の伝達(教育関係施設(私立学校を除く。)に対する伝達に限 る。) に関すること。 6 避難誘導(教育関係施設(私立学校を除く。)からの避難に限る。)の状況 の把握及び支援に関すること。 7 被災した児童及び生徒(私立学校を除く。)に対する学用品の給与に関する 8 被災した児童及び生徒(私立学校を除く。)の保健管理及び学校給食に関す ること。 9 公立学校、社会教育施設、体育施設等の被害の調査に関すること。

#### 工 関係機関連絡会議

地方本部において、必要に応じて市町村、防災関係機関、国(現地災害対策本部)、医療関係者、物資関係者、ボランティア関係者等による連絡会議を開催し、災害応急対策について情報共有等を図る。

(5) 東京支部の組織及び事務分掌

=	支		]	事	務	分	掌
東	京	支	部	国会、中央官庁等	等との連絡調整に	工関すること。	
( ፺	東京事	務所县	툿 )				

#### 7 本部設置の場所

(1) 本部は、本庁5階正庁とし、平常時から机、イス、パソコン、コピー機、通信設備等を整備し、 本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

県庁本庁舎が被災した場合には、福島県自治会館3階大会議室を本部室にあてる。

なお、災害対策本部の活動に必要となるその他の資機材等の整備についても、平常時からその 整備に努めるものとする。

(2) 地方本部は、特別な場合を除き、県合同庁舎に置き、設置予定場所、通信設備等については、本部に準じ常に地方本部で計画整備しておくものとする。また、県合同庁舎が被災した場合に備え、他の県有施設を代替施設として計画しておくものとする。

#### 8 記録と文書管理の徹底

災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応にかかる意思決定の過程について、議事 録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行うこと とする。

#### 9 福島県特別警戒本部

#### (1) 設置

県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間又は 本部の設置まで至らない程度の災害において必要と認められたときには、総合的かつ迅速な災害応 急対策を講ずるため、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部を設置する。

#### (2) 組織

特別警戒本部は、知事を除く災害対策本部員全員と必要に応じ副知事が特別警戒本部設置の都度指定する次長、課長等をもって構成し、本部長には副知事を充てる。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成20年3月25日福島県規則第13号)に定める順位をいう。

#### (3) 業務

災害情報等の収集連絡、総合的な災害対策の樹立等の協議調整を行い、総合的な災害応急対策を 実施する。

# 第2 市町村の活動体制

#### 1 組織及び配備体制

市町村は、その責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておくものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の

種別及び基準は、市町村が災害応急対策の第一次的な主体であることを基本として、地域の実情に応じて定めるものとする。

## 2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における市町村の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

## 第3 指定地方行政機関等の活動体制

## 1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定めるものとする。

#### 2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、県災害対策本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の 派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

#### 第4 防災連絡員の設置

庁内の各部各総室、各出先機関及び防災関係機関は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び 防災諸活動に即応する体制を確立し、防災関係機関相互の有機的連携を図るため、防災連絡員を指 定しておくものとする。

# 第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

# 第1 配備基準

配備区分	配備	体制	配 備 時 期
事 前 配 備	情報連絡のため、 関係部総室の少数の 当たるもので、状況 備体制に円滑に移行する。 〔災害対策課体制〕	の人員をもって 兄により次の配 庁できる体制と	1 大雨、台風期等において、気象注意報 ( 大雨、洪水、高潮注意報等)が発表され、 なお警報の発表が予想されるときで、災害 対策課長が配備を決定したとき。 2 その他特に災害対策課長が必要と認めた とき。
警戒配備	関係各部総室の所に関する情報収集が に関する情報収集が 円滑に行える体制 「県民安全総室班付	及び連絡活動が とする。	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水 警報、大雪警報、高潮警報、土砂災害警戒 情報が発表されたとき。 2 その他特に生活環境部次長(県民安全担 当)が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係部(局)の部 頭課長及び関係総 災害に関する情報の び応急対策を実施 て特別警戒本部の る体制とする。 〔県民安全総室全	室の所要人員で の収集、連絡及 し、状況に応じ 設置に移行でき	<ul><li>1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。</li><li>2 その他特に生活環境部長が必要と認めたとき。</li></ul>
特別警戒本部 体制	関係部(局)長及で要人員で、災害に集、連絡及び応急な況に応じて災害対策移行できる体制とで特別警戒本部設置	関する情報の収 対策を実施し状 策本部の設置に する。	1 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。
災害対策本部 体制	激甚な災害が発生いて、組織及び機能で、応急対策に がで、応急対策に る。〔災害対策本語	能のすべてを挙 当たる体制とす	<ul><li>1 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。</li><li>2 県内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認めらるとき。</li><li>3 県内全域に応急対策が必要と認められるとき。</li><li>4 その他特に知事が必要と認めたとき。</li></ul>

※特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、別表に定めるとおりとする。

#### 第2 職員の配備体制

- 1 事前配備にかかわる指揮監督は、災害対策課長が行う。
- 2 警戒配備にかかわる指揮監督は、生活環境部次長(県民安全担当)が行う。
- 3 特別警戒配備にかかわる指揮監督は、生活環境部長が行う。
- 4 特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副知事が行う。
- 5 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長に 連絡することとし、各部長及び災害対策地方本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。 なお、県の出先機関における配備基準及び配備体制は、「地方振興局等の動員配備体制モデル」 を参考に、地域の実情に応じて地方振興局長が定める。

## 第3 配備人員

配備人員は、各部長及び各地方振興局長があらかじめ定める配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない 配備ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、 庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

#### 第4 動員伝達方法

動員の伝達は、生活環境部次長(県民安全担当)より防災連絡員を通じてあらかじめ定められた ルートにより行う。一般加入電話等によるほか、「災害対策基本法第57条の規定による放送に関 する協定」によりラジオ・テレビ等を通じて行うものとする。

なお、県民安全総室を始めとする防災関係総室職員及び県幹部職員については、職員参集システムによっても、動員伝達を行う。

# 第5 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを 覚知したときは、上記4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場 所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属 において、直ちにその状況を災害対策本部事務局(県民安全総室)に報告するものとする。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- 1 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- 2 県庁又は各地方振興局

## 第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を各部局筆頭総室を通じて、災害対策本部事務局に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、活動支援班長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部活動

支援班に報告する。

(別表)

# 特別警戒配備、特別警戒本部及び災害対策本部の配備編成計画

# 配備要員数

部名	班名			
		特別警戒配備	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
知事直轄部	知 事 公 室 班	4	4	全員
総合安全管理部	総合安全管理室班	1	2	全員
総 務 部	財 務 班	2	2	全員
	人 事 班	1	2	全員
	文 書 管 財 班	3	3	全員
	市 町 村 班	_	_	全員
企画調整部	企 画 調 整 班	2	2	全員
	地域づくり班	_	_	全員
	情報統計班	_	_	全員
避難地域復興部	避難地域復興班	2	2	全員
文化スポーツ部	文化スポーツ班	1	2	全員
生活環境部	生活環境班	2	4	全員
	環境共生班	_	_	全員
	環境保全班	1	2	全員
	原子力損害対策班	_	_	全員
保健福祉部	保健福祉班	2	2	全員
	生活福祉班	2	4	全員
	自 立 支 援 班	2	4	全員
	健康衛生班	2	4	全員
商工労働部	商工労働班	2	2	全員
	産業振興班	_	_	全員
観光交流部	観 光 交 流 班	—	_	全員
農林水産部	農林水産班	2	4	全員
	農業支援班	2	4	全員
	生 産 流 通 班	1	2	全員
	農村整備班	4	6	全員
	森林林業班	2	4	全員

	部名		班名		配備要員の数	
				特別警戒配備	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
土	木	部	土 木 班	2	3	全員
			企 画 技 術 班	1	1	全員
			道 路 班	4	班員の1/2	全員
			河川港湾班	8	班員の1/3	全員
			都 市 班	_	_	全員
			建 築 班	1	2	全員
出	納	部	出 納 班	2	2	全員
病	院	部	病 院 班	2	2	全員
企	業	部	企 業 班	2	2	全員
教	育	部	教育総務班	2	4	全員
			財 務 班	2	4	全員
			職 員 班	2	4	全員
			福 利 班	2	4	全員
			社 会 教 育 班	2	4	全員
			文 化 財 班	2	4	全員
			義務教育班	2	4	全員
			高 校 教 育 班	2	4	全員
			特別支援教育班	2	4	全員
			健 康 教 育 班	2	4	全員
警	察本	部	県本部災害警備本部	所要人数	所要人数	全員

<sup>※</sup>また、災害対策本部設置前に水防本部が設置されていた場合の特別警戒配備及び特別警戒本部体制の要員の数は、福島県水防計画書によるものとする。

# 第3節 災害情報の収集伝達

(生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島地方気象台、市町村、指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関)

県下に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。 また、県下に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策 の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

## 第1 気象注意報・警報等の伝達について

#### 1 定義と種類について

## (1) 定義

予報:観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

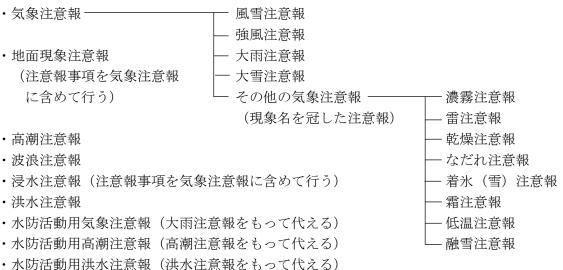
注意報:風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、そ の旨を注意して行う予報。

警報:暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、 その旨を警告して行う予報。

情報: 気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移を説明するもの。

#### (2) 種類

# ア 注意報



- ・福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報(阿武隈川上流、釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川、荒川及び阿賀川:はん濡注意情報の表題で発表)
- ・福島地方気象台と共同して行う水防活動用洪水注意報(夏井川、新田川及び宇多川:はん濫注意情報の表題で発表)

# イ 警報

- ・気象警報・地面現象警報・ 暴風警報・ 暴風雪警報(警報事項を気象警報に含めて行う)一 大雨警報一 大雪警報
- 高潮警報
- 波浪警報
- ・ 浸水警報 (警報事項を気象警報に含めて行う)
- ・洪水警報



- ・水防活動用気象警報(大雨警報をもって代える)
- ・水防活動用高潮警報(高潮警報をもって代える)
- ・水防活動用洪水警報(洪水警報をもって代える)
- ・福島河川国道事務所または阿賀川河川事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報(阿武隈川上流、釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川、荒川及び阿賀川:はん 濫警戒情報及びはん濫危険情報並びにはん濫発生情報の表題で発表)
- ・福島県と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報(夏井川、新田川及び宇多川: はん濫警戒情報及びはん濫危険情報並びにはん濫発生情報の表題で発表)

#### ウ情報

(7) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

## (4) 土砂災害警戒情報

福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう原則として市町村ごとに発表する。

#### (ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福島県気象情報の一種として発表する。

## (エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、福島県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

#### エ その他

#### (7) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

『イ』の基準:実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で最大風速8m/s以上吹く見込みの場合。

『ロ』の基準:平均風速12m/s (白河は14m/s) 以上の風が1時間以上継続して吹く見込みの場合。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

#### (イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合 に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準:オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報

## 2 注意報・警報等の伝達の発表基準と構成

## (1) 発表基準

## ア 注意報

/ 注息報						
風雪	平均風速が12m/s(白河特別地域気象観測所 14m/s)以上で、雪を伴い被害が予想される場合。					
強風	平均風速が12m/s(白河特別地域気象観測所 14m/s)以上で、強風による被害が予想される場合。					
大雨	大雨によって被害が予想される場合。 区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合。					
洪水	洪水によって被害が予想される場合。 区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合。					
大雪	大雪によって被害が予想される場合。 12時間降雪の深さ [会津] 北部 平地20cm以上、山沿い25cm以上 中部 平地20cm以上、山沿い30cm以上 南部 30cm以上、〔檜枝岐40cm以上〕 [中通り、浜通り〕 平地10cm以上、山沿い20cm以上					
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。					
雷	落雷等により被害が予想される場合。					
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。					

だれが発生し被害があると予想される場合。 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。
積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
水によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。
霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合。 霜+、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下。注:+は農作物の成育を考慮し実施す。
温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 延期)最高、最低または平均気温が平年より4~5℃以上低い日が数日以上続く。 等期) 中通り中部・北部の平地、浜通りの平地]最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日数日続く。 数日続く。 中通り南部の平地]最低気温-10℃以下、または-7℃以下の日が数日続く。 津 の 平 地]最低気温-12℃以下、または-9℃以下の日が数日続く。
崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。
潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により被害が予想される場合。 域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合。
浪、うねり等によって被害があると予想される場合。有義波高が3m以上。
雪により被害が予想される場合。
一分里一才一累累。一温了,一路下,一下一阵场一准一

<sup>※</sup> 平地:標高が概ね300m未満、山沿い:標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭 (標高200m) は山沿い扱いに、中通り南部の白河(標高355m) は平地扱いとする。

# イ 警報

暴風	平均風速が18m/s (白河特別地域気象観測所 20m/s) を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/s (白河特別地域気象観測所 20m/s) を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合。				
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合。				
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ [会津]北部、中部平地40cm以上、山沿い50cm以上 南部55cm以上、「檜枝岐60cm以上〕 [中通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い35cm以上 南部平地30cm以上、山沿い35cm以上 [浜通り]北部、中部平地25cm以上、山沿い30cm以上 南部平地20cm以上、山沿い30cm以上				
地面現象	象 山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合他の気象警報に含めて発表される。				
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるお それがあると予想される場合。 区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合。				
波浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が6m以上。				
浸水	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報 に含めて発表される。				

※平地:標高が概ね300m未満、山沿い:標高が概ね300m以上、ただし、中通り北部の茂庭 (標高 200m) は山沿い扱いに、中通り南部の白河(標高355m) は平地扱いとする。

#### ウ 指定河川洪水予報

- (ア) はん濫注意情報(洪水注意報)は、基準点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、 さらに水位上昇するおそれがあるとき発表する。
- (イ) はん濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
- (ウ) はん濫危険情報(洪水警報)は、基準点の水位がはん濫危険水位に到達したとき発表する。
- (エ) はん濫発生情報(洪水警報)は、洪水予報区間内ではん濫が発生したとき発表する。
- (オ) 基準地点と基準水位

# • 阿武隈川上流

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
須賀川(スカガワ)	3. 50	4. 50	6.80	7.30	7. 907
阿久津(アクツ)	4. 00	5. 50	6.80	7. 50	8.690
本宮(モトミヤ)	4. 00	5.00	6.30	8.00	9.266
二本松(ニホンマツ)	5. 50	6. 50	10.10	10.40	13.183
福島(フクシマ)	3.00	4.00	4. 90	5. 20	6. 434
伏黒(フシグロ)	3.00	4. 00	4.70	5.30	7.092

# • 釈迦堂川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
須賀川(スカガワ)	3. 50	4. 50	6.80	7. 30	7. 907

# ・笹原川

	·				
観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
阿久津(アクツ)	4. 00	5. 50	6.80	7. 50	8.690

# • 松川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
福島(フクシマ)	3.00	4. 00	4. 90	5. 20	6. 434

# ・摺上川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水立(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
福島(フクシマ)	3.00	4. 00	4. 90	5. 20	6. 434

# • 広瀬川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
伏黒(フシグロ)	3.00	4. 00	4.70	5.30	7. 092

# • 荒川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
八木田(ヤギタ)	0.50	1. 20	1. 50	2. 10	3. 40

# • 阿賀川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
馬 越 (マコシ)	3. 40	3. 90	5.06	6.40	8.60
宮 古 (ミヤコ)	1. 50	2. 00	4. 01	5. 19	5. 19
山科(ヤマシナ)	1.80	2. 70	6. 28	7.60	7.83

#### • 夏井川

- タババ					
観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
小川(オガワ)	2. 00	2. 40	3.00	3.75	7.50
鎌 田 (カマタ)	3. 70	4. 50	6.35	7. 35	

## ・新田川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
原町(ハラマチ)	1. 30	2. 10	2.70	2.96	3. 51

# ・宇多川

観測所名	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫乱険水位(m)	計画高水位(m)
	(指定水位)	(警戒水位)	(特別警戒水位)	(危険水位)	
中村(ナカムラ)	1. 30	2. 30	2.70	3. 40	4.80

# 工 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。

#### (2) 構成

- ア 市町村を対象としたかな漢字形式
- (ア) 識別行[電文の種類と発信官署(カタカナ表記)]
- (イ) 本文行「次の各行から構成]
- (イ)-1 発表年月日時分・発表官署行
- (イ)-2 見出し行

[最も伝えたい内容を注意警戒文として(())内に100文字以内で記述します。]

(4)-3 内容行

[警報・注意報の発表単位である市町村等を、全国地方公共団体コード(総務省)の昇順に全て記述し、それぞれの市町村等に発表されている警報・注意報種別を記述します。なお、発表されていない場合は"なし"と記述し、大雨警報には、特筆すべき事項を括弧書きで記述します。]

#### イ 広域編集形式

- (ア) 識別行[電文の種類と発信官署(カタカナ表記)]
- (イ) 本文行「次の各行から構成]
- (イ)-1 発表年月日時分・発表官署行
- (イ)-2 見出し行

[最も伝えたい内容を注意警戒文として(())内に100文字以内で記述します。]

- (イ)-3 市町村等をまとめた地域をキーとして編集したもの[市町村等をまとめた地域等に発表されている警報・注意報種別をまとめて記述します。なお、発表中の警報・注意報が無い地域は記述しません。また、発表中の警報・注意報を全て解除する場合には、解除する地域名と警報・注意報種別に続けて"解除"を記述します。]
  - (イ)-4 区切り
- ウ 表(PDF)形式

市町村等ごとに発表中の警報・注意報、発表形態(発表、継続、警報から注意報、解除)及び 警報予告を記号で記述する。

- (ア) 発表年月日時分・発表官署行
- (4) 見出し行「最も伝えたい内容を注意警戒文として100文字以内で記述します。]
- (ウ) 表中の記号の説明行
- (エ) 表題
- (オ) 市町村等ごとに発表中の警報・注意報、発表形態イ 記録的短時間大雨情報 (例)

福島県記録的短時間大雨情報第\*号

平成12年〇月×日12時10分福島地方気象台発表

12時 福島県で記録的短時間大雨

福島で100ミリ

郡山市付近で約100ミリ

白河市付近で120ミリ以上

エ 注意報・警報等の通報先の一覧 別表「気象情報の伝達系統図」参照

オ 阿武隈川上流、釈迦堂川、笹原川、松川、摺上川、広瀬川、荒川、阿賀川、夏井川、新田川 及び宇多川の洪水予報

(福島地方気象台と国土交通省福島河川国道事務所、阿賀川河川事務所、福島県相双建設事務所及び福島県いわき建設事務所が共同して発表する)

(ア) 洪水予報のための河川の区域は次のとおりである。

阿武隈川上流 左岸 福島県須賀川市前田川字二枚橋119番地先から福島県・宮城県境まで

右岸 福島県石川郡玉川村大字竜崎山滝山11番地の1地先から福島県・宮城

県境まで

釈迦堂川 左岸 福島県須賀川市仲宿96の1番地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県須賀川市字古屋敷108号地先から阿武隈川合流点まで(阿武

隈川合流点から上流1.0km)

笹原川 左岸 福島県郡山市安積町荒井字道場67番の4地先から阿武隈川合流点ま

で

右岸 福島県郡山市安積町笹川字広町28番地の1地先から阿武隈川合流点

まで(阿武隈川合流点から上流1.41km)

松川 福島県福島市本内字松川畑2番4地先の国道橋から阿武隈川合流点ま

で (阿武隈川合流点から上流 0.7km)

摺上川 福島県伊達市字諏訪前1番地先の道路橋から阿武隈川合流点まで(阿

武隈川合流点から上流0.8km)

広瀬川 左岸 福島県伊達市梁川町字上川原16番の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県伊達市梁川町字鶴ヶ丘16番の1地先から阿武隈川合流点まで

(阿武隈川合流点から上流2.13km)

荒川 左岸 福島県福島市佐原字山神前3番地の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県福島市荒井字地蔵原61番地先から阿武隈川合流点まで

阿賀川 福島県大沼郡会津美里町大字穂馬字井戸川乙538番の2地先の馬越堰

提から

左岸 福島県喜多方市山都町大字三津合字古屋敷5845番の14先地

右岸 福島県喜多方市山都町大字小舟寺字中崎乙の2538番地の2地先まで

夏井川 左岸 福島県いわき市小川町上小川字川古屋26 (新橋)から海まで

右岸 福島県いわき市小川町塩田字平石40 (新橋) から海まで

新田川 左岸 福島県南相馬市原町区大原字東下田(栢ノ木橋)から海まで

右岸 福島県南相馬市原町区深野字塩塚(栢ノ木橋)から海まで

宇多川 左岸 福島県相馬市山上(堀坂橋)から相馬市岩子字中島(松川浦)まで

右岸 福島県相馬市今日(堀坂橋)から相馬市岩子字中島(松川浦)まで

(イ) 洪水予報の構成

表題、発表番号、種類、発表官署名、発表年月日時分、見出し、主文、現況文、予想文、注 意事項等で構成する。

# 力 土砂災害警戒情報

福島地方気象台と福島県が、以下情報について共同発表する。

- (ア) タイトル
- (イ) 情報番号
- (ウ) 発表時刻
- (工) 発表者名
- (オ) 警戒対象地域及び警戒解除地域
- (力) 警戒文
- (キ) 文章を補足する図
- (3) 注意報、警報の細分区域

[注意報、警報は市町村を最小単位として発表する]

一次細分	市町村等をまとめた地域	含まれる市町村		
中通り	中通り北部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町		
	中通り中部	郡山市(湖南町を除く)、須賀川市、二本松市、田村		
		市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村(会津南部の		
		地域を除く)、三春町、小野町		
	中通り南部	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉		
		町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田		
		村、浅川町、古殿町		
浜通り	浜通り北部	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村		
	浜通り中部	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉		
		町、浪江町、葛尾村		
	浜通り南部	いわき市		
会津	会津北部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町		
	会津中部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島		
		町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市湖南町		
	会津南部	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村(大		
		字田良尾、大字羽鳥、大字湯本に限る)		

## (4) 地震後等の警報等暫定基準の設定

- ア 暫定基準を設定する事象
  - (ア) 大雨警報・注意報 (土砂災害を対象)
    - ・ 震度 5 強以上の地震を観測した場合
    - ・土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生した場合
    - ・その他の原因により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合
  - (1) 洪水警報·注意報
    - ・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
    - ・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
    - ・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

但し、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避 難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対す る気象情報の提供を行う。

なお、(ア)(イ)以外の、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、家屋倒壊 や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の 設定が考えられる。

#### イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

- (ア) 地震の場合は、震度 5 強以上が観測された市町村(※) ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。
- (4) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村
- ※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。 震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市 町村で観測された震度を用いる。

#### 3 防災気象情報の解説

県下に風水害等の災害が予想されるとき、福島地方気象台に対して、気象情報の解説を依頼する。 この場合、直通電話によるもの、気象台担当者の来所、災害対策課担当者の気象台への訪問があ る。

# (別表1)大雨注意報基準

平成 22 年 5 月 27 日現在

(別衣!/人附注息報奉 <del>作</del>							
市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量 指数基準				
中通り北部	福島市	平坦地:R3=50	71				
		平坦地以外:R1=30					
	伊達市	R1=30	73				
	桑折町	R1=30	77				
	国見町	R1=30	76				
	川俣町	R3=50	75				
中通り中部	郡山市	平坦地: R3=50	72				
		平坦地以外:R1=40					
	須賀川市	R1=30	77				
	二本松市	平坦地:R1=30	76				
		平坦地以外:R1=40					
	田村市	R1=30	75				
	本宮市	R1=30	78				
	大玉村	R1=40	75				
	鏡石町	R1=30	87				
	天栄村	R1=40	77				
	三春町	平坦地:R1=30	75				
		平坦地以外:R1=40					
	小野町	R1=30	75				
中通り南部	白河市	R1=40	76				
	西郷村	R3=60	76				
	泉崎村	R1=40	88				
	中島村	R1=40	85				
	矢吹町	R1=40	80				
	棚倉町	R1=40	74				
	矢祭町	R1=40	81				
	塙町	R1=40	74				
	鮫川村	R1=40	71				
	石川町	R1=40	71				
	玉川村	R1=30	72				
	平田村	R1=40	70				
	浅川町	R1=40	71				
	古殿町	R1=40	72				

		1 777 1 - 7 .	
市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量 指数基準
浜通り北部	相馬市	R3=50	77
	南相馬市	R3=60	85
	新地町	R1=30	80
	飯舘村	R1=30	73
浜通り中部	広野町	R1=30	96
	楢葉町	R1=30	97
	富岡町	R1=40	105
	川内村	R1=30	80
	大熊町	平坦地:R1=30	98
		平坦地以外:R1=40	
	双葉町	平坦地:R3=60	102
		平坦地以外:R3=70	
	浪江町	R1=40	83
	葛尾村	R1=40	81
浜通り南部	いわき市	平坦地: R3=50	64
A >+ II. +=	= a	平坦地以外:R3=60	
会津北部	喜多方市	R1=40	72
	北塩原村	R1=40	72
	西会津町	平坦地:R1=30	72
		平坦地以外:R1=40	
	磐梯町	R1=40	72
	猪苗代町	R1=40	66
会津中部	会津若松市	R1=30	76
	郡山市湖南	R3=70	72
	会津坂下町	R3=50	79
	湯川村	R3=50	86
	柳津町	R1=30	75
	三島町	R1=40	79
	金山町	R3=50	79
	昭和村	R1=30	80
	会津美里町	R1=30	79
会津南部	天栄村湯本	R1=40	81
	下郷町	R1=40	81
	檜枝岐村	R1=30	72
	只見町	R1=40	72
	南会津町	R1=40	72

# (別表2)洪水注意報基準

# 平成22年5月27日現在

(加致4/灰/	)	<b>五</b>	1		十/以22年3月27日 現1年 T
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
中通り北部	福島市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	摺上川流域=13, 松川流域=10, 小川流域=5, 須川流域=9	_	阿武隈川上流[福島], 荒 川[八木田]
	伊達市	R1=30	広瀬川流域=14, 小国川流域=8, 石田川流域=5	_	阿武隈川上流[福島·伏 黒]
	桑折町	R1=30	産ヶ沢川流域=5	_	阿武隈川上流[伏黒]
	国見町	R1=30	_	平坦地:R3=25 かつ	阿武隈川上流[伏黒]
		D0 50	- += 111 + 1 + 1 A	阿武隈川流域=55	
	川俣町	R3=50	広瀬川流域=10	R3=40 かつ 広瀬川 流域=5	_
中通り中部	郡山市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=40	逢瀬川流域=5, 南川流域=7, 笹原川流域=10	_	阿武隈川上流[須賀川· 阿久津]
	須賀川	R1=30	釈迦堂川流域=12, 滑川流域	_	阿武隈川上流[須賀川]
	市		=4, 江花川流域=10, 笹原川流域=8		
	二本松	平坦地:R1=30	湯川・油井川流域=8,	_	阿武隈川上流[本宮・二
	市	平坦地以外:R1=40	水原川流域=6, 口太川流域 =6, 杉田川流域=10		本松]
	田村市	R1=30	大滝根川流域=7,移川流域=8,牧野川流域=5,古道川流域=12,葛尾川流域=8	-	_
	本宮市	R1=30	安達太良川流域=4,五百川流域=11,寺沢·百日川流域=6	_	阿武隈川上流[阿久津· 本宮·二本松]
	大玉村	R1=40	安達太良川流域=6, 寺沢·百 日川流域=6, 杉田川流域=6, 七瀬川流域=6	_	阿武隈川上流[本宮]
	鏡石町	R1=30	阿武隈川流域=30, 釈迦堂川 流域=12, 隈戸川流域=12	_	_
	天栄村	R1=40	釈迦堂川流域=9	R1=30 かつ 釈迦堂 川流域=6	_
	三春町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	大滝根川流域=9	_	_
	小野町	R1=30	夏井川流域=13	-	_
中通り南部	白河市	R1=40	阿武隈川流域=18, 社川流域 =11, 隈戸川流域=9, 黒川流域 =14, 谷津田川流域=7, 堀川流	_	_
			域=13		
	西郷村	R3=60	阿武隈川流域=10, 堀川流域=7		_
	泉崎村	R1=40	泉川流域=8	_	
	中島村	R1=40	阿武隈川流域=29, 泉川流域=11	_	_
	矢吹町	R1=40	阿武隈川流域=29, 隈戸川流域=10. 泉川流域=11	_	_
	棚倉町	R1=40	久慈川流域=14, 社川流域=14	_	_
	矢祭町	R1=40	久慈川流域=23, 小田川流域=7	_	_
	<b>塙町</b>	R1=40	久慈川流域=20, 渡瀬川流域=8, 那倉川流域=9	_	_
	鮫川村	R1=40	-8, 那启川流域-9 	_	_
	石川町	R1=40	阿武隈川流域=29, 北須川流	_	_
	<b>—</b> 103-1	D1 00	域=10, 今出川流域=5		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	玉川村	R1=30	阿武隈川流域=25	_	阿武隈川上流[須賀川]
	平田村	R1=40	北須川流域=10	_	_
	浅川町	R1=40	社川流域=15	_	_
	古殿町	R1=40	鮫川流域=12	_	_

市町村等を					指定河川洪水予報による基
まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	準
浜通り北部	相馬市	R3=50	_	平坦地:R3=25 かつ 宇多川流域=10	福島県宇多川[中村]
	南相馬市	R3=60	小高川流域=8,太田川流域 =13,真野川流域=13	_	福島県新田川[原町]
	新地町	R1=30	砂子田川流域=4	_	_
	飯舘村	R1=30	新田川流域=11, 比曽川流域=8, 真野川流域=8	_	-
浜通り中部	広野町	R1=30	北迫川流域=10, 浅見川流域=8	_	_
	楢葉町	R1=30	木戸川流域=16, 井出川流域=15	_	_
	富岡町	R1=40	富岡川流域=13	_	_
	川内村	R1=30	木戸川流域=18	1	_
	大熊町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	熊川流域=14	平坦地:R3=70 かつ 熊川流域=10	_
	双葉町	平坦地:R3=60 平坦地以外:R3=70	前田川流域=11	_	_
	浪江町	R1=40	請戸川流域=21, 高瀬川流域=18	_	_
	葛尾村	R1=40	葛尾川流域=10	_	
浜通り南部	いわき市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R3=60	鮫川流域=12, 藤原川流域 =11, 仁井田川流域=7	_	福島県夏井川[小川・鎌 田]
会津北部	喜多方市	R1=40	大塩川流域=7, 濁川流域=9, 田付 川流域=10, 一ノ戸川流域=14	平坦地:R1=25 かつ 阿賀川流域=30	阿賀川[宮古・山科]
	北塩原村	R1=40	大塩川流域=11,長瀬川流域=7	_	_
	西会津町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	奥川流域=11, 長谷川流域=7	平坦地:R1=20 かつ 阿賀川流域=45	_
	磐梯町	R1=40	小屋川•大谷川流域=6	_	_
	猪苗代町	R1=40	長瀬川流域=14, 大倉川流域=7	_	_
会津中部	会津若 松市	R1=30	原川流域=6, 宮川流域=6, 氷玉川流域=8, 湯川流域=6	_	阿賀川[馬越・宮古]
	郡山市湖南	R3=70	常夏川流域=8	R3=50 かつ 常夏川 流域=6	_
	会津坂 下町	R3=50	只見川流域=42	平坦地:R3=30 かつ 阿賀川流域=40	阿賀川[宮古・山科]
	湯川村	R3=50	大塩川流域=14	_	阿賀川[宮古]
	柳津町	R1=30	只見川流域=43, 滝谷川流域 =13, 東川流域=8	_	_
	三島町	R1=40	只見川流域=42, 大谷川流域 =10, 滝谷川流域=14	_	_
	金山町	R3=50	只見川流域=42, 野尻川流域=14	_	_
	昭和村	R1=30	野尻川流域=13, 滝谷川流域 =7, 玉川流域=7	_	_
	会津美 里町	R1=30	宮川流域=9, 佐賀瀬川流域 =7, 氷玉川流域=9	_	阿賀川[馬越]
会津南部	天栄村 湯本	R1=40	鶴沼川流域=10	_	_
	下郷町	R1=40	阿賀川流域=24, 観音川流域=6, 鶴沼川流域=10, 加藤谷川流域 =6, 土羅入沢・戸石川流域=7	_	_
	檜枝岐村	R1=30	檜枝岐川流域=18, 沼尻川流域=9	_	_
	只見町	R1=40	只見川流域=22, 伊南川流域=25, 叶津川流域=8, 布沢川流域=5, 黒 谷川流域=9, 蒲生川流域=8	+	_
	南会津町	R1=40	阿賀川流域=20, 伊南川流域=19, 舘岩川流域=18, 西根川流域=7, 加藤谷川流域=6, 湯/岐川流域=11	_	_

# (別表3)大雨警報基準

平成 23 年 5 月 31 日現在

大阪は体力		'	니스구티
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量 指数基準
中通り北部	福島市	平坦地:R3=80	102
		平坦地以外:R1=50	
	伊達市	R1=50	105
	桑折町	R1=50	110
	国見町	R1=50	109
	川俣町	R3=80	108
中通り中部	郡山市	平坦地:R3=80	97
		平坦地以外:R1=60	
	須賀川市	平坦地:R1=60	103
		平坦地以外:R1=70	
	二本松市	平坦地:R1=50	102
		平坦地以外:R1=60	
	田村市	平坦地:R1=50	100
		平坦地以外:R1=60	
	本宮市	R1=50	104
	大玉村	R1=60	100
	鏡石町	R1=50	116
	天栄村	R1=70	103
	三春町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	100
	小野町	R1=70	100
中通り南部	白河市	R1=80	127
	西郷村	R3=120	127
	泉崎村	平坦地:R1=60	148
		平坦地以外:R1=80	
	中島村	R1=70	142
	<b>矢吹町</b>	R1=80	134
	棚倉町	平坦地:R1=60	124
	*	平坦地以外:R1=80	
	矢祭町	R1=70	135
	塙町	R1=80	124
	鮫川村	R1=60	119
	石川町	R1=60	119
	玉川村	R1=70	120
	平田村	R1=70	118
	浅川町	R1=60	119
	古殿町	R1=60	120
		l	

	•	平成 23 年 5 月	い口気江
市町村等を	市町村等	   雨量基準	土壌雨量
まとめた地域	111-11111		指数基準
浜通り北部	相馬市	R3=80	119
	南相馬市	平坦地:R3=100	131
		平坦地以外:R3=110	
	新地町	R1=50	124
	飯舘村	R1=60	113
浜通り中部	広野町	R1=50	138
	楢葉町	R1=50	139
	富岡町	R1=60	151
	川内村	R1=50	115
	大熊町	平坦地:R1=50	141
		平坦地以外:R1=60	
	双葉町	平坦地:R3=90	146
		平坦地以外:R3=100	
	浪江町	R1=60	119
	葛尾村	R1=70	116
浜通り南部	いわき市	平坦地:R3=80	118
		平坦地以外:R3=90	
会津北部	喜多方市	R1=60	121
	北塩原村	R1=60	120
	西会津町	平坦地:R1=50	121
		平坦地以外:R1=60	
	磐梯町	R1=60	120
	猪苗代町	平坦地:R1=60	111
		平坦地以外:R1=70	
会津中部	会津若松市	平坦地:R1=50	109
		平坦地以外:R1=60	
	郡山市湖南	R3=100	104
	会津坂下町	R3=80	114
	湯川村	R3=80	_
	柳津町	R1=60	108
	三島町	R1=60	114
	金山町	R3=80	114
	昭和村	R1=50	115
	会津美里町	R1=50	114
会津南部	天栄村湯本	R1=70	116
	下郷町	R1=70	116
	檜枝岐村	R1=50	103
	只見町	R1=80	103
	南会津町	R1=70	103

# (別表4)洪水警報基準

平成 23 年 5 月 31 日現在

(1)1327/17		· <del>-</del>			1 % 20 平 0 77 01 日乳日
市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
中通り北部	福島市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	摺上川流域=22, 松川流域=17, 小 川流域=9, 須川流域=15	_	阿武隈川上流[福島], 荒川[八木田]
	伊達市	R1=50	広瀬川流域=17, 小国川流域=10, 石田川流域=6	_	阿武隈川上流[福島·伏 黒]
	桑折町	R1=50	産ケ沢川流域=6	_	阿武隈川上流[伏黒]
	国見町	R1=50	_	平坦地:R3=40 かつ 阿武隈川流域=55	阿武隈川上流[伏黒]
	川俣町	R3=80	広瀬川流域=12	R3=70 かつ 広瀬川 流域=5	-
中通り中部	郡山市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=60	逢瀬川流域=6, 南川流域=13, 笹原川流域=12	_	阿武隈川上流[須賀川·阿 久津]
	須賀川市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	釈迦堂川流域=15, 滑川流域=6, 江花川流域=12, 笹原川流域=10	_	阿武隈川上流[須賀川]
	二本松市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	湯川·油井川流域=10, 水原川流域 =8, 口太川流域=12, 杉田川流域 =12	_	阿武隈川上流[本宮·二本 松]
	田村市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	大滝根川流域=13, 移川流域=12, 牧野川流域=7, 古道川流域=17, 葛尾川流域=12	_	-
	本宮市	R1=50	安達太良川流域=5, 五百川流域=14, 寺沢·百日川流域=8	_	阿武隈川上流[阿久津·本 宮·二本松]
	大玉村	R1=60	安達太良川流域=8, 寺沢·百日川 流域=8, 杉田川流域=12, 七瀬川 流域=7	_	阿武隈川上流[本宮]
	鏡石町	R1=50	阿武隈川流域=41, 釈迦堂川流域=15, 隈戸川流域=15	_	-
	天栄村	R1=70	釈迦堂川流域=15	R1=50 かつ 釈迦堂 川流域=6	-
	三春町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	大滝根川流域=13	_	-
	小野町	R1=70	夏井川流域=17	_	_
中通り南部	白河市	R1=80	阿武隈川流域=25, 社川流域=17, 隈戸川流域=13, 黒川流域=20, 谷津田川流域=10, 堀川流域=18	_	_
	西郷村	R3=120	阿武隈川流域=17, 堀川流域=12	_	_
	泉崎村	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	泉川流域=11	_	-
	中島村	R1=70	阿武隈川流域=38, 泉川流域=14	_	_
	矢吹町	R1=80	阿武隈川流域=41, 隈戸川流域=13, 泉川流域=14	_	_
	棚倉町	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	久慈川流域=24, 社川流域=18	_	ı
	矢祭町	R1=70	久慈川流域=30, 小田川流域=9	_	_
	塙町	R1=80	久慈川流域=27, 渡瀬川流域=10, 那倉川流域=11	_	1
	鮫川村	R1=60	鮫川流域=18, 渡瀬川流域=10	_	_
	石川町	R1=60	阿武隈川流域=41, 北須川流域=14, 今出川流域=10	_	_
	玉川村	R1=70	阿武隈川流域=39	_	阿武隈川上流[須賀川]
	平田村	R1=70	北須川流域=13	_	_
	浅川町	R1=60	社川流域=19	_	_
	古殿町	R1=60	鮫川流域=20	_	_

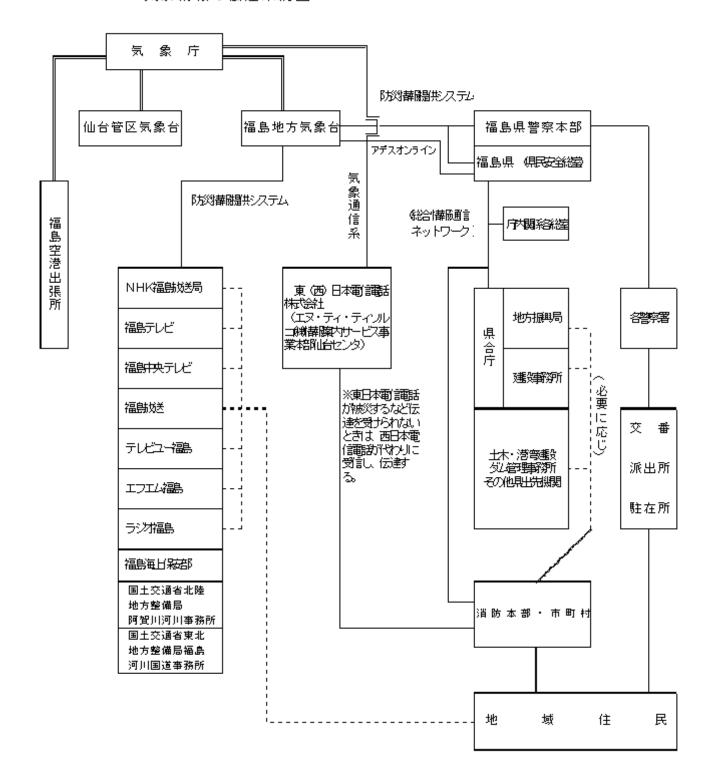
# (別表 5)高潮警報·注意報基準

平成 22 年 5 月 27 日現在

市町村等を		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	位
まとめた地域	市町村等	 警報	注意報
浜通り北部	相馬市	1.3m	0.9m
	南相馬市	1.4m	0.9m
	新地町	1.4m	0.9m
	飯舘村	_	_
浜通り中部	広野町	1.4m	0.9m
	楢葉町	1.4m	0.9m
	富岡町	1.4m	0.9m
	川内村	_	_
	大熊町	1.4m	0.9m
	双葉町	1.4m	0.9m
	浪江町	1.4m	0.9m
	葛尾村	_	_
浜通り南部	いわき市	1.4m	0.9m

※潮位の基準は東京湾平均海面 (TP)の高さ

## 気象情報の伝達系統図



## 第2 被害状況等の収集、報告

#### 1 被害調査

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、必要に応じヘリコプター、船艇等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。 なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

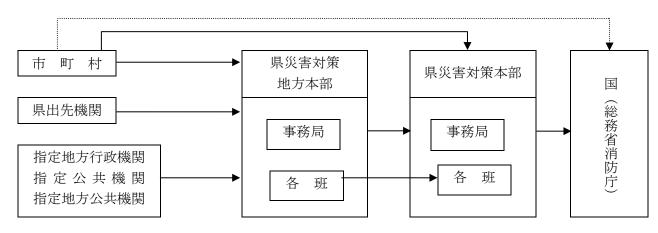
- (1)被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する 住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するもの とする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

#### 2 被害状況等の報告

県、市町村及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、以下により、速やかに報告を行う。

- (1) 市町村から県への報告
- ア 市町村の県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。
- イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、市町村は電話、FAX、電子メール等 により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。
- ウ なお、いずれの場合においても、市町村が、県へ報告することができない場合は、直接、国 (総務省消防庁) へ被害状況等の報告を行うものとする。
- (2) 県出先機関及び防災関係機関から県災害対策地方本部への報告 県出先機関、及び防災関係機関は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害 情報を報告するものとする。
- (3) 県災害対策地方本部から県災害対策本部への報告 上記(1)イ及び(2)の場合、被害状況等の報告を受けた県災害対策地方本部は、電話、FAX、電子 メール及び県グループウェア掲示板により、速やかに県災害対策本部へ管内の被害状況等を報告 するものとする。
- (4) その他

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺 到する場合は、市町村はその状況を直ちに総務省消防庁及び県民安全総室に報告するものとする。



T 回線 計構 通信 衛星 ルトワーク 地上 線別	<u> </u>	024-521-7194 IN-80-201-2632、2640 I-81-11-201-2632、2640 平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	(FAX) 024-521-7920 (FAX) TN-80-201-5524 (FAX) TN-81-11-201-5524 左記以外 ※宿直室
ハトワーク 地上	系 TN	平日 (9:30~18:15)	(FAX) TN-81-11-201-5524 左記以外
	·	平日 (9:30~18:15)	左記以外
	区 分		,, ,
	区 分		,, ,
泉別		※ 応急対策室	※ 宿直室
	_		<b>/</b> ◆\ II IE ±
TT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
坊防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
<b>成衛星通信ネット</b>	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
ーク	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036
戈	衛星通信ネット	<ul><li>防災無線</li><li>電話</li><li>FAX</li><li>衛星通信ネット</li><li>電話</li><li>ク</li><li>FAX</li></ul>	電話 90-49013 FAX 90-49033 で衛星通信ネット 電話 TN-048-500-90-49013 FAX TN-048-500-90-49033

※災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる(以下、この節において同様とする。)。

# 3 県から国への被害状況等の報告

- (1) 報告すべき災害
  - ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が国に被害状況等を報告すべき災害は以下のとおりとされている。
    - (ア) 県において災害対策本部を設置した災害
    - (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程 度の災害
    - (ウ) (ア) 又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

# 3 被害状況等の報告方法

(1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、 市町村⇒県⇒国(総務省消防庁)へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。 さらに、県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも被害規模に関する概括的情報の把 握に努め、国(総務省消防庁)への報告を行うものとする。 県と総務省消防庁間の地上マイクロ無線回線に加え、内閣府を中心とする中央防災無線網とも接続する地上無線回線が整備されており、有線通話不能時においても、知事から直接、首相官邸と連絡を取ることが可能となっている。

- (2) 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

#### 4 現地の状況確認

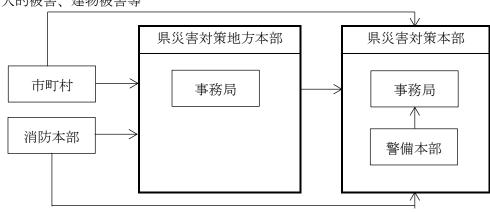
- (1) 県は、市町村長と直接連絡を行うホットライン方式による情報収集を行う仕組みをあらかじめ 市町村毎に定め、大規模な災害により地方振興局が被災し、各市町村からの被害情報の収集が困難となった場合の情報を補完するため、ホットライン方式を用いて災害発生直後の情報収集を行う。
- (2) 地方本部による先遣隊や各部各班による現地調査班の現地派遣に際しては、衛星携帯電話や衛星可搬局を持参し、被害状況等の報告及び現地映像情報の伝送を行う。
- (3) 県(生活環境部及び警察本部)は、大規模な被害が予想される場合には、連携調整の上、県消防防災へリコプター及び県警へリコプターを出動させ、上空から被害状況の把握を行うとともに、その情報を速やかに県災害対策本部へ提供する。
- (4) 県災害対策地方本部は、災害が激甚で119番通報が殺到するような事態のときは、管轄消防本部 に職員を派遣し、消防本部の協力を得て被害情報を収集する。
- (5) 県警察本部は、災害警備隊を出動させるとともに、テレビカメラ搭載のヘリコプター(ヘリテレ)により被災地の被害状況を把握し、県災害対策本部等に映像を伝送する。

# 5 被害区分別報告系統

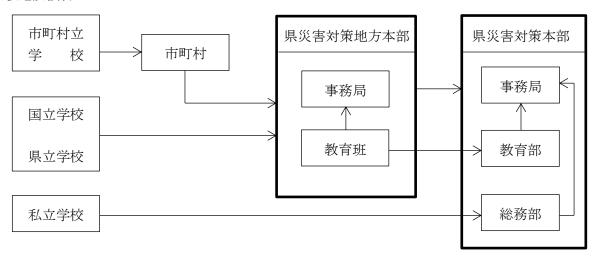
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する ものとする。

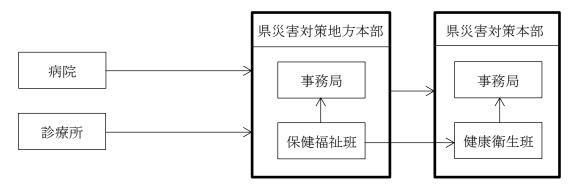
# (1) 人的被害、建物被害等



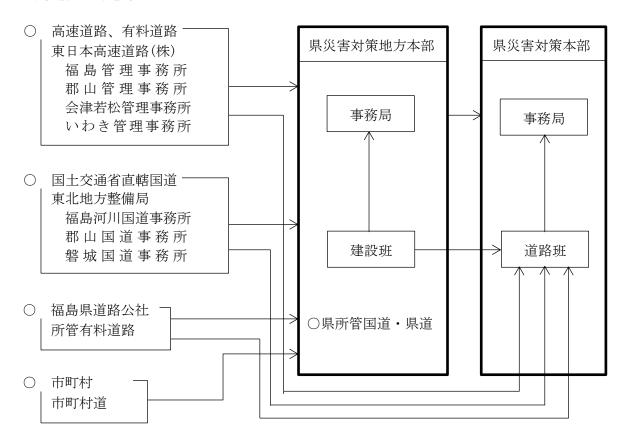
## (2) 文教施設被害



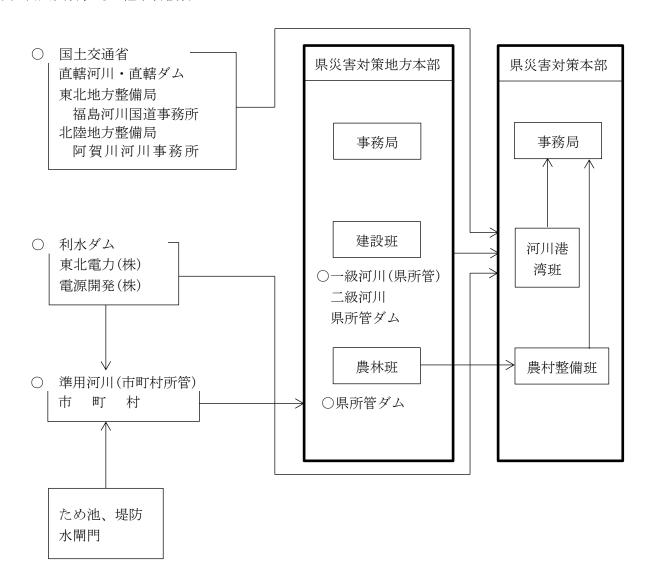
# (3) 病院被害



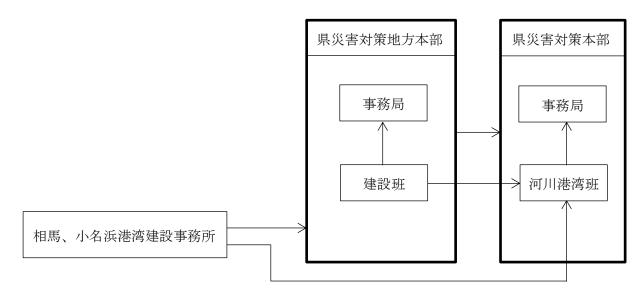
## (4) 道路、橋りょう被害



# (5) 河川災害、その他水害被害

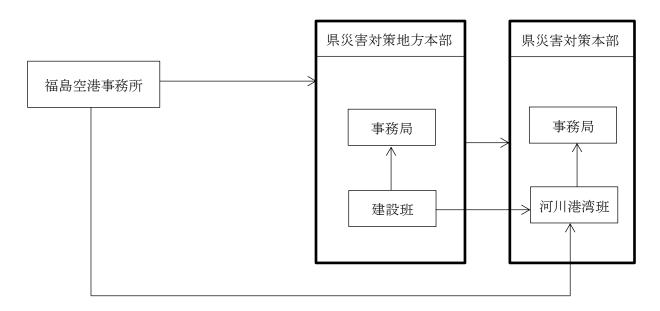


# (6) 港湾·漁港被害

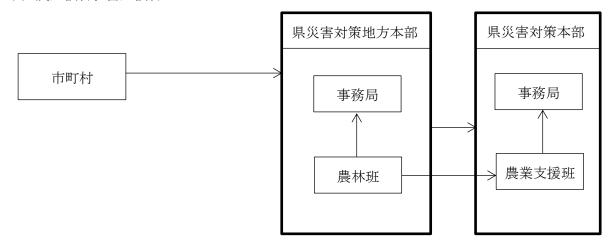


ただし、湖南港については県中建設事務所より、翁島港については喜多方建設事務所より、河川 港湾班へ報告を行う。

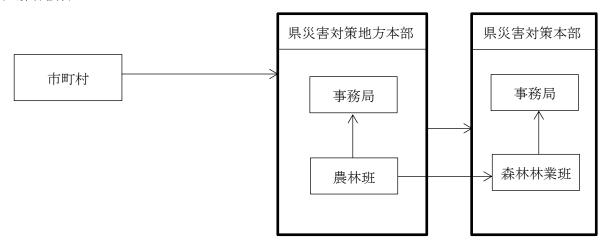
## (7) 空港被害



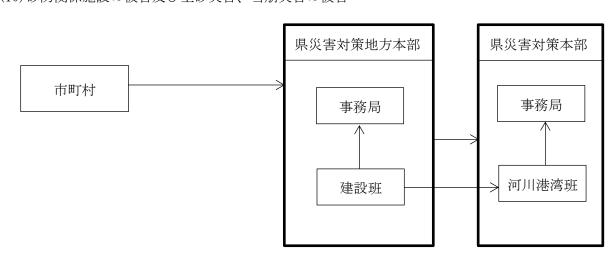
# (8) 農産被害、畜産被害



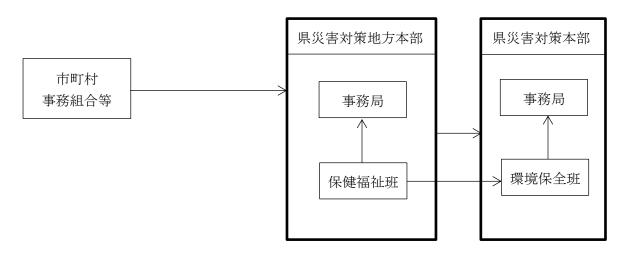
## (9) 森林被害



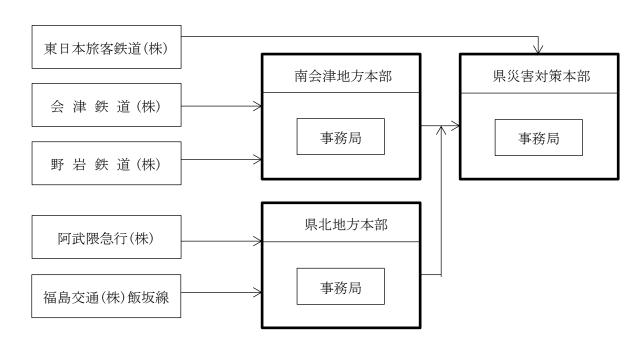
# (10)砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



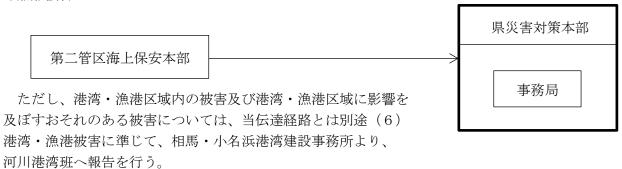
# (11) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



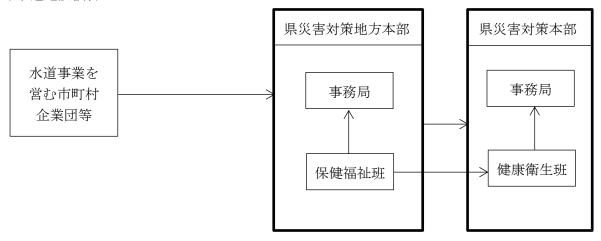
# (12) 鉄道施設被害



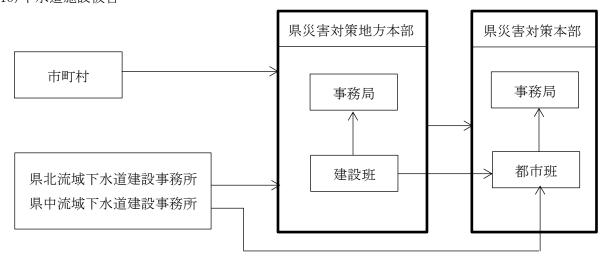
# (13)船舶被害



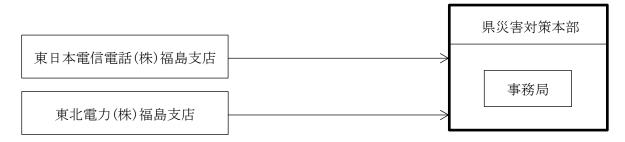
## (14)水道施設被害



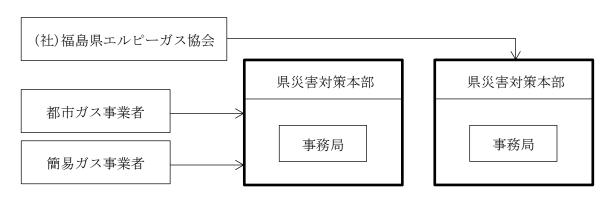
## (15)下水道施設被害



#### (16)電話·電力施設被害



#### (17) ガス施設被害



#### 6 報告の内容と種類

(1) 市町村から県への報告

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

市町村からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

#### ア 報告の種類

(7) 概況報告(被害即報)

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(1) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

# イ 報告の様式

- (ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。
- (4) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。
- (2) 県から国への報告

県は、災害対策基本法第53条の2に基づく国(総務省消防庁)への被害状況等の報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

また、確定報告の際には、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を消防庁に提出することによって行う。

# 第4節 通信の確保

(生活環境部、警察本部、市町村、東日本電信電話(株)、日本赤十字社福島県支部、 各放送機関、東北地方非常通信協議会会員)

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

# 第1 通信手段の確保

# 1 災害時の通信連絡

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、 障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。 また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番102((株)エヌ・ティ・ティソル コ 情報案内サービス事業本部仙台センタ)に接続を依頼する。
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに 内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

- (5) 情報通信手段が制約される場合、県は、上記のうち使用可能な手段が確認され次第、市町村及び防災関係機関に対し、当該手段で連絡するよう速やかに周知するものとする。
- (6) 県本部、県地方本部及び県出先機関の間では、さらに県グループウェア掲示板を適宜活用し、 速やかな情報連絡とともに、多数の職員に情報共有を行うものとする。

## 2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

# 3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

県、市町村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東 北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店、社団法人アマ チュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の 利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 警察通信設備の優先的利用

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」(昭和39

年5月28日締結)により、加入電話及び及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信 設備を利用する。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

# 4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置

地方振興局に災害対策地方本部を設置し、会議室等を執務室とする場合及び現地災害対策本部が 設置された場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型の移動局により通信を行うともに、東 日本電信電話(株)福島支店に臨時電話(携帯電話を含む。)の設置を依頼する。

# 第2 県防災行政無線の運用

#### 1 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応 急対策に必要な指示、命令、国又は他都道府県等への応援要請等は総合情報通信ネットワークを活 用し行う。

# 2 県防災行政無線の運用

県防災行政無線(総合情報通信ネットワーク)の運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき、次のとおり運用する。

(1) 無線通信の種類と取扱順位

#### ア 無線通信の種類

- (ア) 緊急通信地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要す る通信
- (イ) 一般通信緊急通信以外の通信
- (ウ) 一斉通信複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- (エ) 個別通信2無線局間で個別に行う通信

#### イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

- (ア) 緊急・一斉通信
- (4) 緊急・個別通信
- (ウ) 一般・一斉通信
- (エ) 一般・個別通信
- (2) 無線通信の手段

無線通信は、音声、ファクシミリ、データ伝送及び画像伝送により行う。

(3) 統制局(県庁)で行う通信の運用

#### ア 一斉通信

気象・津波予警報、気象・地震情報その他応急対策に必要な指示、伝達等を県機関、市町村 及び防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある場合は、統制局(県庁)の一斉指令 台から一斉通信(音声一斉又はファクシミリー斉)により行う。

### イ 一斉诵信業務の体制

統制局(県庁)から行う一斉通報は生活環境部職員が行い、水防情報に関する一斉通報は土 木部職員が行う。

ウ 県災害対策本部設置時の防災行政無線の運用は、統制管理者(生活環境部長)の指示に従い、

県災害対策本部事務局員(県民安全総室員)が一斉通信の業務を行う。

県災害対策本部設置時は、緊急通信を優先して行い、必要に応じて一般通信の規制、制限を 行う。

#### エ 通信の統制

災害時に、通信が輻輳した場合、又は通信の輻輳の恐れがある場合の通信の統制は、県災害 対策本部で行う。

県災害対策本部で行う通信の統制は、災害の規模、通信の輻輳の程度に応じて一次統制から 二次統制の2段階で行う。

# (ア) 一次統制

通信量が増大し、個別通信を制限する必要がある場合には、内線電話機から防災回線への接続を一部規制し通信の統制を行う。

#### (4) 二次統制

通信量が増大し、緊急通信の確保が困難な場合又は通信の輻輳が予想される場合には、内線 電話機から回線への接続をすべて規制し、防災用電話機だけが使用できるよう通信の統制を行 う。

# (4) 代行統制局

代行統制局については、県庁と同時に被災する可能性の小さい場所に設置するものとする。

(5) 支部局(県災害対策地方本部)で行う通信の運用

支部局に県災害対策地方本部を設置した場合又は大規模災害等により統制局と支部局間の通信が途絶した場合には、管内市町村等の被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、伝達及び一斉通信の業務を行う。

この場合、県災害対策本部と可能な限り連絡をとり、その指示に従い行うこと。

なお、支部局(県災害対策地方本部)で行う主な通信業務は、次のとおりである。

- ア 管内市町村等からの被害状況の受伝達
- イ 一斉通報による管内市町村等への災害情報の伝達、指示等
- ウ 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等

## 第3 市町村における通信の運用

市町村における通信の運用は、第1の通信手段の確保に準じて行う。

また、防災行政無線が設置されている市町村においては、住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等についてこれを活用する。

# 第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置

#### 1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなく し、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。
- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況(呼量)を監視するとともに、迅速に必要措置を講じる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通 を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信 通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害ブロードバンド伝言板(Web 171)、災害伝言板サービス(iモード)を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

# 2 東日本電信電話(株)の無線の運用

(1) 孤立防止用移動無線機と移動無線車

災害発生時に通信の手段が失われ孤立するおそれのある県内の市町村の役場、支所、出張所等7箇所に配備した孤立防止用衛星通信方式(KU-1ch)1回線を活用することにより、全国通話が可能となる。

(2) ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止する ためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話(最大20回線及び40回線)を確保する。

# 第5節 相互応援協力

(生活環境部、市町村、防災関係機関)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

# 第1 県と市町村の相互協力

# 1 県と市町村の相互協力

- (1)被災市町村長は、災害応急対策(広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。)を実施するため必要があると認めるときは、知事(県民安全総室)に応援(職員の派遣を含む。以下同じ。)若しくは応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、 応援を求めることができる。
- (3) 市町村長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
  - ア 災害の状況及び応援を求める理由
  - イ 応援を要請する機関名
  - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
  - エ 応援を必要とする場所、期間
  - オ その他必要な事項

#### 2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。)が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

## 3 市町村への情報連絡員(リエゾン)の派遣体制整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部毎に指定しておき、被災市町村で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、管轄地方本部から当該市町村へ情報連絡員を派遣するものとする。なお、本部長が必要と認める場合は、災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。
- (2) 情報連絡員は、派遣先の市町村において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の地方本部へ速やかに報告するものとする。また、地方本部に報告した情報は、市町村と共有を図るとともに、県(災害対策本部)からの情報を市町村に提供する役割も担うものとする。
- (3) なお、市町村に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、

情報連絡員用の衛星携帯電話等の配備や、外部から県グループウェアにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。

# 第2 国に対する応援要請

#### 1 知事の応援要請

- (1) 知事は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる(災害対策基本法第29条)。
- (2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる(災害対策基本法第30条)。
- (3) 知事は、指定行政機関又は指定地方行政機関の職派遣を要請したときは、派遣された職員を受け入れるための体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。

# 2 市町村長の応援要請

- (1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる(災害対策基本法第29条)。
- (2) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる(災害対策基本法第30条)。

#### 3 手続き

知事(市町村長)は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請すると きは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事(市町村長)が、内閣総理大臣(知事)に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、県又は市町村は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17 条に定めるとおりである。

# 第3 他都道府県に対する応援要請

# 1 知事の応援要請

- (1) 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」及び「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県知事に対し応援を求め、災害対策に万全を期する
- (2) 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定に基づき、協定を締結していない都府県知事に対し応援を求める。

なお、北海道東北地方知事会(北海道及び東北8道県)以外のブロック知事会を構成する都府

県に広域応援を要請する場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に 基づき、全国知事会を通じて要請できることになっている。

- (3) 知事は、市町村長からの要請により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県消防機関所有ヘリコプターの派遣要請を行う。
- (4) 県は、災害が発生して、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は知事の権限に属する事務の一部を他都道府県に委託して、他都道府県知事にこれを管理し、及び執行させることができる(災害対策基本法第75条)。
- (5) 知事は、他の都道府県に職員派遣を要請したときは、派遣された職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受入れ体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生に備え、受入れ体制についてあらかじめ整備に努めるものとする。

# 第4 県と防災関係機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、県においては次のとおり協定等を締結し、 あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るも のとする。

# 1 日本赤十字社福島県支部との委託契約

「災害救助業務委託契約書」

災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約で、 昭和58年4月1日に締結している。

## 2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定

- (1) 「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定書」
  - 災害時において緊急の通信を必要とする場合に、放送の実施を要請することになっている。
    - 協定締結機関名
    - 日本放送協会福島放送局、(株)ラジオ福島、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)エフエム福島
- (2) 「災害時等における報道要請に関する協定」
  - 災害時等において被害の拡大の防止等を図るため、報道の要請を行うこととなっている。
    - 協定締結新聞社名
    - (株)朝日新聞社福島支局、(株)毎日新聞社福島支局、(株)読売新聞社福島支局、(株)日本経済新聞社福島支局、産経新聞福島支局、(株)河北新報社福島支局、(株)時事通信社福島支局、(社)共同通信社福島支局

# 3 防災関係機関会議の開催

県、県警察本部、陸上自衛隊(第44普通科連隊、第6特科連隊)、日本赤十字社福島県支部、東日本電信電話(株)福島支店及び東北電力株福島支店において、防災関係機関会議を開催し、協力体制の確立を図っている。

# 第5 民間事業者との災害時応援協定

#### 1 県における協定

県は、第2章第21節「災害時相互応援協定の締結」のとおり、民間事業者・団体に応援を求める。 特に、県倉庫協会、県トラック協会とは災害時応援協定に基づき、災害対策本部物資班に参画するとともに、物資の受け入れ、保管管理及び配送等を行う物資供給拠点としての体制を整備するも のとする。

#### 2 市町村における協定

市町村においても、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

# 第6 市町村と公共的団体等との協力

市町村は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、市町村地域防災計画の中で明確にすると ともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 り災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

# 第7 他の都道府県への応援

他の都道府県において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、 被災都道府県から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合又は国から応援若しくは職員 の派遣についてあっせんを受けた場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

その場合、全庁的な支援体制が必要なときは、災害対策本部における事務分掌に準じて「連絡会議」等を設置し、全庁的な体制により応援を行うものとし、それに至らない場合には、生活環境部を窓口として、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、本県独自の判断で応援をする場合も同様とする。

なお、直接各部局へ被災都道府県又は国から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応する ものとし、その実施内容については、生活環境部へ連絡するものとする。

# 第6節 災害広報

(知事直轄、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、警察本部、市町村、報道機関)

災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県、市町村及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

# 第1 県の広報活動

## 1 報道機関、国機関等との連携体制の強化

県をはじめとする防災関係機関は、報道機関から、災害報道のための取材活動をするに当たり、 資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力を行うものとする。

この際、県は、災害対策本部を設置した場合に広報の窓口を災害対策本部事務局広報班に一元化 し、混乱した状況の中で、不正確な情報が提供されることを防ぎ、災害の拡大を防止し、県民の安 全・安心につながる情報を積極的に広報する。

また、報道機関においても、各防災関係機関から、災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

さらに、指定地方行政機関、公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

# 2 広報内容

県(災害対策本部)は、災害について収集した情報のうち、県民生活に関係する、特に被災者の 必要性に即応した情報を中心に、以下の事項について広報を行う。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報
- (2) 火災及び水害等の防止に関する情報
- (3) 市町村等が実施した避難に関する情報
- (4) ライフライン、交通機関の稼働状況及び交通規制の状況に関する情報
- (5) 安否情報
- (6) 医療情報 (医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等)
- (7) 義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- (8) 被災者への支援策に関する情報(各種特例措置、融資・貸付制度、弔慰金・見舞金・支援金等)
- (9) 犯罪防止、流言飛語の防止に関する情報
- (10) ボランティアに関する情報
- (11) その他応急対策活動の状況の他、必要と認められる情報

なお、被災していない地区の状況についても、状況問い合わせ、安否確認のための電話の殺到、 被災地への車の流入等を極力防止するため、状況が判明し次第、安心情報として積極的に広報を行 うよう努める。

## 3 広報の方法

(1) 一般広報

県(災害対策本部)は、収集・選別した情報について、以下の方法により広報を行う。

- ア 市町村等の広報体制を活用した広報
- イ 広報車による広報
- ウ ヘリコプターによる広報

- エ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- オ インターネットを利用した広報 (災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など) (知事直轄・企画調整部)
- カ 携帯電話を活用した広報
- キ テレホンサービスによる被災地情報提供
- (2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを 開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努 めるものとする。
- イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かり やすく提供するよう努めるものとする。
- ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について 周知するものとする。

# (3) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に 基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施 するものとする。
- イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者(知事公室広報課長)の立会いのもとに、県政 記者クラブで実施するものとする。
- ウ 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報責任者に発表事項及 び発表場所等について協議するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則 として災害対策本部広報責任者と協議の上、実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。

- オ 災害対策本部事務局広報班長は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち、必要 と認められる班及び関係機関に送付するものとする。
- (4) 報道機関との協定

県(生活環境部)は、災害対策基本法第57条の規定に基づき「災害時における放送要請に関する協定」を放送機関と協定している。

また、県(生活環境部、警察本部)は、災害時等における被害の拡大の防止等を図るため、「災害時等における報道要請に関する協定」を新聞社と協定している。

(5) 公共情報コモンズ

県、市町村は、公共情報コモンズに災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ 伝達することができるようにする。

(6) 災害時要援護者に配慮した広報の実施

次のような災害時要援護者に配慮した広報の実施を心掛ける。

- ア 外国人に対して多言語による広報(生活環境部生活環境総室、(財)福島県国際交流協会等)
- イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施(知事直轄、保健福祉部)

# 第2 市町村等の広報活動

市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④ 仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

#### 1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 当該市町村における避難に関する情報
  - ア避難の勧告に関すること。
  - イ収容施設に関すること。
  - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
  - ア 救護所の開設に関すること。
  - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
  - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)
  - ア 給水及び給食に関すること。
  - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
  - ウ防疫に関すること。
  - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
  - オ被災者への支援策に関すること。

## 2 市町村間の協力による広報

市町村は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互 応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載 を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

#### 第3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。

# 第7節 水防計画

(土木部)

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものであり、詳細は福島県水防計画書による。

# 第1 水防の責任

# 1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体(市町村)は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき 責任を有する。

# 2 県の水防責任

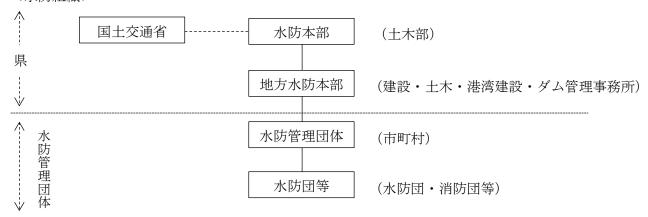
県(土木部)は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

# 第2 水防組織

## 1 水防組織の概要

(1) 県と水防管理団体(市町村)は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

<水防組織>



# (2) 各水防組織の役割

#### ア 水防本部

県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

#### イ 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

#### ウ 水防管理団体

各市町村の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

#### (3) 水防組織間の連絡

- ア 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ各水防管理団体に連絡する。
- イ 水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、 緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- ウ 各水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

## 2 県の水防組織

(1) 水防本部

ア 水防本部の組織

水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの組織 に入り水防事務を処理する。

イ 水防本部事務局

水防本部の事務局は、土木部河川港湾総室河川整備課におく。

ウ 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備態勢の切換えを迅速確実に行う。 なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、 別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。

工 水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

# (2) 地方水防本部

ア 地方水防本部設置基準

水防本部設置基準に準ずる。なお、管内において水防活動の実施が予想されるときは、設置 基準に関わらず設置する。

イ 地方水防本部の組織

地方水防本部の組織は、別に定める地方水防本部組織表による。

なお、災害対策基本法の規定により、災害対策地方本部が設けられた場合、地方水防本部は この組織に入り、水防事務を処理する。

ウ 地方水防非常配備体制

水防非常配備体制に準ずる。

工 地方水防本部解散基準

水防本部解散基準に準ずる。

#### 3 水防管理団体の水防組織

水防管理団体が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

# 第3 水防活動

# 1 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長 (消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員を火炎及び水門、樋門等の巡視を行うよう指 示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所及び土木事務所に報告 し、建設事務所長及び土木事務所長は、水防本部に報告するものとする。

# 2 ダム、水門及び閘門の操作

ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

# 3 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。 また、水防活動の内容を直ちに所轄建設事務所及び土木事務所長に報告し、建設事務所長及び土 木事務所長は水防本部に報告するものとする。

# 第8節 救助・救急

(生活環境部、市町村、消防本部、その他防災関係機関)

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資 機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市町村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、県民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

# 第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び県民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。
  - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
  - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
  - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
  - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次 の措置を行うものとする。
  - (1) 救助技術、救助活動の習熟
  - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
  - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 第2 市町村(消防機関を含む)による救助活動

1 市町村は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況について遂次、県に報告するものとする。

- 2 市町村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
  - (1) 応援を必要とする理由
  - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
  - (3) 応援を必要とする場所
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 市町村は、当該市町村で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に 対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
  - (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

# 第3 県(生活環境部)の業務

1 県は、市町村から被災者等の救助活動について応援を求められ、また、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずるものとする。

なお、県は、各種の応急対策の実施に当たり、救助活動が住民の生命にかかわる業務であるという観点から、市町村において救助活動を優先して実施できるよう配慮するものとする。

- (1) 県職員を派遣し救助活動を支援する。また、消防防災へリコプターを活用し、救助活動を行う。
- (2) 他の市町村に対し応援を要請する。
- (3) 自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (4) 救助活動の総合調整を行う。

この場合において、必要に応じ、現地対策本部を設置し、警察、市町村、消防本部、自衛隊、他県からの応援部隊等の救助活動全体を調整する。

- 2 県(生活環境部)は、必要に応じて、消防防災へリコプターを活用し、医療機関と連携して救出 された負傷者等の救急搬送を行う。
- 3 県(生活環境部)は、水害、土砂災害による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の 措置を行うものとする。
  - (1) 自主防災組織、事業所及び県民等に対し、救助活動についての意識啓発
  - (2) 救助技術の教育、救助活動用資料の作成

## 第4 消防本部による救助・救急活動

- 1 救助・救急活動
  - (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
  - (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に 救助・救急活動を行う。

# 2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

# 3 救助・救急体制の整備

消防署(所)、消防団詰所、警察署、派出所及び町内会事務所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

# 第5 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市町村長は県(生活環境部)を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助 隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を 要請するものとする。

# 第9節 自衛隊災害派遣

(生活環境部、警察本部、陸上自衛隊、市町村)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ 円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

# 第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

## 1 災害派遣要請基準

知事は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために市町村長、警察署長及び防災関係機関から自衛隊派遣要請の要求等を受けたとき、又は自らの判断により自衛隊の派遣を要すると認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。

# 2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策基本法に 規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
- (7) 診察、防疫、病害虫防除等の支援(大規模な伝染病等)
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11)炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府 令第13、14条)
- (13) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物の保安措置及び除去) 不発弾の処理は、県警察本部(生活環境課)が窓口となる。
- (14)予防派遣(災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合。)

## 【具体的な要請例】

- a 除雪等にあたって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合
- b 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が 発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- c ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合。

(15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

# 第2 災害派遣要請

# 1 災害派遣要請者

福島県知事

知事は、災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合は、 直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

## 2 災害派遣要請要領

知事(県民安全総室)は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊と協議の上、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合に当たっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

# 3 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

(1) 陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 県北、相双地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

Tel 024-593-1212 内線237 (防災行政無線811-280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線302 (防災行政無線811-280-02)

(2) 陸上自衛隊郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村

担当窓口 陸上自衛隊第6特科連隊第3科

™ 024-951-0225 内線235 (防災行政無線811-380-01)

時間外 郡山駐屯地当直司令 内線302 (防災行政無線811-380-02)

# 第3 市町村長の災害派遣要請の要求

# 1 災害派遣要請の要求

市町村長は、市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をする よう求めることができる。

#### 2 災害派遣要請の要求要領

(1) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長を経由して、知事(県民安全総室)へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事(県民安全総室)に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出(連絡) 先県生活環境部県民安全総室

イ 提出部数 2部

- ウ 記載事項
- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項
- (2) 市町村長は、前項の要求ができない場合は、当該市町村を災害派遣隊区とする部隊長に対して 災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事 に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

# 第4 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼

災害の区域を管轄する警察署長及び防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事(県民安全総室)に対して自衛隊災害派遣要請の依頼を行うことができるものとする。

この場合、知事(県民安全総室)は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続きをとるものとする。

#### 2 災害派遣要請の依頼要領

(1) 依頼に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により依頼し、事後、文書を送達するものとする。

なお、警察署長が知事(県民安全総室)に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、県 警察本部長(災害対策課)を経由して依頼するものとする。

- ア 提出(連絡) 先 県生活環境部県民安全総室
- イ 提出部数 2部
- ウ 記載事項
  - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
  - (イ) 派遣を希望する期間
  - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (エ) その他参考となるべき事項
- (2) 警察署長及び官公署の長は、前項の依頼ができない場合は、第3の2の(2)の措置に準ずるものとする。

# 第5 部隊の自主派遣

# 1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、市町村、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに知事(県民安全 総室)及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

#### 2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、災害 派遣隊区担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣するものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事(県民安全総室)に連絡し、密接な連絡調整のもと 適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う 必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、 直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

# 第6 自衛隊との連絡

## 1 情報の交換

県(県民安全総室)は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握 し、自衛隊と絶えず情報の交換をするものとする。

#### 2 連絡班の派遣依頼

県(県民安全総室)は、災害が発生する段階に至った場合又は災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、自衛隊に対し県災害対策本部(本部設置前にあっては県民安全総室)への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

#### 3 連絡班の自主派遣

自衛隊は、大規模な災害発生の覚知後、県災害対策本部(本部設置前にあっては県民安全総室)と連絡が取れない場合、連絡班の派遣依頼を待ついとまがないと判断した場合及び特に必要があると認められる場合は、自らの判断で県庁に連絡班を派遣するものとする。

# 第7 災害派遣部隊の受入れ体制

知事、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

#### 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も 効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

#### 2 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な 資料(災害地の地図等)を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めてお くものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

# 3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立

市町村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市町村役場又は災害現場に市町村と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

## 4 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長及び関係市町村長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

また、知事は、出動部隊及び現地関係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、県職員を現地に派遣するものとする。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として災害地市町村役場又は市町村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)
- (4) 駐車場(車一台の基準は3m×8m)
- (5) 臨時ヘリポート (1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、 輸送ヘリで100m×100m)

### 第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 第9 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

# 第10 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市町村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

# 1 県、市町村の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水 道、汲取、通信費及びその他の経費

# 2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

# 第10節 避難

(生活環境部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、 自衛隊、福島海上保安部、防災関係機関、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、災害時要援護者の避難誘導について、特に配慮が求められる。

# 第1 避難の準備情報提供、勧告及び指示

市町村長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う。

#### 1 避難の実施機関

# (1) 実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項	実施責任者	措置	実施の基準
/	天 旭 貝 江 名	1日 旦	天心の金中
区分			
避難準	市町村長	一般住民に対する	人的被害の発生する可能性が高まった場合
備情報		避難準備、要援護	において、避難行動に時間を要する者が避
の提供		者等に対する避難	難行動を開始する必要があると認められる
		行動の開始	とき。
避難	市 町 村 長	立退きの勧告及び	災害が発生し、又は発生するおそれがある
の勧告	(災害対策基本法第60条)	立退き先の指示	場合において、特に必要があると認められ
			るとき。
	知事	立退きの勧告及び	災害の発生により、市町村がその全部又は
	(災害対策基本法第60条)	立退き先の指示	大部分の事務を行うことができなくなった
			とき。
避難の	市 町 村 長	立退き及び立退き	災害が発生し、又は発生するおそれがある
指示等	(災害対策基本法第60条)	先の指示	場合において、特に必要があると認められ
			るとき。
	知事	立退き及び立退き	災害の発生により、市町村がその全部又は
	(災害対策基本法第60条)	先の指示	大部分の事務を行うことができなくなった
			とき。

		命を受けた職員	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫している
	(地がり等防止法第25条)			と認められとき。
避難の	知事及びその命を受けた職員		立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が
指示等	又は水防管理者(水防法第29			切迫していると認められるとき。
	条)			
	数言	察官	立退き及び立退き	市町村長が避難のための立退きを指示する
	(災害対策基本法第61条)		先の指示	ことができないと認めるとき。
				市町村長から要求があったとき。
	数言	察官	警告及び避難等の	重大な災害が切迫したと認めるときは、警
	(警察官職務	執行法第4条)	措置	告を発し、又は特に急を要する場合におい
				て危害を受けるおそれのある者に対し、必
				要な限度で避難の措置をとる。
	海上	保 安 官	立退き及び立退き	市町村長が避難のための立退きを指示する
	(災害対策基本法第61条)		先の指示	ことができないと認めるとき。
				市町村長から要求があったとき。
	自	衛官	警告及び避難等の	災害により危険な事態が生じた場合におい
	(自衛隊法第94条)		措置	て、警察官がその場にいない場合に限り、
				災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避
				難について必要な措置をとる。

## (2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア洪水

河川水位の避難判断水位到達

イ 土砂災害

土砂災害警戒情報の発表

ウ津波

津波注意報の発表

エ 火山

噴火警報(居住地域)、噴火警戒レベル4(避難準備)又は噴火警戒レベル5(避難)の発表

オ その他

市町村で定める基準に達したとき

# 2 避難のための勧告及び指示の内容

市町村長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

# 3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 市町村の措置

ア 知事への報告

市町村長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は立退き先を指示したときは、次の事項に

ついて速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難勧告・指示の有無
- (イ) 避難勧告・指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事 に報告しなければならない。

# イ 住民への周知

市町村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、市町村地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

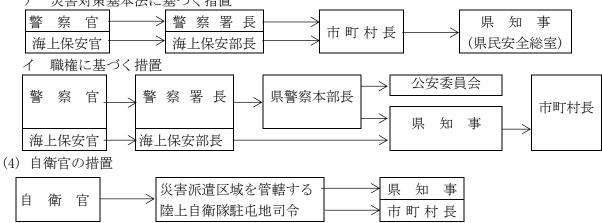
## (2) 県(生活環境部)の措置

県は、市町村又は他機関から避難の勧告・指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により 市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったため、自ら避難の勧告・指示を行った場合、さらには地すべり防止法又は水防法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は、第6節の災害広報により、広報を行なう。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警察官又は海上保安官の措置の報告系統

ア 災害対策基本法に基づく措置



# 第2 警戒区域の設定

# 1 警戒区域の設定権者

- (1) 市町村長(災害対策基本法第63条)
- (2) 警察官(災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条)
- (3) 海上保安官(災害対策基本法第63条)
- (4) 消防吏員又は消防団員(消防法第36条において準用する同法第28条)
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官(災害対策基本法第63条、(1)~(3)の者が現場にいない場

合に限る。)

(6) 知事(災害対策基本法第73条、 市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。)

# 2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

#### 3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知 し、避難等に支障のないように措置するものとする。

# 第3 避難の誘導

## 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

#### 2 避難指示等の伝達

市町村は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主 防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよ う体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

#### 3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

## 4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- 才 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者

ケペット

#### (2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

# 5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

#### 6 県の業務

県(生活環境部)は、被災地域市町村長から避難状況の情報を収集するなど状況を把握するとともに、災害救助法適用市町村長から、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達の要請があった場合は、第13節「緊急輸送対策」により車両等を確保するものとする。

- ・災害救助法による避難輸送の範囲
- (1) 被災者自身を避難させるための輸送

ア 災害によって被害を受けた者

イ 災害によって被害を受けるおそれのある者(市町村長等の指示による避難に限る。)

(2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

# 第4 災害時要援護者対策

#### 1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮 する。

## (2) 在宅者対策

市町村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自 主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

県及び市町村は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

### 2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導する とともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。 また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

#### (2) 在宅者対策

市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難 誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

# (3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。 必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

# 第5 広域的な避難対策

## 1 県内市町村間の避難調整

#### (1) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

## (2) 被災市町村の役割

被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

## 2 県外避難の調整

県は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

#### 3 病院、社会福祉施設等の災害時要援護者の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に 連携して、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に 応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

# 第11節 避難所の設置・運営

(生活環境部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、自衛隊、 防災関係機関、(社)福島県警備業協会、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他季節の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

# 第1 避難所の設置

## 1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として市町村が実施するものとする。
- (2) 市町村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、被災市町村で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、被災市町村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

#### 2 市町村長の措置

市町村長は、市町村地域防災計画にあらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、市町村はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告 し、必要帳簿類を整理するものとする。

- 開設報告事項
- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 筒所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み
- (2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器 及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。)
- カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

#### (4) 県有施設の利用

県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時収容するため、県有施設の一部を提供するものとし、 施設管理者は、市町村長が行う収容活動に協力する。

なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、市町村長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市町村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、 公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

#### 3 県の措置

県(生活環境部)は、被災地域市町村長から避難状況、収容を要する人員及び収容状況の報告を 受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認するものとする。

また、野外収容施設の設置を要する場合において、市町村長から要請があった場合は、土木部へその仮設又は技術指導を要請するものとする。

## 第2 避難所の運営

## 1 避難所運営の主体

- (1) 避難所には、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うために必要な市町村職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。なお、県警察本部は、避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、(社)福島県警備業協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。
- (2) 市町村長は、町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務 分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市町村や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市

町村は避難所の運営を行う。

(6) 県は、避難所の運営状況について市町村と連絡調整を密に行い、避難所運営の優良事例を他の避難所に積極的に提供し、避難所運営の改善を促進する。

#### 2 住民の避難先の情報把握

市町村は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

#### 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1)設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット

カ 仮設トイレ

イ 間仕切り用パーティション

キ テレビ・ラジオ

ウ 冷暖房機器

ク インターネット情報端末

工 洗濯機・乾燥機

ケ 簡易台所、調理用品

オ 仮設風呂・シャワー

コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、 また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権 に配慮した環境作りに努める。

## 4 災害時要援護者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の災害時要援護者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

さらに、市町村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要援護者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア (相談)を行うものとする。

(4) 施設・設備の整備

市町村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の災害時要援護者に 配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

## 5 指定避難所以外の被災者への支援

市町村は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の 施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給すると ともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めると ともに、特に災害対策活動の拠点となる施設(市町村庁舎等)に避難した者については、各種の支 援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

# 第12節 医療(助産)救護

(生活環境部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県病院協会、福島県看護協会)

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療(助産)救護活動を施す必要がある。

# 第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

県(保健福祉部)は、医療救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を県民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

保健福祉事務所は、市町村及び郡市地区医師会、郡市地区歯科医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県(保健福祉部)に速やかに報告する。この場合において、医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、市町村の防災行政無線により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、市町村などの関係機関に伝達するとともに、 報道機関等を通じて県民に情報提供する。

# 第2 医療(助産)救護活動

県、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班を編成し、被災地内で医療(助産)救護活動を行うとともに、福島県心のケアマニュアルに基づき、心のケア活動を実施する。

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

# 1 県 (保健福祉部)

(1) 県は、医療(助産) 救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。 ア 避難所(福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要援護者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。)

イ 災害現場

ウ 医療機関

- (2) 県は、市町村から医療(助産) 救護に関する協力要請があったとき、又は医療(助産) 救護を 必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災 害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を 要請する。
- (3) 災害派遣医療チーム (DMAT) の業務内容
  - ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
  - イ 各DMAT本部における統括及び本部業務
  - ウ 被災地内病院における診療等(病院支援)
  - エ 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等(現場活動)
  - オ 被災地内における患者搬送、診療(域内搬送)
  - カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設(ス

テージングケアユニット: SCU) での診療、施設の運営及び被災地外への広域搬送(広域搬送)等

- (4) 医療救護班の業務内容
  - ア 診療(死体検案・身元確認を含む。)
  - イ 応急処置、その他の治療及び施術
  - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
  - エ 薬剤又は治療材料の支給
  - オ 医療施設への搬送要否(主に重症患者)の決定
  - 力 看護
  - キ その他医療救護に必要な措置
- (5) 県は、災害対策本部救援班への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の派遣調整等を行う。

## 2 市町村

- (1) 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ郡市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 市町村は、災害救助法が適用された後に医療(助産)救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

#### 3 その他の機関

- (1) 日本赤十字社福島県支部
  - ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を行うものと する。なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、 若しくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤 十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。
  - イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十 字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。
  - ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、当県支部と同様の取扱いとする。
- (2) 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県看護協会
  - ア 福島県医師会、福島県歯科医師会及び福島県看護協会は、県(保健福祉部)及び市町村から協力要請があり、その必要を認めたときは、郡市地区医師会、地区歯科医師会及び看護協会支部に救護活動を要請する。
  - イ 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。
- (3) 福島県薬剤師会

福島県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所において医薬品の管理と調剤を行う。

# 第3 傷病者等の搬送

#### 1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定
  - ア 医療救護班の班長は、医療(助産)救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する 必要があるか否か判断する。

# (2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災へリコプターを手配する。また、自衛隊等に 対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次 保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

- イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災へリコプターにより 実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経 路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

#### 2 医療スタッフ等の搬送

県及び市町村は、医療(助産)救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

# 第4 医薬品等の確保

#### 1 県 (保健福祉部)

- (1) 県は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により市町村、医療機関等から医薬品等の供給要請があった場合は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会との委託契約に基づき、卸幹事営業所に供給要請を行うとともに、数量が不足するなどの不測の事態が発生した場合には、二次的供給にあたるその他の営業所に供給要請を行うものとする。
- (2) 県は、災害発生後医薬品等の薬事営業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医薬品等の調達に努める。
- (3) 県は、状況に応じ、県立病院等が所有している医薬品等の活用に努める。

#### 2 市町村

市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

#### 第5 血液製剤の確保

県(保健福祉部)は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- 1 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、県民の献血による血液の確保に努める。
- 2 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣 を要請する。

# 第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県(保健福祉部)及び市町村は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

# 第7 広域的救護活動の調整

県(保健福祉部)は、災害発生時における医療(助産)救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県内他地域又は県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

# 第13節 緊急輸送対策

(総務部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、 各道路管理者、(社)福島県トラック協会、(社)福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会)

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。 このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるように しておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮 して輸送活動を行うことが求められる。

# 第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊 急輸送活動の対象を広げていくものとする。

# 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む)
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理(埋葬を除く)のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

### 2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員 等初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
  - 第1段階に加え、
  - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
  - 第2段階に加え、
  - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
  - イ 生活必需品
- 3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

## 第2 緊急輸送路等の確保

#### 1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章 第9節緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路 線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

## 2 陸上輸送拠点の確保

県(生活環境部)及び市町村は、県倉庫協会との災害時応援協定による民間倉庫や、あらかじめ 指定した広域陸上輸送拠点及び市町村物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さ ばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

#### 3 緊急支援物資等受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者(県土木部)は、地震災害時の緊急支援物資や資材等の海上輸送を円滑に 行うため、岸壁や荷役施設、野積場等の港湾機能を速やかに確保する。

また、市町村及び県(生活環境部)は、東北運輸局福島運輸支局、倉庫事業者等の協力を得ながら、受入れ港周辺の荷捌、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

#### 4 緊急支援物資等受入れ空港の確保

物資受入れ空港の管理者(県土木部)は、災害時の緊急支援物資や資材等の航空輸送や、災害派 遣医療チーム等の受入れを円滑に行うため、福島空港の機能を速やかに確保する。

#### 5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び市町村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

## 第3 輸送手段の確保

#### 1 県の確保体制

県の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

(1) 車両の確保

## ア 県有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用するものとする。

さらに、車両が不足する場合においては、総務部(文書管財総室)において集中して管理している車両を利用するものとする。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、管轄警察署に事前届出の申請を行い、緊 急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

### イ 外部への協力要請

- (ア) 生活環境部(生活環境総室)は、あらかじめ締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき、(社)福島県トラック協会に対して緊急・救援輸送を要請する。
  - (社)福島県トラック協会は、「緊急輸送実施要綱」に基づき、緊急輸送対策本部を設置し、

トラック協会各支部の協力により災害時の緊急・救援輸送を行う。 また、(社)福島県バス協会加盟のバス事業者に対して協力要請を行う。

- (イ) 各防災担当総室は、関係業者(特殊車両等保有業者)に対して、保有する特殊車両等についての利用について協力要請を行う。
- (ウ) 生活環境部(県民安全総室)は、陸上自衛隊に対する派遣要請を行う。
- (2) 船舶の確保
  - ア 県有船舶の利用 (農林水産部生産流通総室、土木部河川港湾総室)
  - イ 県漁業協同組合連合会に対する漁船の協力要請(農林水産部生産流通総室)
  - ウ 東北運輸局福島運輸支局に対する調達・あっせんを依頼(生活環境部県民安全総室)
  - エ 福島海上保安部への応援要請(生活環境部県民安全総室)
- (3) 航空機 (ヘリコプター) の確保
  - ア 県消防防災へリコプターの利用(生活環境部県民安全総室)
  - イ 県警察保有のヘリコプターの利用 (警察本部)
  - ウ 陸上自衛隊への派遣要請(生活環境部県民安全総室)
  - エ 第二管区海上保安本部への応援要請(生活環境部県民安全総室)
  - オ 民間ヘリコプター会社に対する協力要請(生活環境部県民安全総室)
- (4) 鉄道車両の確保

鉄道機関に対する協力要請(生活環境部生活環境総室)

#### 2 市町村の確保体制

- (1) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。
- (2) 市町村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。
- 3 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

## 第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

県警察本部及び道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県 (災害対策本部)に集約し、輸送にあたる運送事業者に交通情報を提供する。運送事業者において も、実走に基づく通行可能な道路の情報を県に情報提供し、情報の共有を行う。

# 第14節 警備活動及び交通規制措置

(警察本部、福島海上保安部)

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、県民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

## 第1 警備活動

#### 1 警備体制

(1) 職員の招集

県警察本部は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部等の設置

県警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

(3) 広域緊急援助隊の運用

県警察本部は、被災状況の全体把握に努めるとともに、広域緊急援助隊(被災都道府県警察本部の要請により出動し、被災情報、交通情報等の収集・伝達及び救出救助活動並びに緊急輸送路の確保、緊急輸送車両の先導等の任務を行う部隊)の援助を必要と認めるときは、直ちに隣接(近接)都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

#### 2 警備活動

(1) 災害情報の収集

県警察本部は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

県警察本部は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、 消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市町村等と緊密な連携の下、被災地域、災害 危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 死体見分

県警察本部は、市町村等と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意 し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

県警察本部は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

県警察本部は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯 組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。 (7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通 規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

県警察本部は、市町村等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

県警察本部は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における 各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が 円滑に行われるよう必要な支援を行うものする。

## 第2 交通規制措置

## 1 被害状況の把握

交通情報の収集

県警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

## 2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

県警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交 通路の確保を図るものとする。

- ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を 実施する。
- イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的 に行うものとする。
- ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

## (2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

# 150 道路の技技又は交通の技能により特別の必要がある場合にあっては、 対水の子法の3倍まであるとは、 対水の子法の3倍まで拡大し、又は対水の子法の3分の・まで稀小ものことができる。 TI 縁線及び区分譲を着生、 <u>.</u>... #4 ㅂ 行 电影は、文字、磁器反びDの計及び枠を売用、指を出卸鉄及び外のでの形式の器の人のは、 は及び区の課金をは、しょる。 よる。 とのの反のの単位は、セン 胀 阻 IJ MIN お海 31 29

#### ※「標示」の様式(災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2)

# イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

#### ウ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

#### 工 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバー をはじめ居住者等に広く周知するものとする。

## (3) 緊急通行車両に係る確認手続

#### ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策 を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)。

#### イ 確認手続き

知事又は公安委員会(警察本部又は最寄りの警察署)は、車両の使用者の申出により、当該 車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と 確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するもの とする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書 については、当該車両に備え付けるものとする。



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(申両)番号」、「有効期限して、「月」及び上口上の文字を黒色、登録(申両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号					年 月	日	
	緊	急通行	車両確	認証明書			
				矢	đ	事即	
				公安委員会 🛈			
番号標に	表示						
されている	番号						
車両の用途(	(緊急)						
輸送を行う車	両にあ						
っては、輸送	人員又						
は品名)							
使 用 者	住所						
				(	) )	司	番
	氏名						
	rt±						
通 行 日	時						

## (4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

- ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図る ため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通 行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うものとする。
- ウ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請 があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。
- エ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、そ の趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

#### 3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

# 第3 海上警備活動等

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船 艇及び航空機等により、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において監視・警戒を行う。

# 第15節 防疫及び保健衛生

(保健福祉部)

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所 あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神 保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

## 第1 防疫活動

## 1 県の業務

(1) 防疫体制の確立

県(保健福祉部)は、災害防疫対策本部を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

- (2) 健康診断
- (3) 患者等に対する措置
  - ア 就業制限
  - イ 入院の勧告、措置、退院
  - ウ 入院患者の医療
  - 工 移送
  - オ その他の手続き
- (4) 消毒その他の措置
  - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令、指示
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示、実施
  - ウ 物件に係る措置の命令、指示、実施
  - エ 死体の移動制限等
  - オ 生活の用に供される水の使用制限等
  - カ 建物に係る措置
  - キ 交通の制限又は遮断の措置
  - ク その他の手続き
  - ケ 臨時の予防接種の命令、実施
- (5) 報告

ア 被害状況の報告

知事は、被害の状況、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、管内市町村の状況を取りまとめて速やかに厚生労働省に報告する。

イ 防疫活動状況の報告

知事は管内市町村の報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに防疫活動状況報告 (昭和45年5月10日衛発第 302号公衆衛生局長通知様式(2)に記載する事項を毎日厚生労働省へ報告 する。

## 2 市町村の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、 推進に当たる。

## (2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

## (3) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

#### (4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

#### (5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続 する。

- イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情 に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水 の衛生的処理について指導を徹底する。

### (6) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

#### (7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

#### (8) 報告

## ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

#### イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告(昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5)に記載する事項を毎日知事へ報告する。

## 第2 食品衛生監視

## 1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県(保健福祉部)は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、当該地区に派遣する。派遣された食品衛生監視班は、管轄保健福祉事務所長指揮のもとに活動を行う

ものとする。

#### 2 食品衛生監視班の編成及び指揮

当該地区の管轄保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

#### 3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

## 第3 栄養指導

## 1 栄養指導班の編成及び派遣

県(保健福祉部)は、災害の状況により栄養指導班を編成し、災害地に派遣する。

#### 2 栄養指導活動内容

- (1) 炊き出し、給食施設の管理指導
- (2) 患者給食に対する指導
- (3) その他栄養補給に関すること

## 第4 保健指導

県(保健福祉部)・市町村の保健師・管理栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

# 第5 精神保健活動

#### 1 精神科医療体制の確保

県(保健福祉部)は、災害の状況に応じ、被災地に精神科救護所を設置し、精神科医療チームを 派遣して精神科診療体制を確保する。

#### 2 被災者のメンタルヘルスケア

県(保健福祉部)及び市町村は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ精神科医療チームを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

## 3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県(保健福祉部)は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制 を確保する。

# 第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

# 1 県 (保健福祉部)

(1) 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

ア 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の

確保を図る。

- イ 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理 ・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。
- (2) 調達計画
  - ア 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
  - イ 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

#### 2 市町村

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

## 第7 動物(ペット)救護対策

- 1 県(保健福祉部)の業務
  - (1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国(環境省)、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
  - (2) 保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。

# 第16節 廃棄物処理対策

(生活環境部、市町村)

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、 生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

## 第1 ごみ処理

#### 1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定 される。

市町村(関係一部事務組合を含む。以下この節において同じ。)においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

## 2 収集体制の確保

市町村は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による 人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援 を求め場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものと する。

このため、市町村は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

#### 3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、市町村は、第一にその体制の確立を図る。

## (2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、 その処理が困難となる場合が想定されるので、市町村は必要に応じて生活環境保全に支障のない場 所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

## (3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、市町村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、 排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、 市町村が収集処理を行う。

## 第2 し尿処理

#### 1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、 市町村は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる

限り早急に収集処理を行う必要があるので、一時的には、処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

#### 2 収集体制の確保

市町村の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市町村は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース 業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られる よう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

#### 3 処理対策

#### (1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

#### (2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずるものとする。

## 第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

## 1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、強いては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

#### 2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に 影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。 なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県(環境保全総室)に報告する。

## 第4 応援体制の確保

市町村は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県(環境保全総室)に支援を要請するものとする。また、県は、市町村からの要請あるいは客観的な判断のもとに 近隣市町村からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、県及び市町村は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し 尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

# 第17節 救援対策

(生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、水道事業者、 水道用水供給事業者、東北農政局福島地域センター)

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施にあたっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、 市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

# 第1 給水救援対策

## 1 飲料水供給の概要

市町村は、県(保健福祉部)及び国の協力を得ながら災害による被災者に対しておおむね当初、 最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50~ 100リットル、3~4週目は150~200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。 発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

#### 2 飲料水の応急給水活動

(1) 市町村の対策

ア 市町村は、給水班を組織し応急給水を実施する。

- イ 市町村は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水 等を活用して応急給水を実施する。
- ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。
  - (ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
  - (イ) 指定避難所等における「拠点給水」
  - (ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」
- (2) 県(保健福祉部)の対応

県は、被災市町村の給水状況及び必要応急給水量を把握し、必要に応じ他の市町村水道事業者及 び国の救援について、連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 水道事業者の対策

水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市町村が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

#### 3 生活用水の確保

県、市町村及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

## 第2 食料救援対策

## 1 対応の概要

市町村及び県は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を

調達し、被災者等に対して供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北農政局福島地域センターなどと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## 2 調達及び供給

- (1) 県(農林水産部、商工労働部、生活環境部)の措置
  - ア 県 (農林水産部) は、「災害時における米穀の確保及び供給に関する協定」を締結しており、 市町村の要請に基づき、広域的な調達能力を有する米穀の販売業者に対し、保有精米の供給を 要請する。
  - イ 県 (農林水産部) は、災害の状況その他必要に応じ、農林水産省総合食料局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米の供給を要請する。
  - ウ 県(農林水産部)は、「災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき全国農業協同 組合連合会福島県本部、及び広域的な調達能力を有する販売業者等に食料の調達を要請する。 さらに、県(商工労働部)は、協定等に基づき広域的な調達能力を有する販売業者等に、県 (生活環境部)は、福島県生活協同組合連合会に、食料の調達を要請する。

#### (2) 市町村の措置

市町村は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食糧と併せて被災者等に 供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適 温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の災害時要援護者への配慮等、質 の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

#### 3 協定に基づく応急物資の調達

県(生活環境部)は、災害の状況その他に応じ、「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」等に基づき関係都道府県に対し、食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

## 第3 生活必需物資等救援対策

#### 1 供給方針

市町村及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県 支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等災害時要援護者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

## 3 生活必需物資等の調達及び供給

(1) 県(商工労働部)の措置

県(商工労働部)は、市町村の要請に基づき、広域の調達力を有する販売業者等から協定等により生活必需物資等を調達するなどして、市町村への円滑な供給を図る。

この場合において、県生活環境部も、福島県生活協同組合連合会との連絡調整を行い、生活必需物資等の供給を実施する。

(2) 市町村の措置

市町村は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

## 4 被災者への給与

避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

# 第4 支援物資等の支援体制

県は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努め、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないよう、連絡・配送体制を整備することに努める。

## 第5 義援物資及び義援金の受入れ

## 1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

県(保健福祉部)及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び市町村の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

県は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、 受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、 物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、上記の受入を辞退することについては、県のホームページや報道機関を通じて、速やかに 公表するものとする。

#### 2 義援金の受入れ

県(保健福祉部)及び市町村は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

# 第18節 被災地の応急対策

(知事直轄、生活環境部、土木部、福島財務事務所、日本銀行福島支店、 福島海上保安部、市町村、(社)福島県建設業協会、(社)プレハブ建築協会)

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去する とともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関 による応急金融措置を実施する。

# 第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

(1) 建築物応急危険度判定士等の養成

県(土木部)は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の 応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂 災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等 を迅速かつ効果的に活用するための制度(ボランティア登録制度等)づくりを行うものとする。

(2) 市町村は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある 建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物 の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

## 第2 障害物の除去

#### 1 住宅関係障害物の除去

- (1) 実施機関及び方法
  - ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合 は、市町村長がその障害物の除去を行うものとする。
    - (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
    - (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
    - (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
  - イ 第一次的には、市町村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県(所轄の建設事務所)に派遣(応援)要請を行うものとする。
  - ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、(社)福島県建設業協会(以下この節において「県建 設業協会」という。)からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の除去

## ア対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、台所、便所等) に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができな いものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

## 工 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア〜エにおいて適切な実施が困難な場合には、県知事は、厚生労働大臣に協議し、その 同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### 2 道路における障害物の除去

- (1) 実施機関及び方法
  - ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
  - イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所 有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

# 3 河川における障害物の除去

- (1) 実施機関及び方法
  - ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法 に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
  - イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
  - ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

# 4 港湾・漁港の航路等における障害物の除去

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部等に報告するとともに、 障害物除去等に努めるものとする。
- (2) 福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。

#### 5 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には市町村(関係事務組合を含む。)の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、市町村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、 所有者との間に補償(使用)契約を締結するものとする。

#### 6 関係機関との連携

- (1) 県(土木部)は、国の出先機関、市町村、県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。
- (2) 県(建設事務所)は、県建設業協会(支部)の協力により調達された資機材等の集積場所又は 人員の集合場所は、所轄の建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示す るものとする。
- (3) 県は、市町村等から住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請が

あったときは、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

# 第3 災害相談対策

## 1 臨時災害相談所の開設

県(知事直轄、生活環境部)及び市町村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市町村は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

県においては、各地方振興局(災害対策地方本部)が、関係部局及び関係機関の協力を得て行う ものとする。

## 2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

#### 3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)。
- (4) その他住民の生活に関すること。

## 第4 応急金融対策

## 1 日本銀行福島支店の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずるものとする。

なお、被災地における損傷銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、日本銀行福島支店又は被災地所在金融機関が緊急に現金を輸送 し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活 用を図るものとする。

また、現金の輸送に際しては社会不安等を生じさせることのないよう、県警察本部等の協力のもと、その安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 金融機関の業務運営の確保

必要に応じ、営業時間の延長及び休日臨時営業を行うとともに、金融機関相互の申し合わせ等により、同様の措置を取るよう指導するものとする。

また、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行うものとする。

(4) 金融機関による非常金融措置

被災者の便宜を図るため、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置を取り得るようあっせん、指導を行うものとする。

- ア 預金通帳を滅(紛)失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取 扱いを行うこと。
- ウ 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立 てができること。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。
- エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。
- オ 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。
- カ 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等の措置を取ること。

#### (5) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、(3)金融機関の業務運営の確保及び(4)金融機関による非常金融措置については、福島財務事務所等関係行政機関と協議の上、これを行うこととし、また、金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

# 第19節 応急仮設住宅の供与

(生活環境部、土木部、市町村、(社)プレハブ建築協会、(社)福島県宅地建物取引業協会)

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し 、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

# 第1 応急仮設住宅の建設

# 1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、市町村と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を市町村長に委任することができるものとする。
- (3) 市町村は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 県(土木部)及び市町村は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、(社)プレハブ建築協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

## 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

- イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制 限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

#### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村長の協力を求めて行うものとする。 ただし、県は状況に応じて当該市町村長に事務委託することができるものとする。

- (3) 規模・構造及び費用
  - ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル(9坪)とする。
  - イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指す。
  - ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

#### (4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。 なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、 保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものと

する。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅敷地内空地
- ウ公園、緑地及び広場
- 工 県有施設敷地内空地
- オ 国・市町村が選定供与する用地
- カ その他の適地

現在、県(土木部)においては、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」に基づき、 毎年1回調査を実施し、応急仮設住宅の建設可能地の把握を行っている。

#### (5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域 内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅 介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

- (7) 着工及び完成の時期
  - ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

# 第2 借上げ住宅等の提供

# 1 借上げ住宅の提供

県は、必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が 予想される場合等の事情がある場合は、公営住宅や(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃 貸住宅を提供することができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準 じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため 地域単位での入居なども検討すること。

## 2 公営住宅等のあっせん

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第3 住宅の応急修理

## 1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、市町村と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は応急修理を市町村長に委任することができるものとする。

## 2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ウ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと
- エ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者(世帯)については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること(大規模半壊の住家被害を受けた者(世帯)は除く。)
  - (ア) (収入額) ≦500万円の世帯
  - (イ) 500万円<(収入額)≦700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
  - (ウ) 700万円<(収入額)≦800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
- (2) 修理の範囲と費用
  - ア 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分 であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理
- イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。
- (3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了するものとする。

# 第20節 死者の捜索、遺体の処理等

(生活環境部、保健福祉部、警察本部、福島海上保安部、市町村)

県又は市町村は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

# 第1 全般的な事項

# 1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ 速やかに対応する必要がある。

# 2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

警察本部は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県内の医師会及び県内歯科医師会等との協力体制の整備を図っておくことが重要である。

県(保健福祉部)が派遣した医療救護班においても、検案業務を行うことになっている。

#### 3 広域的な遺体処理体制の整備

市町村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

この場合において、県(保健福祉部)は、民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な 支援体制の調整を行い、市町村を支援する。

# 第2 遺体の捜索

## 1 捜索活動

(1) 市町村は、県(保健福祉部)、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。

この場合において、市町村は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船艇及び航空機等により捜索する。

## 2 災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の 事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要する役務、機械、器具等について 現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 3 市町村以外の機関の対応

県(保健福祉部)及び消防機関は、市町村の実施する遺体捜索活動を支援する。

## 第3 遺体の収容

## 1 遺体の搬送

警察官又は海上保安官による検視及び医師(医療救護班)による検案を終えた遺体は、市町村が 県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

#### 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所(安置所)の開設

市町村は被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、 必要器具(納棺用品等)を確保する。

(2) 遺体の収容

市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

#### 3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

- (1) 災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。
  - ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理(原則として医療救護班によって行う。)
  - イ 遺体の一時保存
  - ウ 検案・身元確認 (原則として医療救護班によって行う。)

#### 4 県警察本部及び福島海上保安部の対応

(1) 遺体の検視

警察官又は海上保安官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(2) 遺体の搬送

市町村が実施する遺体の搬送活動に協力する。

## 第4 遺体の火葬・埋葬

#### 1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、市町村が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、市町村は、 火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に 引き渡すものとする。

## (2) 火葬場の調整

ア 市町村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の 市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分 に努める。

イ 市町村は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の 搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

- 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、以下の基準で実施するものとする。
  - (1) 火葬・埋葬は原則として当該市町村内で実施する。
  - (2) 遺体が他の市町村(法適用地外)に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施(費用は県負担)するものとする。
  - (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。
  - (4) 費用·期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者 に支給するものとする。

- (ア) 棺(付属品を含む)
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨つぼ又は骨箱
- イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 第5 災害弔慰金の支給

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、当該市町村の 条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

## 1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

#### 2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度と して支給する。

# 第21節 生活関連施設の応急対策

(保健福祉部、土木部、水道事業者、水道用水供給事業者、下水道事業者、東北電力(株)、(社)福島県電設業協会、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、(社)福島県エルピーガス協会、東北経済産業局、関東東北産業保安官監督部東北支部、各鉄道事業者、東北運輸局、東日本電信電話(株)、各放送事業者、東北総合通信局、工業用水道事業者)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活 の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復 旧を図るための対策を確立するものとする。

## 第1 上水道施設等応急対策

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、災害発生時における 応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

## 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中枢となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

#### 2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかに して要請するものとする。

県(保健福祉部)は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整をするものとする。

#### 3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

## 第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

## 1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

#### 2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

# 3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

#### 4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

## 第3 電力施設等応急対策

#### 1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応 じ、災害対策組織を設置するものとする。

#### 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

## 3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通
- (2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その 他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

# 4 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。
  - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
  - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業 所に通報すること。
  - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
  - エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
  - オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

- カ その他事故防止のため留意すべき事項。
- (2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

## 5 被害状況の把握(情報収集)

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上 位機関災害対策組織に報告するものとする。

- (1) 一般情報
  - ア気象、地象情報
  - イ 一般被害情報
    - 一般公衆(住民)の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報
  - ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)
  - エ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (2) 会社被害情報
  - ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況
  - イ 復旧の状況と見通し
  - ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
  - エ 従業員の被災状況
  - オ その他災害に関する情報

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

#### 7 復旧計画等

- (1) 災害対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。
  - ア 復旧応援要員の必要の有無
  - イ 復旧要員の配置状況
  - ウ 復旧資材の調達
  - エ 復旧作業の日程
  - オ 仮復旧作業の完了見込み
  - カ その他必要な対策
- (2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中枢となる官公署庁舎等 を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

## 第4-1 ガス施設〔都市ガス〕応急対策

1 災害対策本部

ガス漏えい又は導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための供給停止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらか じめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するととも に、次に掲げる備品等を通常から整備しておくものとする。

- (1) ファックス等の通信機器
- (2) 被害状況連絡表
- (3) 需要家リスト
- (4) 導管図等所要設備資料

#### 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。 なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、 出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。
- (2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、その事態が「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」((社)日本ガス協会)に基づき要員の応援を要請するものとする。

## 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生し、ガスの供給を停止する場合は、需要家の不安の除去に重点をおいて広報活動を行うものとする。

#### 4 被害状況の把握(情報収集)

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

## (1) 一般情報

ア 供給区域の気象に関する情報の収集

- (ア) 地方気象台からの気象情報
- (イ) 事業所等、周辺の状況の把握
- イ 一般被害状況に関する情報の収集
  - (ア) 一般住民の家屋被害情報、人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
  - (イ) 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)
  - (ウ) その他災害に関する情報(交通状況等)
- (2) 設備の被害情報

ア ガス送出能力に係る設備の被害情報

イ ガス導管網の被害状況

## 5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

また、被害状況から供給継続の可否を総合的に判断できるよう供給停止判断のための基準等をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、供給停止の際の具体的な措置は次のとおりとする。

- (1) 製造を停止し、ガスホルダー、主要な中圧導管、整圧器等を緊急遮断して送出を停止する。
- (2) 二次災害の発生を防止するため、中圧導管内の残留ガスの減圧を行う。
- (3) 需要家への供給停止及びメーターガス栓閉止依頼の広報を行う。

#### 6 復旧作業等

- (1) 災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
  - ア 被害状況の概要
  - イ 復旧応援要員の要請
    - (ア) 救援を必要とする作業内容
    - (4) 要員
    - (ウ) 資機材及び工具車両
    - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
  - ウ 復旧作業の日程
  - エ 仮復旧の見通し
  - オ その他必要な対策
- (2) 復旧作業計画の策定、中圧以上の復旧作業、供給操作等は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

## 第4-2 ガス施設〔簡易ガス〕応急対策

#### 1 災害対策本部

ガス漏えい又は導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

# 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。 なお、基準策定に当たっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、 出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。
- (2) 社員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援実施要領」((社)日本簡易ガス協会東北支部)に基づき要員の応援を要請するものとする。

## 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRに努めるとともに、災害時においては、広報車等を通じて二次災害防止等の広報を行うものとする。

## 4 被害状況の把握(情報収集)

災害が発生したら、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況によりガスの供給停止の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

- (1) 設備の被害情報
  - ア 特定ガス工作物に係る被害状況
  - イ ガス導管網の被害状況
- (2) 需要家からの情報
  - ア 供給地点の気象に関する情報の収集
  - イ 需要家の家屋被害情報
- (3) 一般情報
  - ア 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
  - イ その他災害に関する情報(交通状況等)

#### 5 災害時における緊急措置

ガス需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、被害状況から供給の継続が困難と判断された場合、警察、消防機関等から危険予防措置の要請があった場合等には、災害対策本部長は、供給停止等の措置を講ずるものとする。

#### 6 復旧計画等

- (1) 災害対策本部は、各設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕 6 の(1) に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
- (2) 復旧作業に日数を要する場合は、容器等による仮供給を行うものとする。
- (3) 復旧作業計画の策定は、被災事業者独自の供給形態、地域特性に依存するところが大きいため、 原則として被災事業者が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策 本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (4) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)に同じ。

## 第4-3 ガス施設〔LPガス〕応急対策

## 1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、 巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置 を講じるものとする。

#### 2 (社)福島県エルピーガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合 又は会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措 置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

## 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接 PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

## 4 被害状況の把握(情報収集)

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握 し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

- (1) 需要家からの情報
  - ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集
  - イ 需要家の家屋被害状況
- (2) 一般被害状況に関する情報
  - ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等 の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
  - イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)
  - ウ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (3) 特定供給設備の被害情報

## 5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、前記〔都市ガス事業者〕6の (1) に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに 報告するものとする。
- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施

前記〔都市ガス事業者〕6の(3)に同じ。

## 第5-1 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕応急対策

#### 1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台支社対策本部

- (ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- (イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その 職務を代行する。
- (ウ) 班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

## イ 現地対策本部

- (ア) 現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。
- (4) 本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

## (2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

- ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。
- イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。
- ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。
- (3) 気象異常時の対応
  - ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及 び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
  - イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びSI値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。 〔運転規制基準及び運転規制 区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕
- (4) 旅客及び公衆等の避難
  - ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
  - イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれが ある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難 場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所 へ避難するよう案内する。
- (5) 消防及び救助に関する措置
  - ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
  - イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に 努める。
  - ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。
- (6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

- ア 迂回又は折り返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

#### 2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備

する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

# 第5-2 鉄道施設〔その他の民有鉄道事業者〕応急対策

県内のその他の民有鉄道事業者は、重大事故その他風水害、火災等の災害発生時における旅客の 安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害応急処理規程等の定めるところにより、東日本 旅客鉄道(株)に準じて応急対策を実施するものとする。

# 第6 電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

### 1 電話(通信)の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、市(本部)及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

## 2 電話(通信)の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器 (無線機器、移動電源装置等) の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握
- (2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧
- (3) 応急復旧対策

- ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。
  - (7) 応急復旧工事
    - a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
    - b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
  - (4) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

- (ウ) 本復旧工事
  - a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
  - b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事
- イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位に したがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul> <li>○ 気象機関に設置されるもの</li> <li>○ 水防機関に設置されるもの</li> <li>○ 消防機関に設置されるもの</li> <li>○ 災害救助機関に設置されるもの</li> <li>○ 警察機関に設置されるもの</li> <li>○ 防衛機関に設置されるも</li> <li>○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの</li> </ul>
2	<ul> <li>         づスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの         <ul> <li>水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>選挙管理機関に設置されるもの</li> <li>別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</li> </ul> </li> <li>         預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの         <ul> <li>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの</li> <li>(第1順位となるものを除く)</li> </ul> </li> </ul>
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

# 第7 放送施設等応急対策

#### 1 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

### 2 ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、 放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

#### 3 福島テレビ

災害が発生した場合は、非常事態対策要綱に基づき、県民に必要な情報を伝達する放送の公共的 使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置 き、非常時情報を放送するために対応する。

#### 4 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、FCT非常事態対策要綱に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部はあらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取るものとする。

系列局との連携を密にし、災害時においては相互協力のもとに放送施設の機能回復及び災害放送の継続に努める。

# 5 福島放送

非常災害が発生した場合は、非常対策規定に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

### 6 テレビユー福島

非常災害時放送対策要綱に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常 災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

### 7 エフエム福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき速やかに必要な措置をとる。 なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応 急復旧活動に努める。

# 第8 工業用水道施設等応急対策

工業用水道事業者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査等を実施し、次により工業用水道施設の復旧対策を行うものとする。

### 1 的確な情報伝達・広報活動

施設の被災状況や復旧見込み等について、速やかに工業用水使用企業や関係機関等に対して情報 の提供を行う。

### 2 要員の確保

緊急時の配備体制により応急復旧に必要な要員の確保を図る。

# 3 応急復旧用資機材の備蓄品の活用と確保

応急復旧工事に必要な資機材の備蓄品の活用と優先調達を図る。

### 4 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場などの施設毎に、次の事項等を内容とした復旧計画を策定する。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保

# 第22節 文教対策

(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会)

県・市町村教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

# 第 1 児童生徒等保護対策

### 1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。 ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。 また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を 判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

# 第2 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、 教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

## 2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害 状況を把握し教育委員会等に報告する。

### 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関

する相談窓口を開設する。

(4) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

### 4 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断する ことを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応について も検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開 を図る。

この場合、県教育委員会は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図る。

### 5 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった 場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別)に参集する。

### ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を 確認し、人員を掌握する。

### イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育庁義務教育課、高校教育課、特別支援 教育課を通じて教育総務課に報告する。

### ウ 県教育委員会の指示

教育総務課においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校に対しては高校教育課、特別支援教育課を通じて、市町村教育委員会に対しては教育事務所を通じて、教員の配置等適宜指示連絡をする。

### エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

#### (2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど の対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
<ol> <li>校舎の一部が使用不能の場合</li> <li>校舎が全部被害を受けた場合</li> </ol>	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。 a 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこ	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTAの適当なものの協力を求めること(退職教員等)。
3 特定の地域 全体について 相当大きな被 害が発生した 場合	と。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。 a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	欠員(欠席)が多数のため、b、c の方途が講じられない場合は県教育 委員会に要請して県において配置するよう努めること。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調 査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他
4 県内全域に 大きな被害が 発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民 館等の公共施設を利用すること 。	県の協力を要請するかについて考慮 しておくこと。

## 6 学用品の確保のための調査

- (1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。
- (2) 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するために、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずる。

# 7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、市町村の防災担当部局、県教育委員会及び市町村教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市町村担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

### 8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、 カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

# 9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除する等の特別措置を講ずる。

### 10 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

# 第3 文化財の応急対策

建築物が被災した場合には、県(教育委員会)は、市町村教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- 1 被害が小さいときは、地元と連絡をとりあって応急修理を行う。
- 2 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- 3 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。 なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び 整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、五輪塔などの石造建物には崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、 復旧が可能であり、市町村を指導して保存の処置を進める。

# 第23節 災害時要援護者対策

(生活環境部、保健福祉部、市町村、県社会福祉協議会)

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「 災害時要援護者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場 面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな災害時要援護者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

# 第1 要援護者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、 災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に 沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っ ていく必要がある。

このため、被災市町村は、以下の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要援護者対策を実施する。

- (1) 災害時要援護者支援プランによる災害時要援護者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、 一人暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、要援護者の所在の把握に努 める。
- (2) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
  - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的 に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、すべての避難所を対象として、要援護者 の把握調査を開始すること。
- (4) 要援護者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、 食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。
- 2 県(保健福祉部)は、国(厚生労働省)との連携を図りながら、前記の市町村が行う措置について、他の都道府県及び市町村への応援要請等必要な支援を行う。

# 第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第10節避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、 近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

- 4 県(保健福祉部)及び市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
  - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
  - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
  - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

### 第3 障がい者及び高齢者に係る対策

県(保健福祉部)及び市町村は、避難所や在宅における一般の要援護者対策に加え、以下の点に 留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、 ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に 対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、 おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設 への緊急入所等必要な措置を講ずること。

# 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握

県(保健福祉部)及び市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発 見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県(保健福祉部)及び市町村に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 県(保健福祉部)及び市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

### 2 児童のメンタルヘルスケアの確保

県(保健福祉部)は、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談 所において、メンタルヘルスケアを実施する。

# 3 児童の保護等のための情報伝達

県(保健福祉部)及び市町村等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

# 第5 外国人に係る対策

### 1 避難誘導

市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

#### 2 安否確認

市町村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

### 3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市町村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布に行う。

この場合において、県(生活環境部生活環境総室)は、(財)福島県国際交流協会と連携して市町村を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県(生活環境部生活環境総室)及び市町村は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

#### 4 相談窓口の開設

県(生活環境部生活環境総室)は、(財)福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

また、市町村においても、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

# 第24節 ボランティアとの連携

(生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、市町村、 日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町 村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくこと に留意する必要がある。

# 第1 ボランティア団体等の受入れ

### 1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、県(災害対策本部)及び市町村は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市町村及び県単位に設置し対応に当たるものとする。

### 2 情報提供

県及び市町村は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努めるものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

県災害対策本部における総合的な窓口は生活福祉班が当たるが、各担当班においても積極的に窓口を設けて情報提供を行うものとする。

### 3 活動拠点等の提供

県及び市町村は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、県及び市町村において効率的な活用を図るものとする。

# 第3 ボランティア保険の加入促進

県、市町村は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、 積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

# 第25節 危険物施設等災害応急対策

(生活環境部、保健福祉部、警察本部、市町村、消防本部、福島海上保安部、(社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、福島県LPガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・ 財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための 対策を確立するものとする。

# 第1 危険物施設応急対策

### 1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、 あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中 止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態 勢を整えるものとする。

# 2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。 なお、動員基準の策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出 動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

### 3 被害状況の把握(情報収集)

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報
  - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
  - イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
  - ウ その他災害に関する情報(電気、水道、交通、通信等)

# 4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに 次の措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

# 5 県(生活環境部)、市町村その他防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

市町村長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、

その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

市町村、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

県は、必要に応じて他の消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請について考慮する。

(4) 避難

市町村長は、所轄警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への収容を行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災 危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

(6) 海上の危険物対策

福島海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

# 第2 火薬類施設応急対策

# 1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者(以下この項目において「関係事業者」という。)は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所(以下「施設等」という。)が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

### 2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応 するものとする。

### 3 被害状況の把握

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報(交通状況等)

# 4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあって

は、適切な防火措置を講じる。

- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県(生活環境部)、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。

復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで 回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

# 第3 高圧ガス施設応急対策

#### 1 出動体制

高圧ガス製造者(貯蔵所は含む)は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらか じめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するととも に、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

### 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。 なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、 出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。
- (2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

#### 3 被害状況の把握(情報収集)

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 製造設備、消費設備等の被害情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
  - ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
  - イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
  - ウ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (3) 気象に関する情報
  - ア 福島地方気象台からの気象情報
  - イ 事業所等、周辺の状況の把握

#### 4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のと おり定めておくものとする。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

(3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

# 第4 毒物劇物施設応急対策

### 1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

### 2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

### 3 被害状況の把握(情報収集)

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
  - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
  - イ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況)
  - ウ その他災害に関する情報(電気、水道、交通、通信等)

#### 4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健所等との関係機関と連携 を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
  - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。 イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業 員のほかは退避させる。
  - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
  - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
  - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

- (2) 火災発生の場合
  - ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
  - イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
  - ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。 なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱 し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを 発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・ 劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

- オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

### (3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、 被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

# 第26節 災害救助法の適用等

(生活環境部)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるとろにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害 救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

# 第1 災害救助法の適用

# 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県 知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の 実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされている。(法第30条 第1項)
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第24条~第27条)
  - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限(従事命令)
  - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
  - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、 又は物資を収用する権限(保管命令等)

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、 そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条の規定に基づき、 扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法26条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

### 2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。

(3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

# 第2 災害救助法の適用基準

#### 1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

(1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。 「施行令第1条第1項第1号〕

市	町村の区域	内の人口	住家滅失世帯数
		5,000人未満	3 0 世帯
5,	000人以上	15,000人未満	40世帯
15,	000人以上	30,000人未満	50世帯
30,	000人以上	50,000人未満	60世帯
50,	000人以上	100,000人未満	80世帯
100,	000人以上	300,000人未満	100世帯
300,	000人以上		150世帯

(2) 福島県の区域内の被害世帯数が、2,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。 [施行令第1条第1項第2号]

市	町村の区	域内の人口	住家滅失世帯数
		5,000人未満	15世帯
5,	000人以上	15,000人未満	20世帯
15,	000人以上	30,000人未満	25世帯
30,	000人以上	50,000人未満	30世帯
50,	000人以上	100,000人未満	40世帯
100,	000人以上	300,000人未満	50世帯
300,	000人以上		7 5 世帯

(3) 福島県の区域内の被害世帯数が、9,000世帯以上に達し、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数である場合。 [施行令第1条第1項第3号前段]

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては各市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。 〔施行令第1条第1項第3号後段〕
  - 例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等 の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
    - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、その ため特殊の技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。 〔施行令第1条第1項 第4号〕

- ア 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を 必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。
  - (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
  - (4) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方 法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体 的には次のような場合であること。
  - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
  - (4) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
  - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
  - a. 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
  - b. 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
  - c. 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

### 2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失(全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編のとおりである。

### 3 大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市町村から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

### 第3 災害救助法の適用手続き

### 1 市町村

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、市町村における被害が第 2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、当該市町村長 は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

### 2 県

- (1) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置 について、把握できる範囲において速やかに厚生労働大臣に情報提供するものとする。この場合 の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (2) 知事は、市町村長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに当該市町村長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、災害救助法の指定を完了した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、厚生労働大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行うものとする。
- (3) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法 適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を厚生労働大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は、文書により行うものとする。

### 3 救助の実施状況の記録及び情報提供

- (1) 救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、市町村においては県に、県においては災害救助法主管課に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。
- (2) 県においては、県及び市町村からの報告を取りまとめのうえ、厚生労働省に情報提供するものとする。

#### 4 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、厚生労働大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこと。
- (2) 市町村長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、速やかに厚生労働大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (3) 厚生労働大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により関係 市町村に連絡するものとする。

# 第4 災害救助法による救助の種類等

# 1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

# 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第44条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付につい

ては、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

# 第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

### 1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に 必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等 を発することができる。

### 2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用 令書を交付しなければならない。

### 3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、 そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴 う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を 補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

# 第27節 雪害応急対策

(知事直轄、総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、商工労働部、土木部、警察本部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部、各道路管理者、各鉄道事業者、各バス事業者、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、東日本電信電話(株)、東北電力(株)、郵便事業(株))

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、雪 害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため県 、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本 部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

# 第1 防災活動体制

# 1 応急対策

- (1) 道路交通確保対策
  - ア 市町村道路除排雪対策

各市町村は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排 雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、 「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

- ウ 一般国道13号及び49号並びに115号におけるブリザード(吹雪)時道路交通確保 ブリザード(吹雪)時等道路上における事故の発生が予測される場合において関係機関が講 ずる予防措置及び伝達系統措置について、関係機関は「一般国道13号及び49号並びに115号に おけるブリザード(吹雪)時道路交通確保のための対策措置要綱」に定める対策を講ずる。
- エ 交通情報の収集及び提供

警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

- 才 交通規制等
  - ・警察本部又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。
  - ・警察本部は、隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施する。
- カ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、 情報施設により道路情報を提供するものとする。

- キ バス運行の安全対策
  - ・防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
  - ・ 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関 と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。
- (2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。
- イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。
- ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の事前回避に努める。
- エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び警察本部 と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
- オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

#### (3) 通信確保対策

#### ア 通信の確保

- (ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。
- (4) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

### イ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。 また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

### (4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等 を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止な どについて広報活動を行う。

### 2 被害状況等の収集、報告

県、市町村及び防災関係機関は「第3章第3節第2被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

# 第2 応急活動体制の整備

### 1 県の活動体制

(1) 県災害対策本部の設置

知事は、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準により雪害 応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部(以下 「本部」という。)を設置する。

また、知事は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

### 設置基準

- 1 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 雪害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

なお、この節に記載のないものについては、「第1節 第1県の活動体制(県災害対策本部)」 に定めるところによる。

### (2) 県特別警戒本部の設置

### ア設置

県内に雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間、

又は本部の設置に至らない程度の雪害において必要と認められたときは、次の基準により総合的かつ迅速な雪害応急対策を講ずるため、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部(以下「特別警戒本部」という。)を設置する。

### 設置基準

- 1 次の状況を総合的に判断し、副知事が必要と認めたとき。
- (1) 市町村における雪害対策本部設置の状況
- (2) 指定雪量観測点における積雪深の状況
- (3) 気象台アメダス観測点における積雪深の状況
- 2 その他、特に副知事が必要と認めたとき。

特別警戒本部には、「福島県特別警戒地方本部(以下「特別警戒地方本部」という。)」を 置き、本部と連動し、所管区域の総合的かつ迅速な雪害応急対策を講ずる。

### イ 組織

特別警戒本部は、知事を除く災害対策本部員全員と必要に応じ副知事が特別警戒本部設置の都度指定する次長、課長等をもって構成し、本部長には副知事を充てる。

特別警戒地方本部についても、管内の実情に応じて整備を図るものとする。

# ウ業務

本部内の協力体制を確立し、災害情報等の収集連絡、住民への注意喚起、市町村への支援、総合的な災害対策の樹立等の協議調整を行い、総合的な災害応急対策を実施する。

### (3) 職員の非常配備・参集

県は、迅速な初動活動を実施するため、あらかじめ防災連絡員を指定し、常時連絡体制を確保するとともに、雪害発生時において、雪害応急対策を強力に推進するため、定められた基準により、速やかに非常配備体制をとる。

### ア 非常配備基準

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、災害対策課及び関係 部総室の少数人員をもって当たるもの で、状況により次の配備体制に円滑に 移行できる体制とする。	<ol> <li>降積雪期において、大雪又は風雪注意報が発表 され、なお大雪又は暴風雪警報の発表が予想され るときで、災害対策課長が配備を決定したとき。</li> <li>その他特に災害対策課長が必要と認めたとき。</li> </ol>
警戒配備	県民安全総室及び関係部総室の所要 人員で雪害に関する情報収集及び連絡 活動が円滑に行える体制とする。 〔県民安全総室班体制〕	<ul><li>1 大雪又は暴風雪警報が発表されたとき。</li><li>2 その他特に次長(県民安全担当)が必要と認めたとき。</li></ul>
特別警戒配備	関係部(局)の部(局)筆頭総室筆頭 課長及び関係総室の所要人員で雪害に 関する情報の収集、連絡及び応急対策	<ul><li>1 次の状況を総合的に判断し、生活環境部長が 必要と認めたとき。</li><li>(1)市町村における雪害対策本部設置の状況</li></ul>

	を実施し、状況に応じて特別警戒本部 の設置に移行できる体制とする。 〔県民安全総室全員体制〕	(2)指定雪量観測点における積雪深の状況 (3)気象台アメダス観測点における積雪深の 状況 2 その他、特に生活環境部長が必要と認めたと き。
特別警戒本部体制	関係部(局)長及び関係総室の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 [特別警戒本部設置]	特別警戒本部が設置されたとき。
災害対策 本部体制	激甚な災害が発生した場合において、 組織及び機能のすべてを挙げて、応急 対策に当たる体制とする。 〔災害対策本部設置〕	<ol> <li>局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。</li> <li>県内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。</li> <li>その他特に知事が当該配備を指令したとき。</li> </ol>

各配備体制における配備要員数は「第3章第2節(別表)特別警戒配備、特別警戒本部及び災害 対策本部の配備編成計画」に定めるものとする。

### イ 配備指令

- ・特別警戒配備にかかわる指揮監督は、生活環境部長が行う。
- ・特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副知事が行う。
- ・各配備にかかわる指揮監督者及び各部局長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、アの基準と異なる配備体制を指令することができる。
- ウ 動員計画及び動員の伝達
  - ・災害対策本部の各部各班(実働班)は、動員の系統、総員の順位又は連絡の方法について、 具体的に計画しておく。
  - ・配備指定職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び雪害応急対策にあたる。
- (4) 市町村の活動体制

市町村は「第3章第1節第2市町村の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

(5) 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関等は「第3章第1節第3指定地方行政機関等の活動体制」に基づいて活動体制 を整備するものとする。

### 2 県の支援体制

(1) 市町村への支援

県は、以下の状況となり、当該市町村だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、当該 市町村と協議を行い、意向を踏まえたうえで、雪害対策の一部を実施するものとする。

- ・平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・平年孤立したことのない集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ・雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合
- ・除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- ・特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合
- (2) 職員の派遣体制

県は、市町村から要請があった場合、職員を派遣して雪害対策を行う。

これに対応するため、県は市町村からの要望をとりまとめ、調整を図りながら派遣計画を作成するものとする。

# 第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

市町村は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。
- 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、県、市町村、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

### 第4 避難

1 避難の準備情報提供、勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置 避難の準備情報提供、勧告及び指示については、「第3章第10節第1避難の準備情報提供、勧 告及び指示」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第3章第10節第2警戒区域の設定」に定めるところによる。 避難の誘導については、「第3章第10節第3避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第3章第10節第4避難所の設置」に定めるところによる。

### 2 災害時要援護者の援助

- (1) 在宅者の安全確保
  - ア 市町村は、災害時要援護者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行 う。
  - イ 市町村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。
  - ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の災害時要援護者の安否確認や 避難誘導、救助活動等に努める。
  - エ 市町村は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。
  - オ 県及び市町村は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報 伝達に努めるものとする。

# (2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

# 第4章 災害復旧計画

# 第1節 施設の復旧対策

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、県教育委員会、 市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため 必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にそ の実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度 を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激 甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受け られるよう努めるものとする。

# 第1 災害復旧事業計画の作成

県(総務部、生活環境部、商工労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会)及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

#### 1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10)復旧上必要な金融その他資金計画
- (11)その他の計画

# 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県又は市町村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施 行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき 決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧 事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下この節において「激甚法」 という。)に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

# 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、県及び市町村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - 工 公営住宅災害復旧事業
  - 才 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
  - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
  - オ 水防資器材費の補助の特例
  - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

# 第3 激甚災害の指定

### 1 激甚災害に関する調査

(1) 県の措置等

県(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

(2) 市町村の協力等

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

# 2 激甚災害指定の促進

県(総務部、生活環境部、商工労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会)は、激

甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る ものとする。

# 第4 災害復旧事業の実施

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

# 第2節 被災地の生活安定

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、福島労働局、 日本赤十字社福島県支部、郵便事業(株)、市町村、市町村社会福祉協議会、住宅金融公庫)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

### 第1 義援金の配分

# 1 義援金の受入れ配分

(1) 県(保健福祉部)

義援金配分委員会に付託して配分する。

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集団体代表(日本赤十字社 福島県支部、県共同募金会、報道機関等)からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、 市町村に送金して、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会 日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、(1)の

(3) 市町村

市町村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、 対象は住宅被害(全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

# 第2 被災者の生活確保

- 1 公営住宅の一時使用
  - (1) 実施機関等
    - ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下、「公営住宅等」という。)の一時使用に関する計画 の立案と実施は、市町村長が行うものとする。
    - イ 県(土木部)及び市町村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の 把握に努めるものとする。
    - ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。
  - (2) 実施方法等
    - ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいづれかに 該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (4) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び 小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。

### イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
- (4) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

# ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市町村内に市町村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同 法施行令及び福島県住宅等条例並びに市町村住宅等条例を準用する。

### エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものと する。
- (イ) 市町村は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周 辺市町村又は県(土木部)に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市町村は自らの公営住宅等に、県(土木部)は、被災地内又は その周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、 それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

### オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

### 2 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相 談の実施
- ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- エ 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

# 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格 者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

### 4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

### 5 租税の徴収猶予等の措置

国、県(総務部)及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の 規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、 徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

# 6 郵便関係措置等

郵便事業(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

- (1) 郵便関係
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替によ り省令で定める法人又は団体の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除 の取扱いを実施する。

(3) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合には、非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄附金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

# 7 生活必需品等の安定供給の確保

県(生活環境部、商工労働部、農林水産部)は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び 事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

### 第3 被災者への支援

# 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

### 2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により 生ずる被害(法第2条第1号)で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。) が発生した市町村における自然災害 (施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害(施行令第1条第2号)
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(施行令第1条第3号)
- (4)(1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)における自然災害(施行令第1条第4号)
- (5)(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る)で、(1) ~(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(施行 令第1条第5号)
- (6) (3) 又は(4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5(人口五万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害(施行令第1条第6号)

# 3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊(全焼、全流出を含む。)した世帯(以下「全壊世帯」という。)(法 第2条第2号イ)
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 (以下「解体世帯」という。) (法第2条第2号ロ)
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住 宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長

期避難世帯」という。) (法第2条第2号ハ)

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)(法第2条第2号二)

#### 4 支援法の適用手続き

(1) 市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当する ものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告 するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

# 5 支援金支給の基準

# 対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額		
	複数世帯	単数世帯	
全壊世帯 (法第2条第2号イ)	100万円	75万円	
解体世帯(法第2条第2号口)	100万円	75万円	
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円	
大規模半壊世帯 (法第2条第2号二)	50万円	35.5万円	

# イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額		
圧七の特定が仏	複数世帯	単数世帯	
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円	150万円	
(法第3条第2項第1号)			
居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円	
(法第3条第2項第2号)			
居住する住宅を賃借する世帯	50万円	37.5万円	
(公営住宅を除く) (法第3条第2項第2号)			

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

# 6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市町村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するもの

とする。

#### (2) 書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

# (3) 支給申請書等の送付

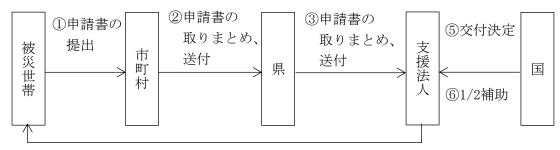
市町村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する ものとする。

### (4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



④支援金の支給決定及び支給

# 第4 被災者への融資

# 1 農林水産業関係

県(農林水産部)は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、 農業協同組合及び漁業協同組合(以下「組合」という。)に対し、機を逸せずに必要と認められる 範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

- (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置
  - ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはそ の他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。
  - イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又 は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。
- (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配 慮する。

# 2 商工関係 (中小企業への融資)

県(商工労働部)は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるものとする。

# 3 住宅関係

県(土木部) は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融公庫から低利で融資を 受けるための認定業務及びあっせんを行い、り災者の住宅再建を支援する。

#### 4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

#### ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、 小額の資金を融資するものとする。

### イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。)に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

# 第5 り災証明書等の交付

前記の第1から第3及び第4(4(1)アを除く)に掲げた被災者の各種支援措置を実施するためには、り災証明書等が必要となるため、災害発生後早期にり災証明書等の交付体制を確立するものとする。

- 1 市町村は、あらかじめ被害認定及びり災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適 正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図 るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- 2 消防本部は、火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立 する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

# 第5章 火山対策計画

# 第1 火山の概況及び基本方針

#### 1 火山の概況と基本方針

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の五活火山があり、那須岳にも隣接しているが、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

しかし、一方では、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動に よって多くの被害をもたらしているところである。

全国には110の活火山があり、このうち、今後100年程度以内に噴火が発生する可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって47火山が選定されている。気象庁は、これら47火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区火山監視・情報センターで火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

県もここに、火山災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、もって県、市町村その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

#### 2 火山地域市町村

本章における市町村とは次の19市町村をいい、火山ごとの関係は表のとおりである。

福島市、会津若松市、郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、三島町、金山町、檜枝岐村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、下郷町

吾	妻	Щ	福島市、猪苗代町、北塩原村		
安	達太島	1 山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町		
磐	梯	Щ	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村		
燧	ケ	岳	檜枝岐村		
沼		沢	三島町、金山町		
那	須	岳	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、下郷町		

# 第2 防災のための体制整備及び事業等の推進

### 1 防災体制の整備

(1) 県

ア 災害対策本部、災害対策地方本部及び現地本部の設置

火山現象の規模又は被害の状況等から、災害対策に万全を期するため必要があると認める場合は、「第3章第1節応急活動体制」により災害対策本部、災害対策地方本部及び現地本部等を設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置に至らない場合には、「第3章第2節職員の動員配備」により警

戒配備、特別警戒配備及び特別警戒本部体制をもって対応するものとする。

#### イ 防災関係機関の連絡調整

火山に係る災害予防対策、災害応急対策が円滑に実施されるよう連絡調整が必要なときには、 関係機関と対策を協議するため、「福島県火山防災対策連絡会議」を開催するものとする。

#### ウ 噴火警報等の伝達

噴火警報等は、次の第3の3に定めるところにより伝達することとするが、噴火警報(居住地域)は特に緊急を要するので、市町村長その他防災関係機関等に対して迅速かつ的確に通報するものとする。

#### エ 応急措置の実施

災害対策上、作業の従事若しくは協力命令又は施設若しくは物資等の保管命令その他の応急 措置を必要とする場合は、災害対策基本法第71条の規定に基づき行うものとする。

#### オ 避難施設緊急整備地域等の指定

火山の爆発により、住民の生命及び身体に被害が生じ若しくは生ずるおそれがある地域、又は火山の爆発に伴う降灰により、住民の日常生活に著しい支障を生じ若しくは生ずるおそれがある地域で、それらの被害を防止又は軽減するための施設を緊急に整備する必要があると認められるときは、その地域について活火山法の規定に基づく「避難施設緊急整備地域」又は「降灰防除地域」の指定を受けるための措置を講ずるものとする。

# (2) 市町村

#### ア 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を行い、 住民等への周知に努めるものとする。

#### イ 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部等を設置して、災害対策に 万全を期するものとする。

# ウ 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対し、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図るものとする。

#### エ 避難勧告等の伝達及び監視

火山現象により市町村長が発する避難の勧告、又は指示を住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

なお、伝達にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

#### (3) その他の防災関係機関

県及び市町村以外の防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県及び市町村と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講ずるものとする。

福島地方気象台は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

# 2 防災事業等の推進

#### (1) 県

県は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

- ア 避難施設(退避舎、退避壕、退避広報施設等)の整備
- イ 防災のための農林水産業経営施設の整備
- ウ 降灰除去事業
- 工 治山治水事業
- 才 砂防事業
- カ 河川の水質汚濁防止措置
- キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- ク 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導 なお、前1(1)オにより避難施設緊急整備地域等の指定を受けた場合は、活火山法第3条第 2項又は同法第8条第1項から第3項までの規定に基づく計画を作成するものとする。

#### (2) 市町村

市町村は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進するものとする。

# 第3 噴火警報等

# 1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、 以下のとおりである。

# (1) 噴火警報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(影響範囲)を付して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(略称は「火口周辺警報」)として発表する。

#### (2) 噴火予報

仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

# (3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。福島県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

福島県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況

区分	火山名
噴火警戒レベル導入火山	吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベル未導入火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火予報・噴火警報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

注:表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいはそれらが出現しうる領域 (火口出現領域)を意味する。伊豆郡東部火山群のように、あらかじめ噴火場所(地域)を特定で きないものは、地震活動領域を火口領域と想定して対応。

# ○噴火警戒レベルが導入されている火山の場合

予報警報 の種類	対象範囲を付 した噴火警報 の名称		対象範囲	レベル (警戒事項等)	発表基準等
噴火 警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が切迫している状態と予想 される場合
		ŦIX		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される場合
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺		居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される場合(対象範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)
		報	火口から少し離れ た所までの火口周 辺	レベル 2 (火口周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合(対 象範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)
噴火予報			火口内等	レベル 1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (対象範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)

# ○噴火警戒レベルが導入されていない火山の場合

0 /// 10							
予報警報 の種類	対象範囲を付 した噴火警報 の名称		対象範囲	警戒事項等	発表基準等		
噴火警報	噴火警報 (居住地域) ※	噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより火口 側		居住地域又は山麓に重大な被害 を及ぼす噴火が発生する可能性 が高まってきていると予想され る場合		

	噴火警報 火 口 周 辺 敬	口周	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	, , , , , ,	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される場合(対象範囲に入った 場合には生命に危険が及ぶ)
		報	火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合(対 象範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)
噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (対象範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)

※居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」

※※居住地域が不明確は場合は、「山麓厳重警戒」

# 噴火警戒レベルの表

名 称	対象範	レベル・キーワード	説明			
松小	囲		火山活動の状況	住民等の行動(※1)	登山者・入山者等への対応(※1)	
噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある	危険な居住地域(※2)からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)		
		レベル 4 (避難準 備)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まってきている)	警戒が必要な居住地域( ※2)での避難の準備、 災害時要援護者の避難 等が必要(状況に応じ て対象地域を判断)		
火口周辺	火口から 居住地域 近くまで		居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)	通常の生活(今後の火 山活動の推移に注意。 入山規制) 状況に応じて災害時要	登山禁止や入山規制等危 険な地域への立入規制等 (状況に応じて規制範囲 を判断)	

警報			噴火が発生、あるいは 発生すると予想される	援護者の避難準備等	
	火口周辺	(火口周	火口周辺に影響を及ぼ す(この範囲に入った 場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あ るいは発生すると予想 される	通常の生活	火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火口周辺 の規制範囲を判断)
噴火予報	火口内等		火山活動は静穏 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)		特になし(状況に応じて 火口内への立入規制等)

※1:住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

※2:避難または避難準備の対象として市町村の地域防災計画等に定められた地域。ただし、火山活動の状況によって具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがある。

# 吾妻山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル・ キーワー ド	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5・避難	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある	危険な居住地域からの 避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山 泥流が居住地域まで到 達、あるいはそのよう な噴火が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4・避難 準備	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まっている)	警戒が必要な居住地域 での避難準備、災害時 要援護者の避難等が必 要 全山入山規制	・噴火に伴う融雪型火山 泥流が発生し、噴火が さらに継続すると居住 地域まで到達すると予 想される 【過去事例】 有史以降の事例なし

		3・入山 規制	居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される	住民は通常の生活。状 況に応じて災害時要援 護者の避難準備 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規 制等	・小~中規模噴火が発生 して、火口から概ね4 km以内に噴石飛散 【過去事例】 1950年:噴石が火口から 約1.2kmまで飛散 1893年:噴石が火口から 約1.5kmまで飛散 ・地震多発や顕著な地殻 変動等により、小~中 規模噴火の発生が予想 される 【過去事例】 観測事例なし
	火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制 等	・小規模噴火が発生し、 火口から概ね500m以 内に噴石飛散 【過去事例】 1977年:小規模噴火の発 生 1952年:小規模噴火の発 生、噴石が火口から約 0.2kmまで飛散 ・地震活動や噴気活動の 活発化等により、小規 模噴火の発生が予想さ れる 【過去事例】 1966年:有感地震を含む 地震活動の活発化
噴火予報	火口内等	1・平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内へ の立入規制等	・火山活動は静穏、状況 により火口内に影響す る程度の噴出の可能性 あり

- 注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。
- 注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。
- 注4) ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2~4kmの範囲に飛散する噴火とする。

# 磐梯山の噴火警戒レベル表

$\overline{}$		/ \		ı	
名称	対象範囲	レベル・ キーワー ド	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域 及より 側	5・避難	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある	危険な居住地域からの 避難等が必要	・大規模噴火の発生 ・噴火に伴う融雪型火山 泥流が居住地域まで到 達、あるいはそのよう な噴火が切迫している 【過去事例】 なし 【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積 雪期に発生した場合
		4・避難準備	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まっている)	警戒が必要な居住地域 での避難準備、災害時 要援護者の避難等が必 要	・大規模噴火の可能性・ 噴火に伴う融雪型火山 泥流が発生し、噴火が さらに継続すると居住 地域まで到達すると予 想される 【過去事例】 なし 【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積 雪期に発生する可能性
火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで		居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される	住民は通常の生活 状況に応じて災害時要 援護者の避難準備 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規 制等	・中規模噴火が発生して 、火口から概ね3km以 内に噴石飛散 【過去事例】 なし ・中規模噴火の発生が予

					想される 【過去事例】 2000年8月15日:日別地 震回数403回、有感地震 発生、GPSに若干の変 化、入山規制、磐梯山ゴ ールドライン規制
	火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制 等	・小規模噴火が発生し、 火口から概ね1km以内 に噴石飛散 【過去事例】 なし ・小規模噴火の発生が予 想される 【過去事例】 なし
噴火予報	火口内等	1・平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内へ の立入規制等	現在の状態

- 注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
- 注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。
- 注3)火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。

# 安達太良山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル・ キーワー ド	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側		居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある	危険な居住地域からの 避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山 泥流が居住地域まで到 達、あるいはそのよう な噴火が切迫している 【過去事例】

					なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積 雪期に発生した場合		
		4・避難	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まっている)	警戒が必要な居住地域 での避難準備、災害時 要援護者の避難等が必 要	・噴火に伴う融雪型火山 泥流が発生し、居住地 域まで到達すると予想 される 【過去事例】 なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積 雪期に発生した場合		
火口周辺警報	火居住地まで		居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。	住民は通常の生活 状況に応じて災害時要 援護者の避難準備 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規 制等	・中規模噴火が発生して 、火口外に噴出物が飛 び出す ・ベースサージ(爆風) 、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日:噴火、 沼ノ平火口内で水蒸気 爆発 火口内硫黄精錬所が吹き 飛ばされ72名死亡、10 名負傷 ・中規模噴火が予想され る 【過去事例】 なし		
	火口周辺	2・火口 周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 沼ノ平火口内への立入 規制等	・小規模噴火が発生し、 沼ノ平火口内での噴石 飛散 ・噴気、泥、硫黄等の噴 出 【過去事例】 1899年8月24日:噴火、 沼ノ平火口で水蒸気爆発		

					。直径40mの新火口生成
					。降灰東方数km
					1997年4月頃~: 沼ノ平
					火口底の地中温度上昇
					・小規模噴火の発生が予
					想される
					【過去事例】
					なし
					-
噴	火口内等	1 • 平常	火山活動は静穏	沼ノ平火口内で危険な	  ・ごく小規模な噴気、泥
火	7 (17)	_ 1 114	火山活動の状態によっ	箇所への立入規制	等の噴出
予			て、火口内で火山灰の	E4/21 2 = 2/2/98/194	【過去事例】
報			噴出等が見られる(こ		1996年9月:白色噴気30
			の範囲に入った場合に		m、沼ノ平中央部で泥の
			は生命に危険が及ぶ)		噴出、直径100mに飛散
			(8工作(5)图例(7)		2000年2月:一時的に
					300mまで上がる
					2000 H & C T 1/4 2

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

# 那須岳の噴火警戒レベル表

名	対象範囲	レベル・	火山活動の状況	住民等の行動及び登山	想定される現象等
称		キーワード		者・入山者等への対応	
噴火警報	居住地域れより火口側	5・避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し火砕流、 融雪型泥流が居住地域 に到達、あるいはその ような噴火が切迫して いる。また、噴石が概 ね4㎞程度の範囲に飛 散する噴火が切迫、あ るいは発生 【過去事例】 1410年:ブルカノ式噴火 発生、その後火砕流が約 8㎞流下、泥流の発生
		4 · 避難	居住地域に重大な被害	警戒が必要な居住地域	・小~中規模噴火が頻発

		準備	を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	し、火砕流、融雪型泥 流(冬季の場合)が居 住地域まで到達するよ うな噴火、または噴石 が4km程度の範囲まで 飛散するような噴火の 発生が予想される 【過去事例】 1408~1410年:水蒸気噴 火が頻発
火口周辺警報		3・入山規制	居住地域の近くまで重 大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは 発生すると予想される	住民は通常の生活 状況に応じて災害時要 援護者の避難準備 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規 制等	・山頂付近から中規模噴 火が発生し、半径2. 5 km程度まで大きな噴 石が飛散 【過去事例】 1881年:水蒸気噴火が発 生 ・中規模噴火の発生が予 想される 【過去事例】 なし
	火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入ったすのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等	・山頂付近から小規模噴 火が発生し、半径1. 5km程度まで大きな噴 石が飛散 【過去事例】 なし ・小規模噴火の発生が予 想されるごく小規模の 噴火 【過去事例】 1953年の噴火
噴火予報	火口内等	1・平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ	状況に応じて火口内へ の立入規制等	・火山活動は静穏、状況 により山頂火口内及び 一部火口外に影響する 程度の噴出の可能性あ

	の範囲に入った場合に	ŋ
	は生命に危険が及ぶ)	

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大き さのものとする。

#### (4) 降灰予報

噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される県を対象に発表される。

発表基準: 噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一 定規模以上の噴火が発生した場合

発表時期: 第1報は噴火の概ね30~40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表。その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表

#### (5) 火山ガス予報

火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表される。

注) 該当する火山は、当面、三宅島のみ。

発表基準: 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合

発表時期: 原則として定時

# (6) 火山の状況に関する解説情報

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象 庁及び仙台管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

### イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

### ウ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

#### 工 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

# オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

# 2 伝達気象官署

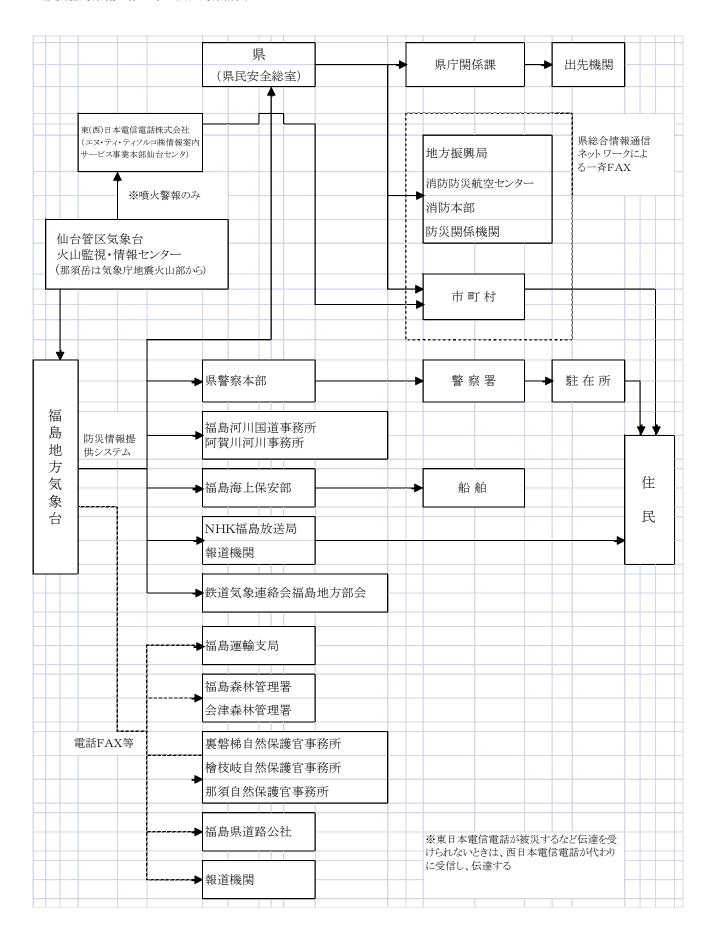
噴火警報等は、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳及び沼沢については仙台管区気象台が、また、那須岳については状況により気象庁地震火山部と仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

# 3 伝達系等

噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報(居住地域)は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために 通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱う ものとする。

				火厂	山名		
伝達官署・火山	伝達先	吾妻	安達	磐梯	燧ヶ	沼沢	那須
		Щ	太良	Щ	岳		岳
			山				
福島地方気象台	福島県(県民安全総室)	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$
吾妻山	福島県警察本部	0	0	0	0	$\circ$	$\circ$
安達太良山	福島海上保安部	0	0	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$
磐梯山	福島森林管理署	0	0	_	_		_
燧ヶ岳	会津森林管理署	0	0	0	_	0	_
沼沢	会津森林管理署南会津支署	_	_	_	0	_	_
那須岳	東北地方整備局福島河川国道事務所	0	0	0	0	0	$\circ$
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$
	裏磐梯自然保護官事務所	0	0	0	_		_
	檜枝岐自然保護官事務所	_	_	_	0		_
	那須自然保護官事務所	_	_	1	_	_	0
	東北運輸局福島運輸支局	0	0	0	0	$\circ$	$\circ$
	福島県道路公社	0	0	_	_	_	$\circ$
	福島県道路公社裏磐梯総合事務所	_	_	0	_	_	_
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	0	0	0	0	0	0
	鉄道気象連絡会福島地方部会	0	0	0	0	0	$\circ$



# (1) 県の措置

県は、噴火警報を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。

また、噴火警報によって規制される範囲へ至る道路および登山道等に対しては、噴火警報の内容に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置をとるものとする。

# (2) 市町村の措置

市町村は、県から噴火警報を受理したときは、市町村地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民等に対して伝達するとともに、火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

# (3) 県警察本部の措置

県警察本部は、噴火警報を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他 必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民に対して当該 情報の周知に努めるものとする。

# (5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、県又は市町村等から噴火警報を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。

# 第4 災害予防対策

### 1 危険防止設備の整備

市町村は、火山地域において、危険が予想される場所等の注意を喚起する立看板を設置し、又は 当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

# 2 火山現象の知識の啓発

#### (1) 住民等に関する啓発

県及び市町村は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うとともに、県観光開発公社、県道路公社、市町村観光協会及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請するものとする。

特に市町村は、異常現象を発見した場合の通報義務について啓発を図るものとする。

また、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立看板を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

#### (2) 防災関係機関の協力

県及び市町村以外の防災関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、住民、登山者、観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、 県又は市町村から啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

### 3 訓練の実施

### (1) 防災訓練

市町村は、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため防災訓練を実施するものとする。訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

# (2) 通信訓練

市町村は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等にかかる通信体制の確立を期するため、通信訓練を実施するものとする。

#### 4 危険区域の明示

市町村は、県及び関係機関と連携し、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するとともに、火山災害に関する火山災害予想区域図 (ハザードマップ) 等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うものとする。

また、関係市町村は、当該区域における火山災害予想区域図(ハザードマップ)及び警戒避難対策を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。

# 第5 災害応急対策

#### 1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。したがって、県、市町村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって情報の収集及び伝達に努めるものとする。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

### 2 監視

市町村長は、火山の現象により、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。ただし、平常時においては、県観光開発公社、県道路公社及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請することができるものとする。

# 3 避難

#### (1) 避難準備

市町村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象がおよぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報(居住地域)が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

# (2) 事前避難

市町村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報(居住地域)が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。こ

れらの勧告、指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対しては十分配慮するものとする。

避難を勧告、又は指示するときは、避難先をも明示するものとし、第2の1(2)ウに定める避難 勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。(本事項は、以下(3)、(4)の伝達について も準用するものとする。)

# (3) 緊急避難

市町村長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、 又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報(居住地域)を受けたときは、住民等に避難を勧告又は 指示するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。 避難勧告又は指示に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行うも のとする。

# (4) 最終避難

市町村長は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

この場合、市町村長は、県県民安全総室、福島地方気象台、県警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

# (5) 収容

市町村長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

#### 4 救出

火山災害の現場において要救助者があるときは、市町村その他の防災関係機関又は現場にいる者 はその者の救出に当たるものとする。

# (1) 救助隊の編成

市町村長は、消防団等による救助隊を編成するほか、県警察又は災害派遣による自衛隊(派遣要請先は、県知事(県民安全総室))その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。

特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議するものとする。

# (2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

#### 5 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第3章第12節医療(助産)救護」によるものとするが、 市町村は、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編制等について市町村地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

### 6 交通

# (1) 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第3章第13節緊急輸送対策」、「同章第14節警備活動及び交通規制措置」及び「同章第18節被災地の応急対策」によるものとする。

# (2) 有料道路

市町村長は、噴火警報を受けたときは、その内容を有料道路管理機関に通知するとともに、有料 道路の一時閉鎖及び通行中の車両等に安全確保のための措置を講ずるよう要請するものとする。

また、噴火警報によって規制される範囲に至る道路については、規制される範囲より手前の料金 所等の場所において進入禁止等の制限を行なうものとする。

# 7 警備活動

火山の爆発等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、 「第3章第14節警備活動及び交通規制措置」によるものとする。

# 第6 災害復旧

火山による災害の復旧については、県及び市町村はそれぞれ当該地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、又その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。